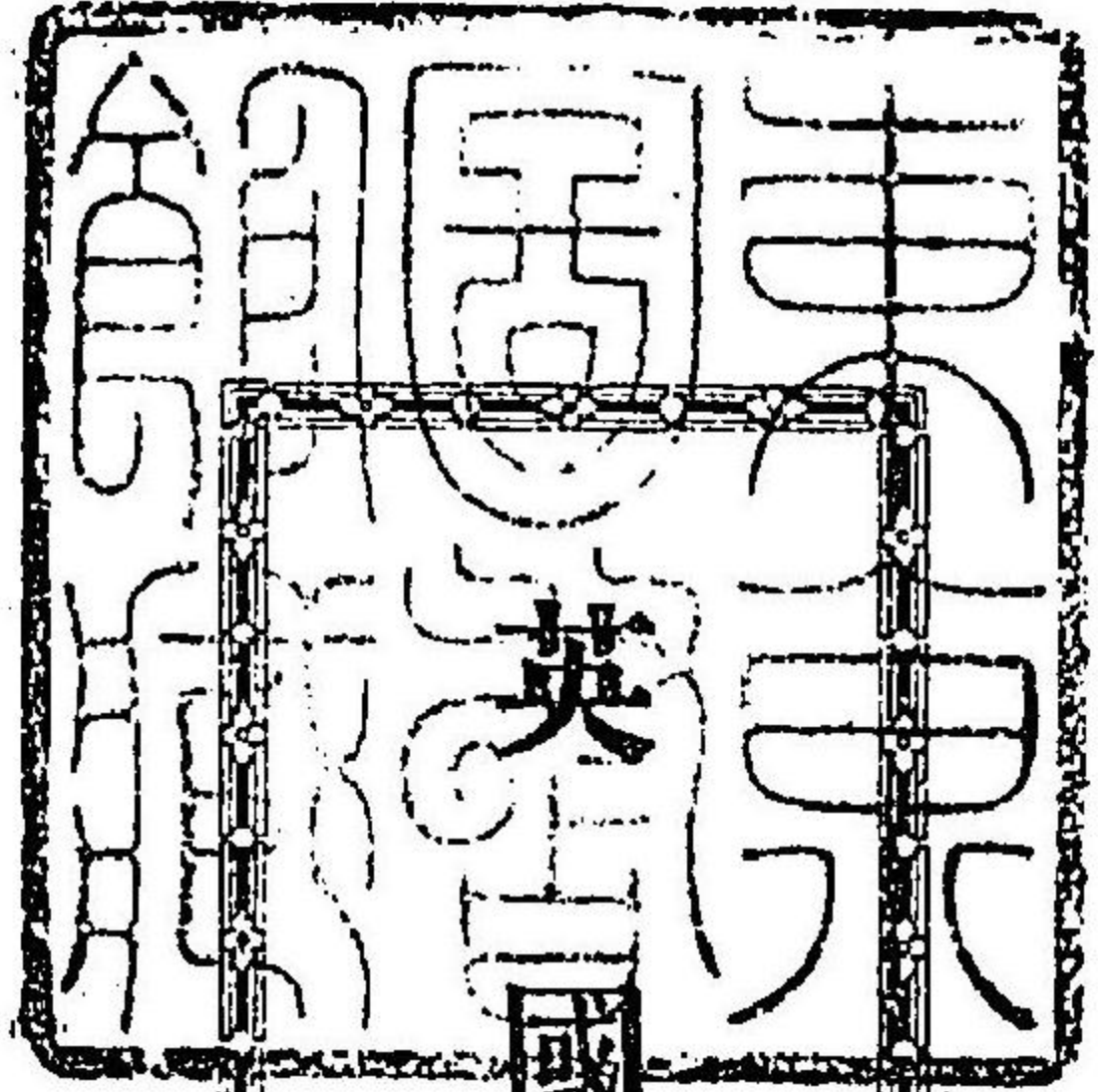


3/52  
5

文學士 高田早苗 講述



英國

憲法史

完



發行所 東京專門學校

英國憲法史目次

緒 言

第一編 遡遠時代

第一章 略 史

第二章 土地及社會

第三章 政治の組織

第四章 法律宗教及兵制

第二編 ノルマン時代

第一章 略 史

第二章 封建時代

第三章 ノルマン諸王の政治 其一

第四章 ノルマン諸王の政治 其二

第三編 プランタゲネット時代

第一章 略 史

目次

一頁  
四頁  
四頁  
七頁  
一四頁  
一八頁  
二五頁  
二五頁  
二六頁  
三四頁  
三四頁  
三九頁  
四三頁  
四三頁

第二章	ヘンリー二世の政治	四六頁
第三章	大憲章の發布	五一頁
第四章	ノルマン及フランクデネット 王統の行政制度	六五頁
第五章	パリアメントの起源	六八頁
第六章	パリアメントの發達	七八頁
第七章	王位の繼承を論ず	九六頁
<b>第四編</b>		
	ランカストル、ヨーク及 チユードル王統	一一一頁
第一章	略史	一一一頁
第二章	ランカストル及ヨーク王統の國會	一二二頁
第三章	チユードル王統	一三五頁
第四章	宗教改革及エリサベスの朝	一五二頁
<b>第五編</b>	スチユアルト王統	一七二頁

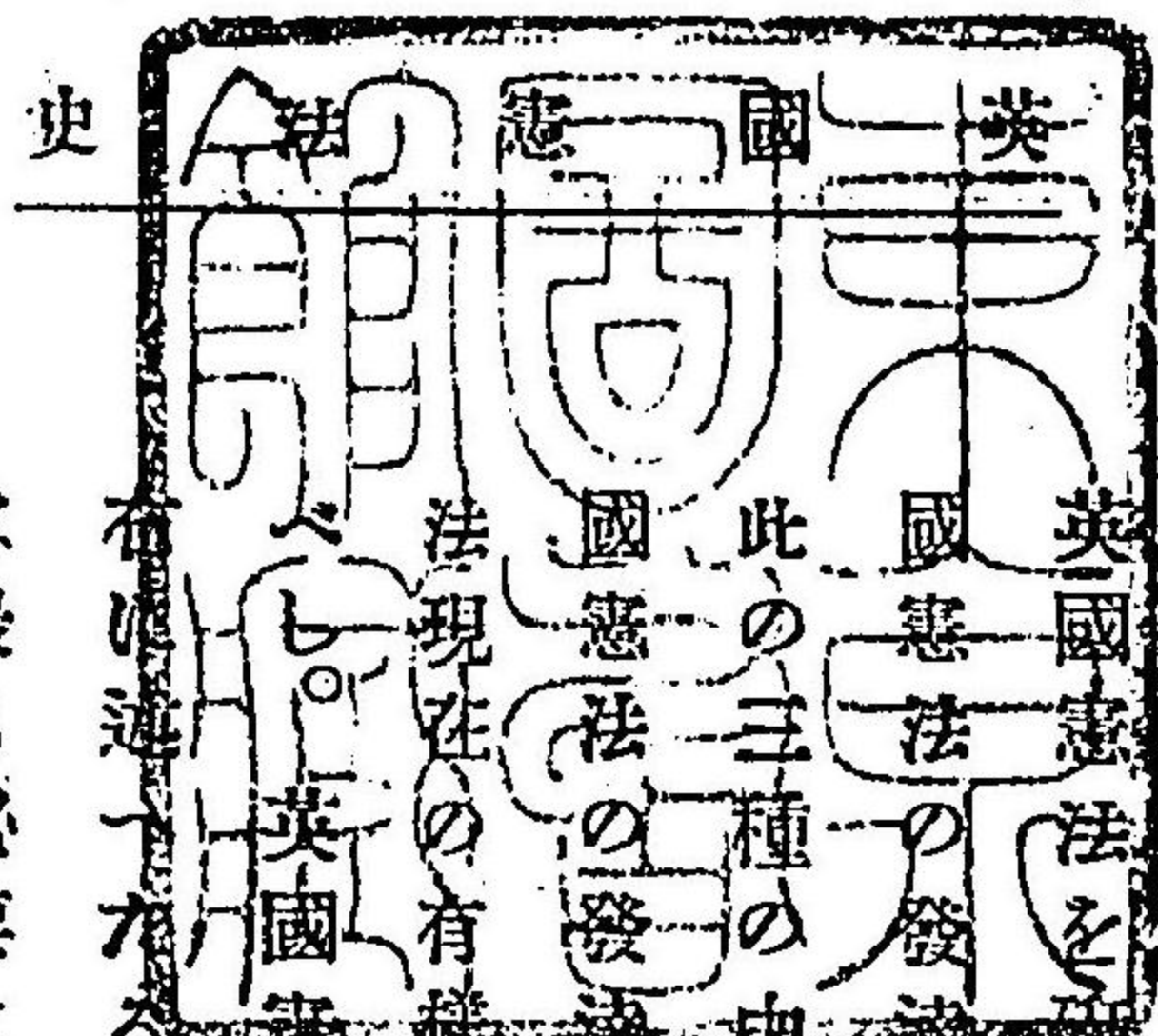
第一章	略史	一七二頁
第二章	スチユアルト王統(セームス一世)	一七三頁
第三章	チャールス一世の時代 其一	一九四頁
第四章	チャールス一世の時代 其二	二〇八頁
第五章	チャールス一世の時代 其三	二三一頁
第六章	チャールス二世及びジェームス 二世の時代	二六〇頁
<b>第六編</b>		
	ハノバル王統	二七八頁
第一章	略史	二七八頁
第二章	大革命以後の英國	二七九頁
第三章	承前	二九一頁

# 英國憲法史

## 緒言



高田早苗講述



英國憲法を研究する方法に三種あり即ち英國憲法現在の有様を研究すると英國憲法の發達を研究すると及英國憲法の利害得失を研究すること是れなり。此の三種の中に就て今吾人が研究せんとする所のものは第二種に屬す即ち英國憲法の發達其萌芽より今日に至る迄の變遷を究めんとするに在り。英國憲法現在の有様を知らんと欲せば單に英國憲法と稱する題目の下に之を研究すべし。英國憲法の利害得失に至ては英國憲法論に於て研究せざる可らず。有様を述べたる三種の研究法中英國憲法發達の研究を爲すと即ち歴史的研究は最も必要なりと謂はざる可らず何となれば英國憲法なるもの元來不成典憲法にして特に歴史的發達をなしたるものなればなり。概言すれば英國憲法史外に英國憲法なしと謂ふを得へし。然れども英國憲法史の研究は決して容易の業に非ず英國憲法は千有餘年の間に種々の變遷を経て發達し來りしものに

して明瞭に之を寫出すとは頗る困難の事業なり故に之を研究するに當てや最も耐忍を要す。然れども之を研究したるの結果則ち其收穫に至ては頗る價値あるべし。而して殊に幸なるは英國憲法史を研究する所の材料の最も豊にして英國憲法の現在の有様を叙述したる所の書類又は英國憲法の利害得失を論したる著述に比するときは英國憲法史に關する著述尤も多きこと是なり。今其重なるもの二三を舉れば、スタップス氏の英國憲法史(専ら古代の事を論す)、ハラム氏の英國憲法史(中世の事を論す)、メー氏の英國憲法史(近代の事を論す)及クナイスド氏の英國憲法史(ラングミード氏の英國憲法史等なり其他稍々簡易なる著述に至ては殆んど枚擧に遑あらず。然れども英國憲法史を研究する材料の豊富なるは却て講義者を惱ます所の一原因なりスタップ、ハラム、メー等の著述何れも浩瀚にして引用に便ならず又簡單なるものに至ては隔靴の憾あり之を要するに繁簡其宜しきを得て英國憲法千有餘年間の發達を一目瞭然たらしむるが如く研究するは難事の中の難事と謂ふ可し。今の講述の如き勉めて明瞭ならんことを期すると雖も或は懼る諸君

をして概要を會得せしむる能はざるを。而して此講義を聽く所の諸君に望む所は英國史の事實を記憶すること是なり何となれば講義者の義務は英國憲法史を講するに在りて英國史の事實を講するにあらず故に聽講者にして英國史の事實を知らざるときは如何に明瞭に講義するも到底五里霧中に彷徨し憲法史の眞味を解するに能はさればなり

第一編 遡遠時代

自アングロサクソン建國至ノルマン征服

(紀元六百年—千〇六十六年)

第一章 畧 史

今日大武列顛及愛爾士合併王國と稱せらるゝ國は其初セルト人種の一部屬なる  
 ブリトン人種が占領したる所なり。ブリトン人種一時拉丁種族に屬する羅馬人  
 の爲に征服せられ。其後羅馬の本國北歐の野蠻の爲に襲はれたるを以てブリト  
 ン人種鎮壓の爲に派遣したる鎮臺は悉く本國に叛れり然るに武列顛島の北部即  
 ち今の蘇格蘭にピクツ及スコツと稱する慄悍勇猛の人種ありて屢ブリトン人種  
 を惱ましブリトン人種獨力を以て之を支ふるを得ず援を羅馬に求めたるも羅馬  
 は之に應ずる能はず止を得ずして今日の日耳曼の一方に割據せるアングロサクソ  
 ン人種に援兵を乞ふととなれり。アングロサクソン人種はアングルス、サクソン  
 ス、及シュエーの三種族に分れチエートニツク種類の一部屬なり。アングロサク  
 ソン人種はブリトン人の應援を名とし今の英國に數回の移住を爲し遂にピクツ及

スコツの侵略を止めたりと雖も其儘英國に止まりてブリトン人種を虐げ遂に之  
 を今の愛耳蘭及ウェールスの邊隅に逐ひ全英國を悉く其所有とせり。是れ歴史  
 に云ふ所のサクソン征服なるものなり  
 凡て征服に三種あり其第一種は種族を擧て襲來し其邦土の從來の所有主を放逐  
 して自ら其所有主となること其第二種は一人種の他の種族を征服するも之を驅  
 逐し又は盡殺するか如きとなく共に其國土内に住み唯政權は征服者の手に專有  
 し被征服者は勞働者流となり其土地に在ること其第三種は征服者其征服したる  
 土地に留るとなく被征服者に貢獻の義務を負はしめ本國に引揚ると是なり。此  
 三種の征服中サクソン征服は第一種に屬し後のノルマン征服は第二種に屬する  
 ものと知る可し而してサクソン征服が第一種に屬するとは憲法史を研究するに  
 方りて先づ注目せざる可らざる緊要の事實なり何となればサクソン征服が第一  
 種に屬するの事情は英國のナシナリチに大關係を有するを以てなり。ラング  
 ミード曰く英國人民の特有に屬する制度の沿革を知らんと欲するに方りては先  
 つ英吉利の國家は如何なる元素の結合より成れるものなるやを究めざるへから

六  
 ら、現時歐羅巴大陸にある所の人種にして種族の單純なるもの稀なりと雖も其一種の原素殊に較著なるに至ては皆其趣を一にす英國人民に就て之を云ふも亦然り其較著なるものはチユートニツク人種の元素たるに外ならず云々と。即ち今の英國人なるものを成せる元素中には多少ブリトンの元素もあるべく又ラテンの元素もあるべしと雖も専らチユートニツク即ちサクソンの元素なることは争ふへからず。而して其然る所以はサクソン征服が第一種の征服にしてブリトン人種の如きは全く驅逐せられたるか爲に外ならず

アングルス、サクソン及シュエーットの三種族は英國の各所に移住せしか其内アングルスの名は移りて土地の稱となりアングラランド即ちイングランドの名稱起り其人種は總稱してサクソンスと謂ひ又アングロサクソンと稱せらるゝに至れり。右三人種の殖民は其後數回の離合變遷を経て遂にサクソン七國なるもの起れり即ちケント、エッセックス、サセックス、ウエッセックス、東アングリヤ、ノルザンブリア及びマルシヤ是れなり。此七國の君主中勢力あるものは交々立てブレッドウォルダとなりアレドウォルダは聯邦の盟主なり當時英國の形勢は恰も支那の春秋戰國の時に

似てブレッドウォルダは五霸の如し。然るに彼の支那に於る齊楚趙韓魏等の諸國が秦の爲に併呑せられたると同くサクソンの七國も亦ウエッセックスの爲に併呑せられて其建國の始祖たるサルゲックの子孫エグバルト王遂に全國を統一したり。是より以後サクソン王統と稱せらるゝもの英國に君臨し中頃デーン人歐羅巴の北部即ち今の噠馬地方より來りて英國を襲ひ其王カニユートはサクソン人種を征服して英王と仰がれしが傳ふると二世にして再ひサクソン王統の復古となりエドワードコンフェッショナルの時に至れり。然るに此王崩して子なく貴族の一人ハロルド侯代て王位を繼承せしがノルマンディーの公爵ウヰリヤム大兵を擧て英國を襲ひヘスチングスの原野に於てサクソン軍を破るサクソン王統茲に滅亡しノルマン王統之れに代れり是をノルマン征服と云ふ

## 第一章 土地及社會

溯りてサクソン時代の憲法史を攻究するに方りては先づサクソン人種の土地所有法及其區畫とサクソン社會の階級法等を叙述せざるへからず。抑もサクソン時代の制度は一としてチユートニツク人種の制度習慣に胚胎せざるものあらず故

に詳に其由來を研究せんと欲せばサクソン人種か英國に渡來せる以前即ちチュ  
 ートニツク人種の間に行はれたる制度習慣を攻究せざるへからず而してチュ  
 トニツク人種の制度習慣は開明を究めたりし隣國羅馬人の著書殊に其有名なる  
 歴史家マシタスの著述に由りて繹ぬる時は其概要を知るを得べしと雖ども茲に  
 之を省略し只サクソン人種か英國に移住したる以後の制度に付て研究する所あ  
 らんとす

サクソン人種は英國の土地を二種に分ちたり第一フォルランド第二ポックラン  
 ド是なり。フォルランドは民有地の義にして即ち共有地なりポックランドは帳  
 簿に記載せる土地と云ふ義にして即ち私有地なり。サクソン人種か英國に移住  
 するや其土地を血統に依りて組織したる勇士一百人の團結の間に分割し其分割  
 したる土地を小分して近親の間に配當せり此近親の團結をミグスと稱す。ミグ  
 スの間に分配せられたる土地は家長之を所有し其他の部分は之を共有の土地に  
 なせるものゝ如し。フォルランドは即ち其分配以外の共有地にして國家の歳入  
 は多く是より出てたり。フォルランドは賢者集會ウヰサドマンの許可を経るに非れば私有地

となすを得ず又期限を設け一私人の有となすとあるも其期限満るときは再び國  
 家の土地となれるなり。ポックランドは之に反して完全の所有權ある土地なり  
 是原始配當の一部にあらずんば爾後賢人集會の許可を得て長く一私人の所有と  
 なれるものなり去れば政府は此土地に干して地主たるの權利を有せず之に負擔  
 を蒙らしむるも地主たるの資格に依らずして政治上の資格に依れり。故にフォ  
 ックランドはポックランドに比すれば負擔を蒙ると重く此土地を所有するもの  
 は種々の租税を擔はざる可らずと雖どもポックランドを所有するものはトライ  
 ノダテセシタス(三種の必要税)と稱する負擔の外他の義務を負ふことなし。トラ  
 イノダテセシタスとは兵役城郭修繕橋梁修繕の三負擔を云ふ。フォックランド  
 は其後王權の進むに従つて其性質を變し竟にテラレンシス即ち王土と稱せらるゝ  
 に至れり。蓋し共有の土地王土になるれば社會の形勢漸く變して封建制度に近  
 けるか爲めなり

次に遡遠時代の地方區劃に付て一言せんに地方區劃の最下級なるものをタウン  
 及タウンシップ又はバイカスと稱す土地所有主の集合體よりなれるものなり。



各タウンシップにタンゲモットと稱する自由民の集會あり而して其行政はタンゲンファア之を掌れり。タウンシップの上に在る所の地方區劃をハンドレッドと云へり此はサクソン移住者一百人づゝの隊をなし各地方に移住したるに起因せるものなり。ハンドレッドにハンドレッドゲモットと稱する集會ありてハンドレッドの政治を議すると恰もタンゲモットのタウンシップに於るか如し。ハンドレッドの行政官はハンドレッドマン又はハンドレッドエルダーと稱せり。タウンシップの集れるものをハンドレッドと稱せる如くハンドレッドの集れるものをシアヤーと呼はれたりシアヤーは或は縣と譯し又は州と譯さるゝ所のものにして其政治はアルダーメン及シェリフの掌る所なり。アルダーメンは専ら軍務を掌りシェリフは其以外の事を掌れり。シェリフは地方に對して國王及中央政府の權力を代表せりシアヤーにはシアヤーゲモットありて其政を議し併て裁判の事を掌れり

右はサクソン時代に於る通常の地方區劃なるか其外稍異躰なるものあるか故に併て之を述ふ可し。遡遠時代の地方區劃にバーと稱するものあり是れタウンシ

ップの一種なりと雖ども之を比較するときは稍々整頓したる所のものなり。其周圍に溝渠を穿ち其位置タウンシップに比すれば敵を防ぐに便なりバーは大概フオー克蘭ドの内在り其行政長官をケンファアと云ふ。而して別にバーゲモットと稱する集會あり。又サクソン時代にギルドと稱する一種の組織あり是れ自然の組合なりと雖ども地方制度に大影響を及ぼしたるものなるを以て茲に一言の説明を要す。ギルドに數多の種類あり其内ミニシバルドギルドと稱するは現時の俱樂部に等しく宗教上又は其他の目的を以て團結したるものなり。又マイチヤントギルドと稱するものあり是市の制度に大影響を及ぼしたるものにして之と密着の關係を有し遂に市政を其手に握りて専横を極めたり。スタツプス曰く「ヘンリー二世の時に方てはマイチヤントギルドを有せざる市府は獨立の躰面を有する能はず其行政權は大概之に歸せり」と。蓋しギルドなる者は羅馬時代の都府の制度の變遷したるものなりと説くものありと雖も然らずしてギルドは日耳曼人種未だ耶蘇教を奉せざる時神の目的を以て團結したるに始まり後基督教盛なるに及て此組合を解散せんと欲したれども其目的を達する能はずし

て纒に其性質を變し基督教拜神の組合となせりとはラングミードがギルドの起原に關して述る所なり

倫敦府は古來一種特別の地位を占めたるか故に特に説明を要す。サクソン時代に於る通常の市はハンドレツドと其制を同ふしたれども倫敦府は其地位制度シアヤーと同しかりしか如し。倫敦府はアード即ち區に別れたり。其有様恰かもシアヤーの分れてハンドレツドを爲すか如し。倫敦の政治はポトリリア及びヒシヨツプ之を掌れりと云ふ

以上はサクソン時代の政治上の區畫なるか此他別に宗教上即ち寺政上の區畫ありたり。寺政上の區畫は英國初て基督教を奉じたりしとき存在せる諸王國の區畫を以て其區畫となせるが如しと雖ども其後數度の改革ありて遂に一のタウンシップ又は之を集合したるものをパリシエと稱し寺政上區畫の根本となせり土地の區畫に續て人民の階級を述んにサクソン時代に於ける英國社會の最下等にあるものを奴隸とす。奴隸に二種あり永久の奴隸及刑罰の奴隸是れなり永久の奴隸とはブリットン人種の子孫又はサクソンの移住者に附屬したる奴隸の子孫

又は自由を失へる自由民の子孫にして。刑罰の奴隸とは罪を犯し奴隸となるものウエーギルドを納むる能はずして奴隸となれる者等なり父の爲に賣られ或は自ら其の身を賣りて奴隸となれる者も亦此の種類に屬す。奴隸の上にある者を總稱して自由民と云ふ。自由民分かれて二種となれり其上級をイオルと云ひ其下級をセオルと云ふイオルは即ち貴紳にしてセオルは通常の人民なりイオルの地位は貴紳に非れば得ること能はず。セオルより昇進してイオルとなると能はざるは元來の制度なりしが其後武勳を以て貴族に任せらるゝ事起り「セン」と稱する武勳貴族竟に門閥貴族を壓したるのみならず航海其他の業を採りて國家に功勞あるもの亦センの位を得たるか爲に社會階級の組織次第に弛み人民を獎勵するの道途に開けたり

貴族の上にあるものは國王是なり。王はキング又クィングと稱せられ國民の擧に依り其位を保ち國家を代表したり。去れば當時の主義に依るときは國權の本源は人民にして王者に非ず亦ウヰタンと稱する賢者集會の議員は民撰の議院に非ずと雖ども人民の代表たる位地に在りて王者の權力を制限せり。亦當時王

者は人民の王にして邦土の領主たらざりしなり。日耳曼人種は元來婦人を尊敬する人種なりしか故に王者の配偶は古來貴重の地位を保ちセーウィフ又はンヂーと稱せられ國民大に之れを敬慕したりと雖も其後王を毒殺したる皇后ありしか爲め人民皇后の名を惜み之を王者配偶の稱となすことを許さず其婦人の爲めに立后の式を立て、民望を失へる王あるに至れり。然れども其後再び舊に復して王者の配偶を皇后と稱するととなれり。王の皇子又は兄弟はイセリングと稱せられ貴族の上に位し人民の尊重を受けたり

### 第二章 政治の組織

迦遜時代の政治組織を論するに當ては先づ王の事を述べざる可らずと雖も其大要は既に前に述べたるが故に茲には只其不足を補ふ可し。前に陳述せる如く王は元來民撰の性質を帶る者なり其始めに當ては王の稱號なく單にアルズーメン即ち長老と稱したるのみ後に至りてキニング又はキングと稱し王者の稱號を用ひたりと雖も其民撰なりし事は疑を容れず。然れども王者の撰擧は普通撰擧に非ずしてウヰタンの撰擧に關り且廣く民間より擧ぐるに非ずして故酋長の子孫

たる名門の内より之を擧げ且其家の長子を擧ぐるを以て通例となせり。然れども長子にして王者たるに堪へざる缺點あるときは次子又は三子を擧げたることなきに非ず又王者を出すの特權ある家の子孫絶るか如き事あるときは別に貴族中の聰明なる者を撰擧したるとあり。而してサクソン時代の王者はレックスアングロラムにしてレックスアングリーに非ずレックスアングロラムとは英人の王と云ふ義にしてレックスアングリーとは英國の王と云ふ義なり即ち國土は人民の有にして王の有にあらず王は實に國民を代表するものたるに止まれり又王は法律を出しフオルクランドを變してボックスランドを爲す等の事に付て凡てウヰテナゲモット(賢者集會)の認可を要し其獨立の權力は極めて少なかりしなり

迦遜時代の政治組織を叙するに當てはウヰテナゲモットなる著名の集會を看過する能はざるなり。ウヰテナゲモットは實に英國バリーリヤメントの祖先たるのみならず實に世界各國國會の遠祖なり。ウヰテナゲモットなる語はウヰタン即ち賢者ゲモット即ち集會の二字より成り賢者の會議又は智者の集會と譯す可きもの

なり。遡遠時代に於ては各々ウヰンシップ即ち町村にタンゲモット即ち町村會議あり各ハンドレツドにハンドレツドゲモットあり各シアヤーにシアヤーゲモットあり。而して中央にウヰテナゲモットありしなり。ウヰテナゲモットの性質に付ては憲法史家の間に二説ありスタツプス一派はウヰテナゲモットを以て地方會議の如き人民の會議に非ず然れども全國人民を代表する性質を存したるものとせり。而してケンブルの一派は自由民元來ウヰテナゲモットに出席するの權利を有したりと雖も彼遂に其權利を實行せざることとなれりと唱ふ。此二説の當否は暫く措き實際に於てウヰテナゲモットは貴族豪族の集會にして人民之に出席せず其議員は貴族及僧正僧都等の高僧なること疑を容れず。去ればウヰテナゲモットは英國バリーヤメントの先祖なりと稱するよりも適當に云へば其貴族院の始祖と稱す可きものなり。ウヰテナゲモットは極めて高大なる權利を有せり英國現時の國會と雖もウヰテナゲモットが嘗て有せしか如き權力を有せざるなり。今其重なるものを類別すれば左の如し

第一 ウヰテナゲモットは王の失政を咎めて之を廢黜するの權を有せり。其

の一例を舉れば紀元七百六十五年ノーザンブリアのウヰテナゲモットがエセルウオルドを廢黜し同七百七十七年アルフレツド王を廢黜したるか如き。又紀元七百五十五年ウエセツスのウヰテナゲモットがシグバルト王を廢しウエツセツクスの王室英國を一統したる後紀元千三十七年ハーデカニユート王を廢したるか如き是れなり

第二 ウヰテナゲモットは又王を撰擧するの權を有せり。蓋しウヰテナゲモットが王を撰擧するに方りてや一王族の内にて尤も王者たるに適當なるものを撰擧するを常とせり先王の長子成年以上なるときは特に王たるに不適當なる性質あるにあらずんば大概之を撰擧せりと雖も當時王たるもの武畧と才幹とを要する時代なりしを以て未成年者なるか又は虛弱なる時は他の王族を撰擧したること往々之れあり。左ればエセルレツド一世は其長兄の子を超て撰擧せられ崩するに臨んで其子尙幼なるを以て皇帝アルフレツド王位を継きたり。其他之に類する例枚擧に暇あらず。而して紀元一千六十六年ウヰテナゲモットは從來の格を破てサクソンの王族中より王を撰擧せず當時國中第

一の人才と稱せられたるハロルド侯を撰て即位せしめたり  
 第三 ウィリアムは万機に參與するの權を有せり。ウィリアムは王と共に法律を制定し租税を賦課し外國と條約を締結し海陸軍を募集しフオークランドを分てポックランドとなし州の大守其他の官吏を黜陟し罪人の土地及嗣子なく遺言なくして死せるもの、土地を沒收し宗教に關する法律を執行せり。  
 ウィリアムは尙此他に民刑事の高等法院となりて裁判をなせり  
 ウィリアムの權力は如此重大なりしと雖ども王の性質如何に由りて其權力に伸縮ありたるとは蔽ふ可らず。アルフレッド又はエセルスタンの如き英邁の君主王位に在るの間は能くウィリアムを指揮して其意を奉せしめたるにありサクソンの末世に至りては從來王と謀りて處辯したる事務を王獨り之に任したるもの少なからず然れども立法及課税の二大件は常にウィリアムの掌中に存せり

第四章 法律宗教及兵制

アングロサクソンの法律は所謂不文律にして成文律にあらず然れども古來傳ふる所の習慣を永久に忘失せざらんが爲め特に之を記録せるものあり。而して

是等は大概各地方不文の習慣口碑に存するものを編纂したるものなれば後世より之を見て解し難きもの少しとせず。其解し得可き一斑よりして全豹を推測するときは表白神判、ウエアルト等の事に干する事項其多分を占むるか如く其他英國國憲の歴史を解釋するに必要なる事項も亦散見し得べきが如し  
 遡遠時代裁判の大主義は地方民撰の裁判所に於て罪人を審判し遠隔にして性質判然たらざるの裁判を受けしめざるにあり。是れ蓋し自由の精神夙に其間に存在せる證據たるに外ならず。今當時の裁判の状況を叙するに方りて地方人民罪人に干する責任を聯帶せる一事に付て特に説明を試みんとす。抑も罪人を法庭に出すの責任はミクスと稱する親族的組合の負擔する所なりしがキルトの制度起るに及て責任之に移り其後ハンドレッドの小區畫なるタイマングに版せり。  
 ノルマン戦争の頃に至てフランクブンツと稱する制度起り貴族にあらざる自由民は悉く住人の組合中に編入せられ此組合罪人を法庭に出すの義務を負擔せり當時若し犯罪者あるときは犯罪者自身の財産を以て其罪を贖ひ或は相當の刑罰を蒙ふると勿論なりと雖も若し犯罪者遁逃する時は組合中の人民之を遁逃せ

しめたる罪ありとし相當の科料を拂へり。フランクペンツチ責任の外に貴族其臣下の罪科に對し責任を帯ぶる事ありたり。サクソンの古法に由れば土地を所有せざる人民罪を犯すときは其主人たるもの責任を有す可しとあり而して當時是等の裁判を掌れる法庭はハンドレツド及シヤイヤイ會議なりハンドレツドの會議はハンドレツドマンと稱する組合長、判事長となり組合中の地主陪審官たり。後には地主中より十二名又は十二名の倍數を出だし代人として陪席せしめぬ是有名なる陪審制度の結合なり。シヤイヤイの法庭はアルダーメン及ビシオツプ、州中の貴族各タウンシツプの代表人タルリブ(組合長)及四人の議員各バリツシユの僧官其判事たり然れども通常の場合に於ては十二人の貴族裁判を掌れりと云ふ。ハンドレツドの法庭は毎月一回之を開きシヤイヤイの法庭は毎年二回開庭したり

遡邇時代の裁判は専ら法律を事實に適應する事を主とし敢て事實の彈糾をなさず事實の彈糾はコンバルグーシヨ(表白)及オーテール(神判)の二法を以てせり

第一 罪に座せるもの自ら無罪なる所以を説明し隣人或は親戚之か表白者と

なり法庭に出で其無罪なる所以を證明し誓言を爲すに於ては其罪を免除せらるゝとあり之をコンバルグーシヨと云ふ。表白者即ちコンバルグートルは嫌疑者の性質を説明せんが爲め法庭に出づるものにして其誓言は其人の位階又は財産の有無に依り法律上の價值及信用を異にせり。アルダーメン一人の誓言はセンと云ふ貴族六人の誓言と其價值を同ふしセン一人の誓言はセオル十二人の誓言と其價值を同ふせり。又貴族の家人の爲に貴族自ら法庭に出て誓言をなすを得ると雖ども其言ふ處家人の言に反對するときは家人は通例に三倍する表白者を出して其無罪なる所以を證明せざる可らず

第二 然れども表白は常に之を許したるに非ず罪に座せるもの、双手血痕あるか又は其他罪跡分明なる場合に於てはオーテール即ち神判を以て罪の有無を斷せり。神判は嫌疑者定數の表白者を出す能はさるとき屢々法庭を欺きたる嫌疑ありたるとき無罪を證明せず又は相當の科料を拂ひ其罪を贖はさるとき必す之を科せり。神判に三種あり烙鐵を用るの法、熱湯又は冷水を用ゆる法、惡食を食はしむる法是なり。此法の依て起る所以を考ふるに公平無私なる眞

神に曲直の裁判を委託する精神に出でたるや明なり  
 第三 刑事の外賣買等に關する事實を證明せんか爲に法律を以て證據人を設けたり證據人は各組合に之を置き賣買上に紛議を生し裁判を請ふに當て之か誓言を以て判決をなさんか爲に設けたるものなり

迦遜時代に於ては人の身軀を毀傷し又は財産に損害を及したる時贖金を拂ふて其罪を賠ふの風俗存せり之をウエアキルドと云ふ。凡て自由民の生命毀傷せられたる時其親族ウエアキルドを受領するの權を有し奴隸の生命毀傷せられたる時は其主人ウエアキルドを受領するの權を有す。ウエアキルドの額は毀傷せられたる人の身分に應じて差別あり即ちセオルの生命は二百シルリング小センは六百シルリング國王直轄のセンは千二百シルリング、アルダーメンは之に二倍し皇族之に三倍し王は之に四倍せり。若し毀傷の度甚しからず其身軀髪膚を負傷せしめたるに止る時はポットと稱する贖金を出せり。而して當時總ての罪惡ウエアキルドを以て贖ふを得たるが如しと雖ども後に至りて罪を罰するに死を以てするの事起り叛逆者貨幣を偽造するもの王室に於て私闘するもの

等概ね死を以て罰せり。サクソンの末世に至りては刑罰嚴酷を極め竊盜の如きも又死を以て罰したるとありと云ふ

アングロサクソンの兵制は他の種乙人種の間にか如く所謂民兵の制度なり即凡そ自由民たるものは皆兵役に従事するの義務を負ひ一朝事あるに臨てはシエリフ(州宰)之を召集するの權利を有せり。然れども此民兵の制度は末世に於て漸く衰頽の色を顯し殆んど其痕跡を滅せりと云ふ。第九世紀の頃デーン人の襲來を防禦せるとき尤も民兵の盛なりし時代なり。迦遜人は元來基督教徒に非ず歐洲北部の他の人種と同しくオヂンと稱する軍神を始め他の神々を信仰し所謂多神教徒なりしが英國に渡來せる後遂に基督教を奉するに至れり。寺院の組織は各王國の分立せる時即ちエグバルト英國を一統したる以前よりして存在せり。各王國に於ける宗教上の事務はビショツプ(僧正)之を統轄せり而してカンダベリイ及ヨークの兩寺院に管長ありて尤も勢力を振ひ特にアーチビショツプ(大僧正)と稱せられ以て今日に傳れり。英國の基督教は自ら一種の特色ありて歐洲大陸のものと同じからざりしなり。此事實は英國宗教の變遷に關係する

所少からず尙後段に述べる所ある可し

第二編 ノルマン時代  
第一章 略史

ノルマン時代はノルマンディー公ウヰリヤム、ヘスチングの野に勝利を得ウヰタンの承認を経て英王の位に即けるに始まる。ウヰリヤムは英國の歴史に最も干係多き人にして其英國史中に於ける地位は恰かも源賴朝が日本史中に占むる地位の如し。ウヰリヤム英國の王位を奪ひたる後英國の制度を改革したると少なからずと雖も就中尤も著きは封建制度の輸入なり。而してヘスチングの勝利は實にウヰリヤムの勝利なるのみならずノルマン人種かサクソン人種の上に得たる所の勝利なるを以てウヰリヤム及び其嗣子の時ノルマン貴族の跋扈實に甚しくサクソン人種之に抵抗したるも力足らず屢々壓抑に苦めり。然れ共英國の先祖は當時のサクソン人民なり英國貴族の遠祖は當時のノルマン貴族たり英國の自由民權は此二種族の軋轢止み調和の時代來りて相共に王權に抵抗するの事實に胚胎せるものと謂ふ可し。ウヰリヤムは王位を其子ウヰリヤムに傳へ其弟ヘンリー一世其後を承け而して男子なかりしか爲に國大に亂れたりヘンリー一世の甥ステューヴン人心



を籠絡して王位を踏みたるもヘンリー一世の娘マチルダアンチヨト公ジョアン  
 一に嫁し此と彼と各黨人を集めて相闘き雌雄永く決せず然るにマチルダの子ヘ  
 ンリーの時に至りて和睦成りスチーファン死するの後ヘンリー英王の位に即けり。  
 ヘンリー二世はヘンリー一世の孫にしてウヰリアム、コンケラル(勝利者)の曾孫なり  
 と雖どもアンチヨト公ジョフンの子にしてフランタヂェット家に屬するが故に  
 此王以後の時代を稱してフランタヂェット王統と云ふ。是れノルマン王統と稱す  
 るものと區別せざる可らず

第二章 封建時代

ノルマン公ウヰリアムが英王の位に即けるか爲に生したる變革一にして足らずと  
 雖ども其尤も著しきものは封建制度の輸入是れなり。是より先きサクソン王國  
 漸く封建の制度に傾き四五の大諸侯廣大なる領地を所有したりと雖ども眞に封  
 建制度と名くべきものはノルマン戰勝と共に歐洲大陸より輸入されたるに外な  
 らず。抑も封建制度なるものは歐洲に行はれし二種の習慣より成れるものなり  
 所謂二種の習慣とは何ぞや曰く第一ベチフシヤム第二コンメンタチテ是なり

ベチフシヤムとは土地の所有權甲に屬するも其使用權は却て乙に屬し使用者は  
 所有者に對し貢租の義務を負擔するの習慣なり。佛蘭西メロピンヂアン朝廷の  
 頃に當りて國中大に亂れ強は弱を呑み大は小を併すの有様なりしを以て弱なる  
 者及小なる者は獨立して其土地を守る能はず茲に於てか大なるもの及強なるも  
 の、保護を受け之に對して貢租の義務を負ひ僅に安穩なるを得たり。而して土  
 地の保護を受くるもの其保護に對して兵役の義務も亦之を負へり。右の外君主  
 か其部下の戦功を賞するが爲めにベチフシヤムの方法に依りて土地を與ふると  
 あり是等諸種の習慣相集て封建制度の一元素をなせるなり。然れども完全なる  
 封建制度はベチフシヤムの習慣のみに依りて起るものに非ずコンメンタチテの  
 習慣と相並て始て完全なる制度となれり。コンメンタチテとは國王又は諸侯の  
 臣下とやらんと欲するもの君主となるべきもの、手に己れの手を置き以後國王  
 若くは諸侯の命に背かざる可く戦時之に従ひ其命令を奉す可しとの臣従の契約  
 をなすを云ふなり。此二種の習慣相集て封建制度を成し而してサブインフェーシ  
 ヨンの法行はれ愈々完全となれり。サブインフェーシヨンは封建的の盟約に

依りて受領したる土地を更に封建的の盟約に依り其部内に割與する方法なり  
此法行はるゝに至て封建制度は社會の上層より下層に及ほし其根底確固不拔と  
なれり。封建制度は佛國メロピンヂヤン王統の末路に起りカールピンシヤン王統  
の始祖と仰かれたるチャーレス、マーテル及ベピンの時代に至り完成し竟に歐洲  
各國に傳播し英國にも輸入せられたり

ウヰリヤム、ムコンクロルの本國たるノルマンデーは佛蘭西の一部にしてウヰリヤムの  
祖先ロローが封建的盟約に依り佛王より受領せる土地なり故に其領内に於ても  
亦封建制度盛に行はれたり。ウヰリヤム其本國の封建制度を英國に布けりと雖も  
も佛蘭西王國及ノルマン公領に行はるゝ制度の弊害を知るを以て之を英國に實  
施するに方り大に修正を試みたり。歐洲大陸の制度に依れば直接受領者は君主  
に對して服従の義務ありと雖も間接受領者は直接受領者に對して服従の義務  
あるも君主に對しては服従の義務なし所謂韓信あるを知つて陛下あるを知らず  
と云ふ有様なりし故に封建制度の盛なると共に諸侯跋扈して王權衰頽を來せり。  
ウヰリヤム之を知れるか故に英國に於ては間接受領者(陪臣)直に王に對して服従

の義務あるものとなし紀元一千八百八十六年八月一日サリクスベリーの原野に於て大  
集會を開き此會に出席せる間接受領者をして悉く臣下の禮を取らしめ忠義を守  
るべしとの誓約を爲さしめたり

ウヰリヤムは間接受領者をして臣従の誓約を爲さしめたるの後別に大諸侯を箝制  
す可き數多の方便を用ゐたり。ノルマン戰勝の後ウヰリヤム其麾下の諸侯に土地  
を割與するに方り一人に一地方の大部を領せしめずして其領地を四方に散在せ  
しめ以て叛逆を企つると能はさらしめたり。蓋しウヰリヤムの此政畧は一時大諸  
侯の跋扈を防ぎ封建の發達を助け歐陸に於るか如く王權衰へ諸侯專横を極めて  
邦土を四分五裂せしめたるの弊を防ぎ得たりと雖も此政畧より發生する間接受  
結果は貴族をして相互に連合するの必要を感せしめ。又人民と結合して王室の  
壓制に抵抗するに至らしめたる是れなり

封建制度の時代に於ては其受領者種々の負擔を負へり。此負擔は後に至りて大  
憲章發布の重なる原因となれるものなるか故に今其概畧を説明す可し  
ノルマン戰勝以前の英國の土地皆トライノダチラシス即ち三種税と稱する負擔

を蒙れり。三種税とは前述したる如く兵役、城廓修繕、橋梁修繕是なりノルマン戦勝の後に至り此負擔尙存し且之に加ふるに直隸受領者は王に對し又間接受領者は直隸受領者に對して數種の義務を負へり。是等封建の義務の内最も名譽なるものをナイト、サービスと云ふナイト、サービスとは武士の勤務の義なり。抑もナイト、サービス受領者たるものは王が其の麾下に所領を與ふる通常の法にして王の麾下其從者に土地を讓與するも亦此法に由れり。君主其土地を麾下に割與するに方りて受領者はリバリー、オフ、セーズン(土地所有權讓與式)と稱する讓與の禮式を以て公然受領するものにして且ホーメーヂなる禮式をなすを要す。ホーメーヂなる語は佛語のオーム(人)より出て余は貴下の家人となる可しとの誓約の語より來れり。ホーメーヂの式をなすに方りてや受領者は先づ劍を解き帽を脱して主公の前に跪き己の双手を主公の掌中に狭み左の如き誓言をなさる可らず。自今以後余は貴下の家人たる可し余の性命四肢只貴下の命の儘なり。余か地上の信仰も又貴下の一身に歸すべし。余は貴下に向て眞實にして且忠義なる可し加之ならず余の貴下より受領せる封土に對して信義を保つ可し

茲に於て主公は受領者の頰を吸ひ其誓言を受領するなり  
 ナイト、サービス即ち從軍受領法に由りて土地を受領する者は各二十磅の歲入ある土地(ナイトフーズ)と云ふに就き武器自辨のナイト一人を出し自費を以て四十日間從軍せしめざる可からず戰時の勤務の外に直隸受領者は毎年三回の大節會に參勤するの義務あり間接受領者も亦同しく其主公の居城に參會するの義務を有せり。然り而して從軍受領者の義務は只之に止まらず別に重苛なる義務數多ありてジョン王の時に至り貴族相徒黨し大憲章に國璽を鈐せしむるに至らしめたり。今其封建義務の重なるものを枚擧するときは即ち左の如し  
 第一、エイド は從軍受領法に由りて土地を受領するもの、納む可き賦課金の一種にして主公囚虜となるときは償金を出して之れを救ひ、主公の長子加冠して武士となり、主公の長女婚姻する時等之を出すを常とせり  
 第二、レリーフ は所領を相續するに當り納むる賦金なり。受領者死するときはその所領子孫に飯すると雖も相續の際之を納めざるへからず。又別にプライマルセーズンと稱する一種のレリーフあり此は受領者丁年以上の相續者を遺

して死亡するに當り其所領より生する一ケ年の利益を收納す可き王の權利を云ふなり

第三、ワードシップ は相續者未丁年なるとき主公其身體と所領とを保管し其利益を收るの權利を云ふ。男子二十一歳女子十六歳にして始めて其所領の引渡を請求するを得るなり

第四、マリーヂ 主公若し女子を後見するの地位にあるときは己れの意に従て之を他に嫁せしむるの權を有す。而して女子主公の定めたる婚姻を拒否するときは婚姻の價格即ち其女子を娶らんとするもの主公に献す可しと約したる金額を女子より科料として納めざるべからず。若し女子主公の許可を得ずして婚姻を爲すに於ては之に二倍するの金額を納るを要す。抑も此マリーヂの權利は受領者の女子にして恣に婚姻を爲すべからば主公に反對する受領者之を娶るとなきを保せざるか故に設けたるものなり

第五、アリエチーシヨシ 直接受領者其土地を他人に讓與せんと欲するときは王の免許を得ざるべからず。而して其免許を得るに當りてはアリエチーシヨ

シと稱する賦金を納むるを要す

第六、エスチエートは受領者の系統斷絶したるとき又は受領者重罪を犯し若くは反逆を謀りたる等のとき其所領遂に主公に販する權利を云ふ。フォルフェチュアも亦エスチエートに似たるものあり但しフォルフェチュアは王者に限り有するの權利にして他の主公は之を有せず。直接間接の受領者王に對し反逆を謀るときは其所領永く王に販し重罪を犯したるときは一年一ケ月間其所領を王に販す是れフォルフェチュアなり

ナイト、サーピス即ち從軍受領法外にグラントサーヂエンテと稱する受領法あり此法に據れば受領者必ずしも常に從軍するの義務を有せずと雖ども王の旗を擔ひ王の槍を携ひ其他會計官若くは即位式に關係する官吏となる等特別の勤務を爲す可き義務を有せり

又フリーソーカーヂと稱する受領法あり此は確定したる借地料を納め又は毎年確定したる日數の間主公の土地を耕す等或一定の義務を負ひ土地を受領する方法なり。ソーカーヂ受領法は從軍受領法に比すれば其負擔稍輕し故に名譽の

上より云へは従軍受領法に比す可らずと雖ども利益の點に於て是れより大なりしなり

ソークレーの下にある制度をヴァンチーと云ふは自由民と奴隸とを問はず農業に従事する者賃銀の代りとして土地を使用するの法なり。ヴァンチーは純粹又は特別の二種に分る純粹なるヴァンチーに依りて土地を使用するものは自由民と奴隸とを問はず如何なる課役も主公の命したるものは必ず之を爲さざるべからず所謂今夕業を終りたる後明朝如何なる課役あるやを知らざるものなり。特別ヴァンチーは王領の人民卑賤なる勤務をなす可き約束を以て王の土地を借用する方法なりと雖ども其勤務は確定したるものなり。此方法に依りて土地を借用するもの其勤務を怠らず且つ勤務の能力あるときは王と雖ども恣に他に移すを得ず

### 第三章 ノルマン諸王の政治 其一

ウヰリアム、コンケロルが英國に輸入したる封建制度の概畧は前述したるか如し今一步を進てウヰリアム及其他の諸王の政治に就て説かんと欲す。ノルマン戦

勝の後と雖ども大僧正僧都及アールセン等の侯伯は毎年三回召集せられて國事を議せり即ウヰリアムはサクソン時代のウヰリナゲモットを保存したりと雖ども封建制度の根據漸く堅固なるに至りて賢者の集會其性質を一變し封建制度受領者の集會となり其名も又コンミニエヌ、コンシユリヤム、レグニト即ち王の會議と改まりたり。ノルマン時代に於る政治上の困難はノルマン人種とサクソン人種との軋轢是なり。ウヰリアムと共に英國に渡來せるノルマン人は戰勝の權利を濫用しサクソン人種を抑壓したるが故にサクソン人種不平に堪へず爲に兩者の間屢葛藤を生したり。ウヰリアムは其初に於て専らサクソン人種を慰撫するの策を取り之に約するにエドワルド、コンフェツソルの法律を以て支配せんことを以てせり。蓋しエドワルド、コンフェツソルの法とはサクソン王統の君主エドワルド、コンフェツソル時代に迄行はれたる法を指す者にしてウヰリアムが之を以て支配せんと云へるはサクソン人はサクソン時代の法律を以て支配す可しと云へるに外ならず。實に此エドワルド、コンフェツソルの法律なるものは英國人民自由の基礎なりしなり後に至て大憲章發布せらるゝに至る迄英人の希望は常に此法律

に依て支配せらるゝにあり即ち英人か此法律を請求するの意は苛酷なる改革に  
 反對し温和善良の支配を請求せるものたるに外ならず  
 ウヰリヤム當初の政畧はサクソン人種を慰撫するにありしと雖どもサクソン人  
 屢々反逆を企てたるが爲めウヰリヤムの政畧亦一變し專制抑壓の手段を以て之  
 に臨むに至れり。當時ウヰリヤムがサクソン人種の爲に設けたる法律中最も苛  
 酷なるをイングリッシュの法律とす。此法に由れば殺人罪を犯したるものあ  
 る場合に於て被害者ノルマン人なるときはハンドレッドの人民盡く重苛なる科  
 料を拂はざる可らず而して被害者の近親より被害者は英人なりと保證するに非  
 ざれば認て以てノルマン人となすと云ふの主意なり。ウヰリヤム又田獵を愛せ  
 しか爲に嚴重なる森林法を設け大に人民を苦めたり。サクソンの史家此事を記  
 して曰くウヰリヤムの鹿を愛するは殆んど父を愛すると同じウヰリヤムがハン  
 プレンシャー(州)に設けたる獵場の如き一万七千エーカーの廣さあり當時濫りに鹿  
 を殺したるものは其目を抉せられ其他の獸類も又之を殺すを禁せり  
 ウヰリヤムの時代を叙するに當りて英國々教の事を一言するの必要あり。抑も

英國の國教は羅馬と密接なる關係を有せず所謂野蠻的獨立を保ちたるにノルマ  
 ン戰勝の時ウヰリヤム羅馬の法王の力を假れるか爲めに親密なる關係漸く生ず  
 るに至りたり。當時羅馬の法王はクローネン三世にして其目的宗教上の封建制  
 度を基とし各國の君主をして法王の幕下たる資格に依り其領地に君たらしめん  
 と謀り種々の方畧を盡きたりと雖どもウヰリヤムは法王に屈するを欲せず之に  
 對して服従の誓約をなすを阻み且法三章を約して英國教の獨立を保たんとせり。  
 其一に曰く王の許可あるに非されは法王の權利を認め法王の手簡を受領するを  
 得ず其二に曰く宗教會議の議決と雖ども王の許可を得されは無効に屬す其三  
 に曰く王の許可を得るに非んば王の貴族又は官吏を破門し其宗教上の懲罰を蒙  
 らしむるを得すと。又寺院の所領は元私有地なりしをウヰリヤム之を變して從  
 軍受領法の土地となしたるか故に國教は益々王の制御を仰かざる可らざるに至  
 れり

當時王國の最高法庭はキニリアンヂスと稱せられたり。キニリアンヂスは  
 王の行政上の顧問會議となり又立法の事にも與れり。ウヰリヤムは屢々其本國

ノルマンデーに趣きて英國にあらず且英語に熟達せずして事を處するに不便なりしが爲めヂヤスチヤヤーと稱する高貴の官職を置き王に代りて万機を處理せしめ王不在の時に方り英國に留守たらしめ且常に立法及行政の事を監督せしめたり。ヂヤスチヤヤーの外にチャンセロールなる官職なり王璽を管理する職にしてサクソン時代エドワード、エノフエッセルの時初て之を置きウヰリヤムの時に至ても尙之を存せり。然れどもチャンセロールの地位はヂヤスチヤヤーの次にありて常に王の書記官を總裁せりと云ふ

ウヰリヤムは英人の王にして直隸受領者の主公なるのみならず人民全眸の君主なるか故に其權力遙に従前の諸王に勝れり。ウヰリヤムは憲法及法律を改革したると少なしとせず其政治は専制にして其支配は苛酷なりき。憲法史家ハラム嘗て之を評して曰くウヰリヤムの逆政は一朝の怒に乗して人民を虐くるの類にあらず人類の困難を念とせざる冷淡なる政治家の虐政なり惟ふに丁抹人嘗て英國を襲撃せんとせしときウヰリヤム命してメイン河とハンペー河との間の土地を荒蕪となし爲めに數十年の後に至る迄人跡をして全く絶るに至らしめたるか

如き政畧は其性質の冷淡なるを證するに足る可きなりと

當時英國は強剛なる政府の統一を要せるを以てウヰリヤムの支配は英國を利せると少からずと云ふ可し。此點より觀察すればウヰリヤムは智にして且賢なる王と云ふ可し然りと雖もウヰリヤム常に嚴峻の法を以て人を待てるか故に臣民の忌憚する所となれり。サクソンの史家之を評して曰くウヰリヤムは嚴峻苛酷の人なり故に他人敢て其意に抗せず彼れ屢々侯伯を捕へ之を獄に繋ぎ僧正僧都を問はず寺院を放逐し皇弟オードリーの罪と雖も之を赦さざりき。彼れ王位にあるの間人民は常に困難を極めたり彼れ屢々城廓を修繕せしめ彼れ屢は貧民を抑壓せり彼れ屢は臣民の金銀を奪へり彼の時に當て富人と貧人と共に呻吟せざるなし然れども彼れ悠然として更に意に介せざりきと。之を要するにウヰリヤムは實に我源頼朝に類せるなり

#### 第四章 ノルマン諸王の政治 其二

ウヰリヤム、ルイファスの時代は其父王の時代の如く緊要なる事件多からずと雖ども憲法の發達を見んと欲するものゝ看過す可らざる事件なきに非らず。ウヰ

リヤム、ルーフアスは父王の如く聰明ならず且フランブアードと稱する宰相ありて王を輔て逆政をなせるが爲に大に貴族の入望を失へりフランブアードは所謂收斂の臣にして苛酷なる封建の負擔を貴族及士人に課し殆んど從軍受領者をして耐忍する能はざらしめたり。茲に於て貴族の多數はウヰリヤム、ルーフアスの長兄ロバート公の王位を相續す可き權利あるを機會とし之と共に叛旗を翻して以てウヰリヤムを廢黜せんと企てたり。其後ウヰリヤム一世の系統を全く排斥してウヰリヤムの先代たるノルマンデー公ロバート二世の子孫スティーベンなる者を王となさんとせり然れども何れの場合に於ても貴族等其目的を達する能はず却て其所領を沒收せらるゝに至れり。當時貴族等多く王に叛きたる故に王は人民の望を收攬し其力に依りて貴族を壓倒せんが爲に人民に對して善法輕稅田獵等の自由を約せしと屢ばにして人民又王の求に應じて之を助けたること少からず然れども王は遂に其約束を履行することを爲さざりき。英國憲法の發達を論ずるもの往々説をなして曰く英國に於ては王と貴族と常に軋轢して王弱き時は救を人民に求め貴族弱き時は又救を人民に求めたるか故に民權遂に其間に發達

するに至れり。按ずるにノルマン及びフランクチエット王統の歴史は此言の妄ならざるを證するに足れり。而して王と貴族と交々人民に依頼するの端緒は實にウヰリヤム、ルーフアスの時代に開けたりと云ふ可し。ヘンリー一世も又ウヰリヤム、ルーフアスの如く民望を收攬するに汲々たり故に即位の初に當て自由憲章なるものを發し之を全國に頒ち各州の寺院に命して其の一部を備へしめたり。自由憲章に於て王は僧侶に對し大僧正、僧正、僧都等遷化し其寺院無住となりし場合に其領地を賣却し又は貸與する等の處斷をなさざる可しと盟ひ。貴族及其他の直接受領者に對しては封建負擔の苛重なるものを輕減すべしと盟へり。ヘンリーは此法典を發布して一時之を遵守するの意を示したりと雖も其權力漸く加はるに及て又遂に之を顧ざるに至れり。然れども其後ジョン王の時に至り彼の大憲章の發布せられたるはヘンリー一世の自由憲章其根本とはなれるなり。(ジョン王の時大僧正ラングトンは其自由憲章を出して以て貴族に示し之を基本として古來の自由を恢復せんことを貴族及び人民に勸告せしと後章に詳なり)



ヘンリー一世は聰明の君にして一方に於ては貴族を掣肘し一方に於ては人民を籠絡し大に王權を擴張したりと雖も其甥スティーブンの時代に至て王權頓に衰へ國內大に亂れたりスティーブンは強勇にして大志あり然れども政治の才に乏しく人を馭するの道に精しからず且ヘンリー一世の女マチルダが有する正統の權利を奪ひ相續したるが故に貴族の一部マチルダに黨し内亂止む時なかりしなり。スティーベンも亦憲章を出して善政を約したりと雖も其憲章は多く僧侶の利を圖りて貴族と人民とを満足せしむるに足らざりしと云ふ蓋しスティーブンは専ら僧侶の力を藉りて王となりしか故なり。千百五十二年スティーブンの長子ユーステス死し王位を繼ぐべき者なきに乗じてマチルダ黨との間に和睦を周旋する者ありて遂にワリングフォールドの條約調ひマチルダの長子ヘンリーステューアートの後繼となりて戰亂局を結ひたり而してノルマン王統はスティーベンに終りヘンリー二世以後をフランタヂエツト王統又はアンセリン王統と云ふ蓋しマチルダの夫ヘンリーの父マオフン。フランタヂエツトに依り如此呼はるゝなり

### 第三編 フランタヂエツト時代

#### 第一章 略史

フランタヂエツト王統は千百五十四年ヘンリー二世即位の時に初り千三百九十九年ランカストル王統初まるの時に至る。ヘンリー二世はマオフン。フランタヂエツトとマチルダとの間に生れたる子にして其母の世襲の權利とスティーベンと約束せるワリングフォールドの條約の結果とに依り即位せり。ヘンリー二世は英國の君主中最も英邁なる者の一にして其在位の間起りたる憲法上及び政治上の出來事も又少からず。王の時代に於て英國憲法の如何に發達せしかは後章に於て之を述ぶべし。其英國國教に對して施せし政畧之が爲に羅馬法王及英國の僧侶就中大僧正ベックエットとの間に起りたる大葛藤の如き普通の英國史に依ても尙詳に知るを得べし

ヘンリー二世は其位を其子リチャルド一世に傳ふ是有名なる英國の獅子王なり。リチャルド一世は武功殊に其十字軍に關する種々の奇談は歴史之を載せ小説又之を傳ふ然れども王は大概外國に在りて戰爭に従事し意を本國の政治に止ると

少かりしが故に従て憲法史上に特筆大書す可き事件其在位の間起らざりしなり。リチャルド一世に繼て位に昇りし者は其皇弟ジョンとす。ジョン王の時代は憲法史上最も大切なる時代なり即ち大憲章發布の時代なるを以てなり。ジョン王は古來の英王中暗君の一人に相違なし彼は當時の英人を塗炭に苦ましめウヰリヤム一世以來王の新領なりし歐洲の大陸に於ける廣大の領地を失ひたり。然れどもジョンの無道の君なりしは英國當時の人民の不幸なりしも其以後の英民の幸福なりしや疑を容れず何となれば英國憲法の大基礎たる大憲章の發布は全く王の無道なるに原因したればなり。ジョン死して其子ヘンリー三世位を繼く是又暗愚なる王者の一人にして其在位の間貴族跋扈し人民困窮し英國の國威殆んど地に墮ちたり然れども此時に方てサイモンドモントホルト初て市邑の代議士を中央に招集し英國庶民院の基礎初て成れり。ヘンリー三世に次て王たりしは其子エドワルドなり。エドワルド一世は英國名君の一人なり此王の時英國の國威再び大に宣揚し内治も亦大に整頓し法律の如きも此時に當り頗る整備したり。エドワルド一世は勇武の君なり故に屢々兵を大陸に出し又蘇格蘭と戰て遂に之

を征服せり而して之か爲め王は軍費の不足を感じ供給を人民に仰くの已むを得ざるに至り屢々人民の代議士を招集せざるを得ざるに至れり。而して其結果として後世史家の標準國會と稱するもの此時に至りて組織せられぬ。エドワルド一世の子エドワルド二世不肖なり。其在位の間英國大に亂れ蘇格蘭の如きは父王の千辛万苦して之を征服したるにも拘はらず此時に於て又背て獨立國となれり即ち蘇格蘭の英傑ロバートブルースがパンノックバルンの大戰に於て英軍に打勝ち其國の獨立を恢復したるは實に此時なり。エドワルド二世は位を其子エドワルド三世に傳ふ。エドワルド三世は勇武絶倫祖父エドワルド一世の功業を慕ひ屢々兵を蘇格蘭に加へ又佛國と戰へり彼は有名なるクリシイの戰に於て大に佛軍を破り其皇太子エドワルド(史家の呼て黒太子と稱する人)ホイチニアの戰に於て又佛軍を破り一時は佛國の多分は英軍の占領する所となり佛王ジョン擒はれて倫敦府に來りたるとあり。黒太子は父王に先て崩したる故にエドワルド三世の王位は其皇太孫即ち黒太子の長子なるリチャルドの相續する所となれり之をリチャルド二世と云ふリチャルド二世未だ弱冠ならざるに即位し

其初に於て英邁なる氣質を現はしワットタイラル等が起したる大一揆を一言の下に鎮靜したる等の事は普通の歴史の能く傳ふる所なり。然るに壯年に至りて漸く政に倦み貴族之に服せず當時の議會又之に従はず遂に其親族なるランカスター公ヘンリーと隙を生しヘンリー議會と結で遂に廢立を謀るに至れり。茲に於てリチャルドは議會の決議に依りて王位を奪はれランカスター公ヘンリーヘンリー四世の名を以て王位に即くととなれり。ヘンリー四世はエドワード三世の孫にして黒太子の弟ランカスター公の第一子なるが故に固よりプランタジェット王統の皇族なりと雖ども歴史は特にヘンリー以後を稱してランカスター王統と稱す。ランカスター王統は素と權謀に依て王位を得たる故にヨルク公の一家之と權利を争ひ歴史の所謂薔薇戦争即ちランカスター黨とヨルク黨との戦争此に至りて始めれり

第一章 ヘンリー一世の政治

ヘンリー二世はワリントンホルドの契約に従ひ王位に即きたるを以て國民之に對して不服を稱ふる者なく且其歐洲大陸に於る所領大なるを以て其地位愈強固な

るを得たり。ヘンリー二世は即位の時に臨て新に憲章を發布し僧侶貴族及人民に對してヘンリー一世の發布したる自由憲章を遵奉す可き約束をなすのみならず社會の秩序を整頓し法律を確定するを以て己の任となせり。ヘンリーは官吏の奸惡を發き政治の清廉ならんとを謀り千百七十年倫敦府に於て大會議を開きたるに方り卒然各州に於る地方官の失行を責め且其官を免し加之各州に委員を派遣し地方官在職中の状況を調査せしめたり。蓋しヘンリーの政畧は權力を中央に集て王權を強固にし其廣大なる所領を分裂せしめさらんとするにありしか如し。當時英國の外ウェールス及愛耳蘭の半はヘンリーに歸服し蘇格蘭亦ヘンリーを盟主と稱せり

ヘンリーの時代に當て憲法の發達に要用なる事件二あり其一は王室の權力再び舊に復し貴族と人民とを凌駕したると第二は政府國教を抑制し法律の支配に服せしめたる是れなり。此政畧を實行するに方りてヘンリーは先づ貴族の權力と特權とを殺ぎ且法律の外に立てる彼の僧侶の輩をして降を政府の門に請はしめざる可らず此貴族と僧侶とを稱してヘンリーの二大政敵と云ふ

ヘンリーは貴族黨に全勝を得たりワリングフォールドの約條中に記載したる政治改良の方針は當時悉く實行せられて王の免許を得ざる城郭は之を破却し王の領地にして貴族の爲めに掠奪せられたる者は之を回復し外國の傭兵は之を解散し貨幣は悉く改鑄せり。ヘンリーは能く人才を登庸し其輔佐に依て裁判及び財政の組織を改良したり。此時に於て嘗て行はれたる巡回裁判の制度を恢復し判官の數を増し巡回の場所を定め王の裁判をして全國に普及せしめたるのみならず又陪審の制度を用て彼の古代の戦争裁判を廢せり。陪審制度は司法上のみ之を用ゐたるに非ず財政上にも亦之を用ゐたり。陪審制度及び巡回裁判並ひ行はれて大に人民自治の制度を發達せしめたり

之に加ふるに王は兵權を其手に握らんと欲してスキューテイアの法を用ゐたり此法は課金を定め之を以て從軍義務に易るを許すの法にして其性質殆んど徵兵免許料に肖たるものなり。スキューテイアの法一度定りてより之を拂ふて從軍義務を免かれんとする者多く之に困りて生ずる収入少なからざりしよりヘンリーは之を使用して傭兵を役し貴族の勢力を借らすして外征に従事するの便を得

たり。千百八十一年王はアサイズ、オブ、アームズと稱する法令を出し古代に行はれたる國民軍の制度を回復したるを以て王室の兵力愈々強く貴族の權力日に衰微せり

ヘンリーの貴族の權力を衰微せしむるの政策は速に其効を奏したりと雖も僧侶の專權を制して王室の命に服従せしむるの計畫は容易に之か實行を見ること能はざりしなり。當時僧侶は羅馬法王を後援とし僧侶たるものは法王の命を奉す可く國王の命を奉するに及ばざるの主義を採るのみならずカンターベリーの大僧正トーマス、ベケットは僧侶の黨派を引率して王を苦しめたるか故にヘンリーの數々屈辱を受けたると英國史中に詳なり。然りと雖もヘンリーは僧俗を問はず凡て王室の支配を受く可しとの主義を毫も枉るとなく終に其目的を達するを得たり。即ち當時に發布せられたる有名なるクラレンドンの憲法なるものは其主義に基て編纂せられたる者にして當時の大僧正僧正等之を遵奉すべき誓約を爲したり。クラレンドン憲法は十有六の條目に分れ王室と國教との關係を確定せる英國憲法古文書中最も緊要なるものなりと雖も繁を厭ふて茲に説かず

五〇

リチャード一世の時代は實に英國の歴史に關係を有するのみならず基督教國全般の歴史に關係を有すと云ふ可し。リチャードは當時の時世に適合する如く特に造化せられたる人にして當時の歴史中好地位を占めたる人物と云ふべし。リチャードは其在位十年の内即位後四箇月間及び千九百九十四年獨乙の獄を脱して英國に歸來せし後二箇月間の外英國に居住したることなし。願ふにリチャードが斯く政治を抛棄し然かも能く英國に王たるを得たる所以のものは父王ヘンリー能く制度を定め王室の權力を擴張したるに依らずんばならず。リチャードの時に於て英國政府は十字軍の費用を償はんか爲め或は王を囚獄より賠償はんか爲め又は佛國征伐の戦費を備ふるか爲め各種の租税を賦課し殆んど餘地なきに至れり。當時政府の官職及び位階は之を競賣に付し王室の領地も又之を賣却し貢賦の租税金、苛重を加へ寺院に財蓄したる金銀の如き又之を奪へり。是を以て國情穩かならず僧侶の如き租税を拒て大に政府と争へり然れども當時の政府收歛の甚しきより却て英國人の自由を發達せしむるの一原因となりしことなきに非ず。其故は當時租税を徵收するに當り代議の制度を用ゐたることあり又地方官

を命するに選舉の方法を用ゐたるか如きことあり且政府其收入を増加せんか爲め各都府に獻金を促し其報酬として憲章を附與し之に許すに自治を以てしたるとあればなり。之を要するにリチャード一世の時代は各自ら之を勉めたるに非ずと雖も大に人民の自由を發達せしめたるか如し而してノルマン戦勝以來互に軋轢したる諾曼人種と索遜人種とは此時に至りて始めて全く相混化し次の時代に於て貴族人民大團結を形造くるの端緒開けたり

### 第二章 大憲章の發布

リチャード死して其弟ジョン王嗣き其抑壓の結果として大憲章は終に發布せられたり。ラングミード曰く王室と人民との約諾に成れる彼の三大憲章は英國憲法史の常に根據とする所なり大憲章(Magna Carta)權利請願(Petition of Right)權利法典(Bill of Right)はチャザム伯が嘗て評して英國憲法の聖書なりと云へるものなり惟ふに此の三者は或は十三世紀に成り或は十七世紀に成れりと雖も其成るや新主義を實施するか爲に非ず一として英國國民遺傳の自由權利を恢復するか爲めならざるはなく制度の之を壓制せんとするものを廢除するか爲めに非ざるはな

し。夫れ保守の精神能く改進の冀望と相合し駸々として日々に進歩し以て社會の變遷に適合するを得たる所以のものは英國憲法の遠く他邦の制度に卓越したる所以にして其依然として萬古不易なるも又之か爲めなりと大憲章は貴族が其一個の利益を營まんか爲め國王に強請して得たる者なりと謂ふものあれども決して然らず大憲章は貴族の發意に因り全國民の自由に關し大運動を爲せるの結果にして貴族と人民と共同の利益を得るに至りたるに外ならず。蓋し其箇條中に於て貴族に關係なく人民の利益のみに關係するもの、往々之あるを見て其然る所以を知るを得へし且又當時貴族と人民との要求は温和着實にして保守の精神に富めることは特に吾人の注意を要する一點なり。抑も大憲章の性質如何を考ふるに王と兵器を擁する人民との講和の條約に外ならずと雖も然かも又表面を見れば王の好意に因りて英國人民其固有の權利自由を確認せられたるの躰裁を具備せり。大憲章の各箇條は凡て理論に涉らず革命の語氣を帶ひず只王と臣屬の間正に存す可き關係を明かにして延ひて主領者と其隸屬者との間の關係に及ぼせるのみ。且其條章中の文字は平易簡明を主とし普通の

文字多くして解するに難からず議論少なくして先例を引證すること多く字句適切ならざるなし。故に當時の人民不文なるも尙ほ能く之を解し設令將來を洞察して其價格を知るの明なかりしも能く其旨意を記臆して珍重欽慕措く能はさりしなり  
ソル、エドワード、コークが嘗て云へる如く大憲章は英國根本の大法を網羅して殆んど漏すことなし大憲章は専ら先例に則り編制したるものにして其基礎と稱す可きものはヘンリー一世の憲章及び彼の所謂エドワード、コンフエツソルの法律と稱せらるゝものなりとす。エドワード、コンフエツソルの法律とはウヰリアム一世嘗て之を復し後ちヘンリー一世憲章を發して其有効を證したるものにして降て一千二百十三年ステイベン、ラングトフ、ヘンリーの憲章を貴族に示し以て要求の基礎と爲さしめたり。依是觀之エドワード、コンフエツソルの法律は大憲章の淵源なること疑を容れず此時より以後英國國民は又エドワード、コンフエツソルの法律に戀々たらざるもの抑も故ありと云ふ可し。惟ふに大憲章の効能は至大なりハラムは之を稱して英國國民自由の柱石と爲し。マツキント、シユは之を評して曰

く大憲章に合著する主義は五世紀の久しきに渡り幾多の變遷に遭遇して以て其發達を全ふせりと孰れも皆至言と謂つ可し

ジョン王をして大憲章を發布せしめたる原因は一にして足らずと雖も其最も著しきものは王がノルマンディーを失へることは是なり。ノルマンディーの一度佛國に歸せしより貴族は其本國を失へるか如き有様となり隨て専ら意を内國のことに注ぎ人民と休戚を共にして之と聯合して以て王の虐政に抗するに至れり。ノルマンディーの分離は封建制度の衰頽に原因し封建制度の衰頽はヘンリー二世が王室を鞏固にし封建制度を倒したるの政略に原因す。然り而してジョン王は性質極めて暴戾にして恰も東洋の虐君の如く爲めに大に民心を失ひたり。惟ふにヘンリー二世及びチャールズ一世は法律の定むる所に因りて人民を支配し敢て其範圍を超へざりしがジョン王は然らず天然法と人爲法とに論なく均しく之を蹂躙せり。ジョン王は又外國より傭兵を召して以て自ら助け人民に課するに重歛苛税を以てし貪虐暴戾に至る所なく恰も羅馬のネロ帝の如くなりしなり。是に於てか貴族平民を論せず僧侶士人を問はず皆激昂して相共に抵抗策を講ずる

に至れり。蓋しジョン王に抵抗したる人々の意は専ら身軀財産名譽を保護するに在りて立憲の制度を立つるか如き遠慮あるに非ざりしなり

カンタベリーの大僧正ヒューバルト、ウチルター師遷化し其後任を選ぶに當りてジョン王は法皇インノセント三世と葛藤を醸すに至れり。夫れ僧侶を擧げて大寺の住僧と爲すの權利は英國の僧侶常に要求して措かざる所なりと雖も英國政府は此時に至る迄未だ曾て之を認可したることあらず。ノルマン戦争以前に於てはウイテナゲモット専ら其擧を掌り其以後に至りて王及びヒューリアンチス會議専ら之に當り中古の時代に至りカンタベリー大僧正及其他の僧正は政治上に重大なる權力を有するに至り若し其就職を命するの權君主の掌中に在るに非ずんば到底之を制御するに能はず。故にヘンリー二世の如き頗る苦心する所ありしかジョンの時に至り之を内にしては王の暗弱なる僧侶を制御する能はざるもあり之を外にしてはインノセント三世賢明の資を以て善く全歐の僧侶を指揮するありて僧權日々に擴かり其氣色前日の比に非ず。茲に於てヒューバルト、ウチルター遷化の時に際してカンタベリーの大僧正の僧侶王の認可を經す

濫りに後任を定めんとし、ジョンは又別に人を撰て之を任せんとし、輒茲に生じて決せざるより終に已むを得ずして法王の裁決を仰きたるに、法王は双方の候補者を採用せず、ステーショングトンを以て、カンタブリーの大僧正と定めたり。法王が大僧正の後任を定むるは素より越權なるか故に、ジョンは之に服するを肯んせず。茲に於て千二百八年、法王宗教禁止の令を發して、英國國民をして冠婚葬祭の禮式を行ふ能はざらしめたり。蓋し宗教禁止は人民の怨望をして、ジョンの一身に歸せしめんとするの方策なりしと雖も、ジョンは執拗なるが故に、毫も屈する色なし。茲に於て明年終に令を下して、ジョンを破門し、尋て之を廢し、英國を擧げて佛王ヒリップに與ふるの命を傳へたり。當時内國に於ては貴族人民悉く、ジョンの虐政を怒り、外國に於てはヒリップ將に兵を集め、英國を襲はんとす。ジョン是に於て已むを得ず、法王に服従するの意を生し、ラングトンを認めて、大僧正となし、僧侶一切の租税を免し、英國の土地を擧げて悉く法王の代僧バンドルフの膝下に捧げ、以後法王の代官として、英國を支配し、毎年一千碼の貢物を呈する旨を誓へり。即ちジョン王の時に當て、英國は一時其獨立を失へるものと云はざる可からず。是

に於て英國の貴族及び人民の憤懣甚しく、大僧正ラングトンの如き元來英人なるを以て却て其邦の法王領となるを喜ばず、貴族人民と謀て、ジョン王に抵抗し、國家の獨立を恢復することに從事したり。今や大憲章附與の近因たる事件を略述せざる可からず。抑も貴族の抵抗は其端を千二百十三年、北部貴族が外征從軍を拒みたる時に發せり。ジョン王貴族の傲慢を憤り、必ず怨を報す可しと揚言したるに當り、僧侶と貴族とは密に八月四日、ロンドン府内のセントアルパンス寺に會し、同月廿五日又セントポール寺に會せり。蓋し貴族は陽に寺院に納む可き税金の徵收を議定する爲、集會せりと雖も、貴族の首領、チヤフ、フレイフ、ヒピター及び大僧正ラングトン、此機に乗し、王の失政を痛論し、大に貴族の心を動せり。セントアルパンス寺に開きたる集會に於ては、ラングトン大僧正は、ヘンリー一世の憲章は英民の自由の根據とす可き所以を汎論し、セントポール寺の會議に於て此憲章を衆に示して、以てジョンに對する要求の基礎と爲さんと議決せり。思ふにセントアルパンス寺の集會は、代議士を中央の集會に出したる第一例なりとす。此集會に臨みたるものは、僧侶貴族の外別に各邑より



村長一人代理人四人を出せり索邇時代に在りては邑の人民其代理人を各州の集會に出席せしめたることありと雖も中央の集會に代理人を出したるは之を以て嚆矢とす

一千二百十四年の過半はジョン王大陸に在りて同年十月に至り英國に歸れり貴族は之を聞て相率てベリーセントエトモンドに集會し若し王にして其要求したる權利を認むるに非されは一致して服従の約を解き王か人民の自由を認むる所の憲章を發する迄兵を以て迫る可しと誓へり。千二百十五年一月六日終に貴族は武器を提てテンプルに集り王に對して其要求を述べたるに王の懇請に依り考按の時日を與ふるか爲めイーストル大祭迄回答の期を延せり。ジョン王は此猶豫の間に貴族僧侶の聯合を破壊せんと欲し將來に於て僧正の選任を自由にすへき旨の憲章を僧侶に與へ地方官に命し人民を集めて服従の誓を爲さしめ貴族の權力ある者を招き陷はすに大利を以てし之を離間せんと謀れり。然れども人民の聯合は終に之か爲め破壊せずセントアルパンス及びセントポールの集會以來同盟に加はるもの踵を接し終に大にスタンポードに會せり。此時に當りて猶豫

の期既に滿ち王の回答未だ來らざるを以て貴族はロバルトウオルターを大將としノーザンプトン州のブラツクンリーに向へり。王之を聞て恐懼爲す所を知らず人を遣はして其要求を問はしめたるも貴族の奉りたる要求書を見るに及て之か許諾を辭せり。是に於て貴族は急進てロンドン市に近づき五月十四日市民萬歳の聲と共に市内に入れり。蓋しロンドン市民の加擔は貴族の勝算を定めたるものにして此時に至る迄王に黨したる貴族の如き悉く聯合に與みし官吏及び宮中の吏員に至る迄同盟軍に投したり。ジョン王今や外國より傭入れたる僅々たる從者の外左右に従ふものなきを以て茫然として謀の出づる所を知らず已むを得ずして貴族の要求を容れ有名なるランニミットの原野に於て大憲章を認諾したり是れ英國憲法史のみならず世界の憲法史に於て最も記憶す可き時にして實に紀元千二百十五年六月十五日なりとす

大憲章は序文の外六十三條の條目より成る大憲法の序文には先づ英國宗教は將來自由なるべく其特權は凡て全かる可く別に章典を以て認可するか如く其撰擧の如きも亦僧侶の隨意たる可き旨を明言し次に自由權利を國中の自由民(這は上

貴族より下ヅ井レンと稱する最下等の人民を含むヅ井レンは其主人の制御を受  
くると雖も他人に對しては自由權を有するか故に之を自由民とすに附與するこ  
と左の如し云々と書せり

抑も大憲章が規定する所の事項は整然たる順序を以てせずと雖も之を類別する  
時は第一封建義務第二行政司法第三憲法第四都府市區及び貿易市場第五強賣及  
ひ其他王室の收斂等に分つことを得へし。而して當時の事情より云へば封建義  
務及び王室の收斂に關すること最も緊要にして之に關する諸箇條は貴族及び人  
民の負擔の程度を定め暴虐無道の收斂を爲して人民を苦しむることを得ざらし  
めたるものなりと雖も今日より之を見るときは行政司法及び憲法に關する事項  
は最も大切なものと云はざる可からず。例へば其第二十一條に貴族(アール及  
ひバロン)は同輩の裁判を竣て初て過料を出す可く其額亦罪の輕重に従はざる可  
らすと定めたるか如き其第三十六條に生命手足の審判に關する命令狀は自由に  
附與して拒絶せざる可しと明示し以て彼の保釋を以て人民の權利と爲したるか  
如き第十二條にスキユテロー及びヒエードは王の身體を償ふか皇太子加冠するか

皇女始めて結婚する時の外一切國民の熟議を経たる後に非されば之を課するを  
得すと規定し以て立憲國の通議なる租税は人民の承諾を得て課するものなるの  
端緒を開きたるか如き第十四條にエード及びスキユテローを課せんか爲め國民  
の會議を開くに方り王は各別の召集狀を以て大僧正僧正アール及び大バロンを  
召し一般の召集狀をセリフに願ちバロン以下の直隸受領者を集む可し集會の時  
日々限は四十日以前に報告すべく召集狀には必ず召集の目的理由を記載すべく  
但當日出席したるもの、決議は欠席者をして其責任を負はしむるの効あるもの  
と定め以て將來に於ける議會召集の模範を残したるか如き。大憲章をして各國  
憲法の元祖たらしめ其法の今に至て顯著なる所以なり

大憲章の第三十九條に曰く自由民は同輩の裁判若くは國王の法律に依るに非さ  
れば逮捕禁錮及び剝奪せらるべからず法律の保護を解かるべからず國境の外に  
放逐せらるべからず如何なる方法によるも決して毀損せらる可らず且王は恣に  
之を犯し之を致さざるべし。又第四十條に曰く王は權利公裁を賣らす之を拒絶  
し之を遅延せざるべし。此二箇條はマツキンントツシユが專政豫防の具として

六二

人智の發明中最も重要な保釋條例及び陪審裁判の精神を包含せりと評せるものにして憲法史家ハラムは大憲章中最も緊要なる條目なりと云へるものなり。大憲章は尙ほ他に種々の重要な事項を含むと雖も今一々茲に論せず只其第六十一條は説明を加ふるの必要ありと信す。即ち此條は大憲章に効力を與ふるの方法を載せたるものなり抑も王は侵す可からざる威嚴と無上の權力とを有す故に之を制限すること極めて難く殆ど爲し得へからざるに至れり。然れども王の誓約を破りたるの例は枚擧に遑あらず且マヨーン王無道にして信義なく然諾を重んぜざること當時人の知る所なり況んや英國の憲法は未だ幼稚にして王者を抑制するの手段備はらざるに於てをや。此に於て大憲章の發布に盡力せる人々已むを得ず王に迫り所謂叛逆の權利と稱するか如き者を得て大憲章執行の制裁と爲すに至れり。即ち貴族は同族中より二十五名の委員を撰て大憲章執行の委員と定め王又は官吏の行爲尙も憲法に牴觸するときは委員全隊又は其中の四名王に迫りて其行爲を草めしめ王不在なるときは大宰相(マヤスチヤー)に迫りて直に改正を施さしめ四十日を過るも尙ほ改正する所なくんば廿五名の委員全國人民

六三

と共同して王の城郭を襲撃し王の采邑を侵略し其他如何なる方法を使用するも改正を強ゆるを得ることに決せり而して天皇、皇后、皇子、皇女の身軀を毀傷す可からず。王悔悟して改正を施したるときは再ひ之に服従せざる可からず全國の人民大憲章の執行委員と結合して王を苦しむることあるも王は其結合を妨く可からず人民若し共同を肯んぜざる時は王自ら勸誘して之に左袒せしむ可し等のことをも亦併せて之を定めたり。

右の如く嚴密なる制裁を付したるにも拘はらず王は密に約束破壊の計畫を爲し人を羅馬法王に使用して貴族跋扈人民專横の状況を告げたり。法王之を聞くや憤懣措く所を知らず令を發して大憲章の無効なることを布告し貴族を宗教外に退けランクトンの法權を中止し宗教禁止の嚴罰をロンドン市に下せり。蓋ロンドンには貴族に左袒して頗る勢力あり其市長は二十五名委員の一人なればなり。マヨーンは又外國の傭兵を集め貴族の鎮壓を計れり當時の外國兵は戰爭に衣食するを以て能く軍事に慣れ貴族の軍之に抗すると能はず是に於て貴族は止むを得ず服従の契約を解き英國を佛王ロリツプの太子ルイに奉れり。ルイ之を聞くや欣

然自ら乘に將として英國に渡來し將に大に爲す所あらんとするに際しマヨーン忽  
然として資を易へたり時に紀元千二百十六年五月二十一日なり。惟ふに此時に  
當りてマヨーンの逝くなかりせば英國は遂に佛國の有となりしや亦知る可らず  
マヨーン王殂するに方て太子ヘンリー尙幼弱なり此時に方て佛の太子ルイは大軍  
を南部に率ひ蘇人は北部に屯し實に英國危急存亡の秋なり。此月二十八日ヘン  
リー王位にクロースター市に即きペンブローック公ウリアム、マーシャル政を攝  
したりペンブローック公才畧あり人民之に望を屬すること久し其朝に立つに及て  
百方力を盡して貴族を慰撫し終に王に歸順せしめたり。而して佛太子も亦望を  
絶て軍を本國に歸せしか爲めに英國僅に其獨立を失はざりし

マヨーンの死後幾許もなく即ち千二百十六年十一月を以てペンブローック公は王黨  
の僧侶貴族をプリストルに會し更に大憲章を發布して政府之を遵奉するの意を  
示せり。翌年佛の太子ルイ歸國の後又大憲章を發布せりヘンリー即位の後九年  
其萬機を親らするに及て貴族僧侶及人民其所有動産の一割五分を献納したるの  
報酬として新に大憲章及森林條例發布を請願せり。蓋し大憲章發布の都度多少

の政敵を加へたり其後英の貴族人民は政府專制に傾く毎に産を費し力を盡して  
大憲章の證認發布を請願しヘンリー六世即位の二年に至る迄積りて三十七回の  
多を致せりと云ふ

#### 第四章 ノルマン及ヒフランダヂエチット王統の 行政制度

ノルマン及ヒフランダヂエチット王統の時代に當り王は爲政の大權を掌握せる  
のみならず立法司法及び財政の事にも亦親から之に當れり。後世に至りては王  
裁判を親からせざるの原則確立せりと雖も當時王屢々法廷に臨みて親から訟訴  
を裁決したり。當時在廷の大臣中首座を占むる者をマヤストラシヤと云ふマヤ  
ストラシヤは司法及び財政の事に當り王不在なる時は之に代りて政を攝したり。  
然れども此の官はエドワード一世の時廢せられチャンセロール其威權を傳へて最  
上の地位を占むることなれり。チャンセロールの官はサクソン時代より置かれ  
たるものにして其初は王の玉璽を管督し書記官の長となり法令の起艸を司どり  
且會計出納の事務に當れり。然れどもヂヤストラシヤの官職廢せられざる以前

に在りては其下に立ちて之と顔顔すること能はさりしなり。ヘンリー二世の時  
 有名なるベックェット僧正此職に任せられしより威權日々に進み宛然大宰相の如  
 くなりしか其後種々の變遷を経て今日に於ては司法大臣兼上院議長の如きもの  
 となりり  
 ウェリアム一世二世の頃よりしてキエーリアレヂスと稱する會議起れり是れ即  
 ち全國の大會議にしてサクソン時代のウヰナゲモットと同じ。此會議は三年  
 毎に其大會を開き僧貴族俗貴族及び直隸受領者之に出席して議事に與るを得た  
 り。キエーリアレヂスは立法に參與し國事を評議するの權利を有するは勿論又  
 司法權をも有して直隸受領者に關する裁判を審判し且其他の裁判事務に關與し  
 たり。之を要するにキエーリアレヂスはウヰナゲモットの後を受け今のパー  
 リアメントの始祖なるのみならず英國の司法制度も又之に胚胎し行政制度亦之  
 に淵源したりと云ふを得へし。何となれば英國の當時に於ては勿論未だ内閣な  
 る者あらず此會議の常置委員會の如きものありて平生行政に關する王の顧問と  
 なりたればなり。又司法事務に就きても後にキエーリアレヂス法廷なるもの起

りキエーリアレヂス會議の委員の如き資格を以て裁判事務に與かれり。後世の  
 所謂エツキステツカト法廷キングスベンチ法廷コンモンプリース法廷の如き  
 皆其源をキエーリアレヂスに發せり。但エツキステツカトは専ら財政の事務  
 に關しコンモンプリースは専ら刑事の事に關與せり  
 ノルマン及びプランダチエツト王統の行政制度を述ふるに當りては勢ひ巡回  
 裁判の事及び陪審制度の起源に就きて述ふる所なかる可からず。巡回裁判はヘ  
 ンリー二世の時大に發達したり裁判官が地方を巡回するの目的は租税を徵集し  
 租税の額に關する紛紜を解き地方官吏の奸曲を摘發するに在り。ヘンリー二世  
 は全國を六區畫に別ち一區毎に三名の巡回裁判官を派遣せり。巡回裁判官は各  
 州の會議に列席し其民撰の議員と共に裁判に従事したるを以て中央議會と地方  
 會議との關係を密にし代議制度の發達を助けたると少からず。陪審制度は其源  
 をヘンリー三世の定めたる證據訊問の制度に發せり。抑も人文自由の干城と稱  
 せられたる陪審制度の起源に關しては學者往々其説を異にし或は之を以て歐洲  
 大陸より傳へたるものとなし或は英國の發明と爲すと雖もそは兎に角に英國に

於て大に發達したるものたるや論を待たず。陪審制度はヘンリー二世の時に至り始めて臈裁を備へ民刑の裁判に適用せられたり然れども當然用ゐられたる方は英國現行の陪審法と大に其趣を異にせり。當時の所謂陪審法は證據人の口供に因りて罪の有無を定むるに非ず自家の目撃したる所又は傳聞せる所に因りて判決を下せるなり故に當時の陪審官は必らず犯罪地方の近隣より撰擧したるものなり。是れは陪審と稱するよりも證據訊問の制度と稱するの適當なる所以なり。ヘンリー四世の時に至り陪審の方法漸く進歩し證據人は法廷の欄に出でて其證據を陳述するの制となり證據人と陪審との區別判然として明かなるに至れり。然れ共其後と雖も陪審は自己の目撃したる事實を参照して撰判し來りしか女王アンの時陪審若し自家の目撃したる事柄を述べんと欲せば之を法廷に告げ更に證據人の資格を以て爲さざる可からずとの法令出てジョージ二世の時陪審は必ずしも犯罪地方より出づるを要せず一州中より出す可しとの法令を發し其性質始めて判然たるに至れり。

第五章 パーリアメントの起源

英國のパーリアメントは其源をサクソン時代のウヰルナグモットに發せること既に前に述べたるか如しノルマン時代に至りてもウヰルナグモットは尙ほ召集せられ新法を布き新税を賦課する等の事に就き諮問に應じたりと雖も王者の權力大に増進するに従ひウヰルナグモットの集會は多く禮式に止まり實際國政に參與すること極めて稀なるに至れり。封建制度の主義漸く勢力を得るに及んでウヰルナグモットは其性質を一變し王に對して封建義務を負擔する貴族の集會となりキユリアンヂスと稱せらる。抑も從軍義務を負ひ王より封土を受領するものは其所領の大小を問はず王の補助金を賦課する場合等に於て會議に出席するの權を有せり。僧正及僧都の重なるものゝ如きはウヰルナグモットの性質一變し封建貴族とされる後と雖も尙ほ舊に依り會議に參與するを得たり。而してアールの如きも古來嘗て貴族たるの地位を失へること無きを以て常に會議に參與するの權利を有せり然れども他の封建受領者は名義上議員たるの權利を有するに拘はらず王は常に之を召さずして其内適當なるものを撰ひ召集状を送りたるが如し。之を要するにノルマン時代大會議の組織は漠然として其範圍定かならず然れども彼の大憲章

中に於てジョン王が非常の補助金を課するに於ては大僧正僧正僧都アール及大  
 マロンは各別に其他の地主は地方官の手を経て召集すべしと約束せるに因りて  
 見るも苟も封建受領者たるものは實際は暫く措き名義上参政の權利を有せるは  
 明白なりと雖も封建受領の小なる者は其數の夥多なると其貧困なると其郷里の  
 隔絶したるか爲めに終に國會に臨む能はざるに至れるなり。去ればノルマン時  
 代のキユリアレヂスは漸く其性質を變じ大貴族の會議となり世襲の貴族院と  
 なり終にパトリヤメントの上院となれるなり。然れども封建受領者の小なるも  
 のと雖も永久其参政權を失ふに至らず假令自から議場に出席せざるも通常の地  
 主と連合して終に代議士なるものを出すこととなれり。蓋し代議制度は歐洲大  
 古の文明國に於て用ゐられたることなしクリースの如きローマの如き國々に於  
 ても代議制度なるもの、實際に行はれたるとあらず。之れを政治に應用したる  
 は實にチュートニツシ人種の發明にして殊に代議士をして中央の政治に參與せ  
 しめ人口過多なる國に於て立憲制度を行ふを得るに至らしめたるは偏に英國人  
 の賜なりと云はざる可からず。蓋し選舉及び代議の制度は國會議員選舉の爲め

に之を適用せる以前裁判上に關し納税上に關し適用したるか爲め人々既に其使  
 用に熟せり且理論上より云ふ時は英王も元と民撰にして人民實際撰舉したること  
 と亦之なきに非ず僧正及び僧都は僧俗中より撰舉せられ實に僧侶全體を代表せ  
 り。バンドレット及シヤヤト等の地方區畫に於ける政治に參與せんが爲め各々  
 ウンシップ即ち町村より代表人を出せり。又シェリフ即ち代官を助けて裁判事  
 務に關係するが爲め各地方より代表人を出したる等のとあり故に英國人民は夙  
 に代議撰舉の制度を用ゐたるや明かなり然れども國事を議するの會議に代議制  
 度を適用したるは實に千二百十三年を以て初とす。此年八月四日に於て開きた  
 るセントアルパンスの會議に於て貴族及僧正等は各タウンシップより其長及四  
 名の議員を出さしめ俱に共に評議してジョン王の虐政に抵抗するの策を定めたり  
 是即ちジョン王をして大憲章を發布せしめんが爲めの會議にして大僧正ラン  
 グトンがヘンリー一世の法律を基とし王をして憲章を出さしむ可しと論したる  
 は實に此時なり。然り而して人民の代議士眞に國會に出でたるは千二百六十五  
 年彼有名なるサイモンドモントホルドが之を召集したる時を以て初と爲す。但

シセントアルバンスの會議とモントホルトが代議士を召集したる時との間に代議士國會に臨みたる三四の例なきに非ず。然れどもモントホルトは只各州よりナイト即ち地主の代表者を出さしめたるのみならず市府人民の代議士も亦之を出さしたるが故に英國人民全體の代表者を始めて召集したるの名譽は單に此人に歸せざる可からず。此大胆なる且つ幸福なる改革は一千二百六十四年十二月十四日ノースタル侯モントホルトが王の名を以て次年一月二十日各州より六人のナイト各市より二人の市民各町より二人の町民をロンドン府に集會せしむべしと發令したるときに成れり。ギゾーは其代議政體史中に於てモントホルトの功績を論じ英國代議政體の開基者なりとせり。ラングミード曰くモントホルトは果して代議政體の開基者なるや否や蓋し疑問に屬すと雖も其英國庶民院の開基者なりと云ふに至りては疑ふ可からざる事實と云ふべし。惟ふに世界各國に於ける代議士院即ち衆議院の起源は此モントホルトが召集したる議會に在りと云はざる可からず。

サイモン・ド・モン・トホルトが國會を召集せる時よりして代議の制度漸く完全した

りと雖も是より後三十年間は所謂變遷の時代にして屢々サイモン・ド・モンの遺法に則らす市府の人民を代表せしめざりしことあり。エドワード一世位に即くに及んで貴族及び僧侶を會し大會議を開きたる例屢之ありと雖も府民を代表せしめたることは稀なり。エドワードは聰明の君主なりと雖も專制政治を好み人民をして政治に參與せしむるを喜ばず蓋し此時國會と大會議との區別漸く起り平民の代表せられたるものに非ずんば國會と稱せられざるに至れり。然れども其實際の効力に至ては毫も異なる所あらずなり。千二百九十五年は國會發達の歴史中最緊要なる時期の一なり此年を以て變遷の時代漸く了り僧侶貴族及び人民を代表したる完全の國會始めて開かれたり。此時に當りエドワード一世の困難は實に甚しくウェールズの謀叛未だ鎮定せずスコットランドの戦争之に次て起り佛國亦兵を出してガスコニエを襲ひ艦隊を英の海岸に送り沿岸の都府を侵略せり。エドワードは此諸方の敵に供するの軍費を徵集せんか爲めウェストミンスター府に於て國會を開き各州より二人の士人各市より二人の市民各町より二人の町民を出さしめ且カンタベリー及びヨークの兩大僧正に令してアーチデイト



七四

コン及びアイーコン等の僧侶に出頭を命じ各大寺に附屬する僧侶をして其代人を出さしめ貴族及び大僧正及び僧侶中の高僧等と共に軍費支出のことを議せしめたり是れ即ち有名なる標準國會スタンダード・パルリメントと稱するものなり。此集會に召集せられたる議員は一所に會して論議投票せず貴族僧侶平民各別れて之を爲し貴族及び士人は其財産の十分の一平民は七分の一僧侶は十分の一を王に捧げたり。國會に普通の僧侶を召集したるはエドワードの財政困難を救はんか爲めの策略にして之を以て國會の一部と爲し賦金の額を増さんと欲したるなり。然れども僧侶は國會に出づるを好まず別にコンツォケーションコンツォケーションと稱する會議を起し其賦金を議決せんと欲せり。是時より以後英國の諸王は國會を開く毎に必らず僧侶を招きたるも出席するもの稀にして十四世紀の頃に及んでは一時全く其跡を絶てり。ヘンリー八世宗教を改革するに及んで僧侶大に權を失ひコンツォケーションコンツォケーションも亦獨立する能はず其議決は殊に國會の認可を要したり。千六百六十四年に至りて僧侶俗人租税賦課の方法を異にするを停め爾來普通僧侶の國家の撰舉に關して有する所の權力は毫も俗人と異なるなく寺領を所有するものは之に相

當する撰舉權を有することとなれり。此の如く理論上より言ふ時は英國政治上の原素は王及び貴族僧侶平民なりと雖も實際より之を云へば王の外只貴族平民の二元素あるのみ。千二百九十五年即ちエドワード一世の二十三年に於てサイモン・ド・モンタホルトサイモン・ド・モンタホルトが召集したる國會の例に倣ひ貴族僧侶及び人民の代議士を召集してより以來英國憲法の基礎始めて固く王貴族及び平民の連合政治は始めて確立したりと云ふべし。又國會の權力中最も緊要なるもの即ち課税の權の如きは此時代に於て始めて定められり。エドワード一世屢干戈を動かし外國を征服したるか故に軍費の缺乏甚しく已むを得ずして苛税を貴族僧侶及び人民に課して之を補へり當時僧侶はローマ法王ボニファス第八世の出したる法律に因り俗人に租税を拂ふことを禁せられたるを以て之を口實とし租税を逃れんと欲したるもエドワードは之を聞かす屢僧侶の財産を沒收し以て之を脅迫したり。而して當時課税の爲めに苦むものは僧侶のみに非ず商人も亦毛布に苛税を課せられ之を拒む時は沒收の處分を蒙るか故に頗る政府を怨望せり貴族も亦大憲章の個條に依らず外國從

軍の負擔を蒙れるか爲め頗る不滿の色あり。千二百九十七年二月廿四日エドワードは貴族を會しがスコニ地方に從軍を命したるも貴族之に應ぜずエドワードは其慣用の手段に依りて從軍を肯んせざる者の土地を沒收すへしと威赫せり。當時貴族中に二人の豪傑あり一をノーフォルク公ロイヤルピゴットと稱し他をヒアーツォルド公ボンと稱す。ノーフォルク公はマイシヤルの官を帯ひヒアーツォルド公はコンステイブルの職に在り此二人エドワードの處置を不當とし他の貴族を率ひて王に抗せり。同年五月十五日エドワードは二十ボンド以上の歳入ある土地の所有者をロンドンに集めて自から之を率ひてガスコニに渡航せんと企てたるもコンステイブル及マイシヤルの二人自から請ふて其職を退けり。憲法史家ハラムは此二公の憲法擁護に關する効績を稱贊して措かず之を激賞すと雖も二公必ずしも愛國心に依りて此舉に出たりと云ふ可らず然れども今其心事如何を論するを止め其形跡上より之を考ふる時は大憲章に比して優劣なき一大柱石を英國憲法に加へたるは二公の勇氣と大僧正ウヰンチェルシーの愛國心に依らすんはあらず。此時に當りエドワードはウエストミンスター殿

中に人民を會し之に向て一場の演説を爲し大に民心を感動せしめ一時貴族の勢に抵抗するを得たりと雖も貴族は終に之に屈することなく二公及び大僧正の力に依りて一大建白を王に奉れり今其建白の大趣意を見るに左の六條に過ぎず

- 第一 貴族及び人民は外役に從軍するの義務なきこと
- 第二 貴族及び人民は貧困にして軍費の募集に應ずる能はざること
- 第三 貴族及び人民は其祖先と同一の法律習慣に因り支配せられざること又祖先と同一の自由を享有し能はざること
- 第四 森林條例廢せられて社會一般困難を極むること
- 第五 毛布の租稅重苛に過ぐるること
- 第六 貴族及び人民は王の外國に渡航するを欲せざること

王は此建白に對して答辨を爲さず太子エドワードをして英國の留守たらしめ以て外征の途に上れり是に於て貴族は兵士を率ひてロンドン府に來り府民の助を得て都府の全權を占め先づ大藏省に至り租稅の賦課を禁せり。貴族の勢力此の如く強大なるか爲めに終に已むを得ずして太子及び諸大臣は其意に従ひコンフ

アイメシオチャクタムと稱する章典を起草し王の認可を得て以て貴族及び平民に附與せり時に千二百九十七年十二月十日なりしと云ふ。コソファアイメシオチャクタムなるものは嘗に大憲章及び森林條例等を集めて一大典章と爲したるのみならず其個條中に於て特に國會の許可を得ずして課税する王室の權を殺けり即ち其第五章に於て王は從來の租税皆先例たる能はざるを明言し其第六章に於て爾來租税は人民全般の承諾を得て課す可き旨を明せり。依是觀之國會課税の權利は是に於て益確定し爾後英國憲法の大原則として動かす可からざる者となれるや明かなりと云ふ可し

第六章 パーリアメントの發達

エドワード第一世の時に當り封建的のキニリアレヂスも其面目を改めて眞正の國會となり英國政治上の原素悉く代表せらるゝに至りたる順序は前章に於て之を討究したるか英國當時の國會は政治上の原素を代表することの備はれるに拘はらず其權利の如きは未だ全きを得ざりしなり。殊に新に國會に列席したる平民にして其權利を主張して貴族僧侶と同等なる地位を得て終に之を壓制する

に至りたる沿革の如きは更らに研究せざる可からず。何れの時代を問はず王は大會議の意見と許諾とを経て其政を行はざる可からずとは英國憲法の定則なりしに拘はらず實際に於ては大に然らざる場合ありしなり。今やエドワード第一世の時に於て國會の基礎始めて確立したる以來の沿革を觀察するに當り英國國會は如何にして彼の太古ウヰテナゲモットが有ちたる權力を恢復し國家の万機を監督して王者の權利を制限するに至りたるやを見んと欲す

國會の二院に岐かれたるは何れの時なるやを詳にせずと雖も十四世紀の中頃に至りて二院全く分離したるは明瞭なる事實なり。前に開陳せる如く彼のコンモンス即ち平民は各州の士人及び市民の二原素より成る而して彼の士人なるものは社交上貴族と同種類に屬せる者にして之れと共に國會に列席するの權利を有せり。故に各州代表のこと起るに及んでや士人は各州の地主を代表し國會に列席するに至りたるに拘はらず猶貴族と列席し之と共に論議し且投票せりと雖も之に反して彼の各市(ポロ)の代議士は元と社會の下流に在るを以て新に參政の權利を得たるに拘はらず敢て貴族及び士人と列席せず特に集會して議論し且投

票したり。各市の代議士が貴族士人と列席せざることは其納税を承諾するに當り割合を異にせるを以て知るを得可し。惟ふに彼の士人が貴族と列席するを止めて終に市民と結合し一院を爲せるの事實は英國憲法の發達をして今日の如くならしめたる一大原因と云はざる可からず。蓋し士人は全國の地主を代表する者にして其權力頗る大なると加ふるに市民と結合して一團となれるか爲め英國下院の基礎爲めに鞏固を致し市民に對し其議員たるの時に於ては決して他に得られ能はざるの尊敬之に歸するに至れり。蓋し英國の如き封建の思想盛に充滿せる國に於ては如此沿革最も利益ありと云はざる可からず若し各州の士人下院に列席せず市民の代議士のみ之に臨むに於ては下院議員は納税を承諾すると貿易の事項に關して政府の諮問に答ふるとに過ぎざるべし。然るに士人と集合して一院を形造くれるか爲め國家の大政に干渉する實權茲に初めて生じ王及び貴族に反抗して民權を保護するを得るに至れり。然り而して英國に於ける士人及び市民の代議士が集合して終に一院を爲せるの事實は思ふに偶然の結果に非ずして英國會社の組織歐洲大陸と異なる所あるか爲めならん。歐洲大陸に在りて

は貴族は他の人民と異なる所の種屬を爲し他の人民と異なる特權を有し其尊稱特權を永久其子孫全般に傳ふるを得たり。而して社交上貴族及び紳士の別なく其貴族院の如きは實に高位貴族の集會に止まらず英國の所謂紳士と稱する者又之に列し其下院は純然たる市民の集會たるに過ぎず。而して英國の實況は全く之と異なり所謂貴族の特權なるものは貴族の一家中當主に限り之を有し其子弟は悉く平民と同じく其權利の如きも毫も之と異なるなし是れ即ちサクソン時代以來の習慣なり。而して貴族の長子を始め其父兄の爵位を相續すべき權利ある者と雖も未だ爵位を襲かざる間は純然たる平民に過ぎず加之英國に在りては貴族と人民との間婚姻の制限なく政府に登用せられ緊要の職に任する者又其族を問はず租税の賦課に至りても他國の貴族の如く不正の免除を得たることあらざるなり

貴族の當主の外總て人民は悉く同一の地位を保つものなりと定めたる英國古代の制度は實に民權發達の上に於て非常の利益を人民に與へたる者なり若し此制度徹せば英國下院は現時の如き盛運に達すること能はざりしならん。マコーン

嘗て此事を評して曰く各州の士人は貴族と商人とを連結したる環鎖なり貿易に従事せる各都市の代表者として國會に出でたる商人と共に他國に於ても領地を有し特權を有する貴族の子弟其席を連ねたり此等貴族の子孫は概ね大諸侯の子弟若くは兄弟にして王族より出でたるもの亦其内にあり(中略)。此の如くにして下院は國中一種の人民を代表するに止まらず現に上院の議員たる者を除き全國人民を代表するの院となれり。果して然らば其終に最大の權力を掌握するに至りたるも亦宜ならずやと

然れども下院の權力大に發達して終に今日の如き勢力を呈するに至りたるは一朝夕のことに非ず其初めに當りては市民は常に各州士人の籠絡する所となり各州士人は常に貴族の指揮に従へり。エドワード二世の時寵臣ガベストン及びスペインサー權を專にしたるか爲め貴族終に王に背き千三百十二年及び千三百二十一年公然反旗を翻じたることあり。エドワード二世が終に廢黜せられたるは實に貴族黨の所爲に出でたり而して此事件に關し最も注意す可きは貴族王を廢するに當り國會の許諾を得たること是なり。惟ふに當時は下院議員が竊かに其

權力を養成したる時期なりと云ふ可し彼の千三百十二年に二十一人の議定官を設けたるか如き當時王たるもの一國を統御するに止まらず併せて之を支配したる時代に在りては暗弱なる王を戴き然かも國民をして塗炭に苦むこと無からしめんか爲めには實に己むを得ざるの處置にして當時貴族の黨派はガベストン及其他の寵臣を忌み改革を企てたるの形迹なきにしも非ずと雖も政治を改良し人民を水火に救ふべき希望亦其中に包含せりと云ふべし。然り而して彼の議定官の提出したる改革法案の如き大に民益を目的としたる者にして王の特權を制限せる箇條の如き後世に至り國會が大臣を進退し行政部の權力を抑制したる前表として見るを得へし。只後世の國會は間接に之を爲し當時の議定官は直接に之を爲せるの差別あるのみ。改革法案の中に云へるあり曰く王は國會の貴族承認せざるに外國へ旅行し又は宣戰を爲す可からず王不在の間は貴族の承認を経て執政を置くを要すと。又曰く大法官大藏大臣判事長及び其他の大臣は國會貴族の意見を聞き其承諾を経て任せざる可からず。又曰く毎年一度或は兩度便宜の場所に於て國會を開くべしと

右はエドワード一世の時國會の組織完全したる後に於て其子エドワード二世の  
 暗弱なるに乗じて貴族が人民の助を得て王權を掣肘したる第一の實例なり。而  
 してエドワード二世の時下院は王若し人民より請求する箇條を許容するに非ず  
 んは納税を承諾す可からずと議決し終に其目的を達したり。是れ彼のコンデシ  
 ヨナル、グラント即ち條件付承諾の初めにして下院の權力は實に之に依りて大  
 るを得たり。而して下院は此時代に於て既に立法に參與する權利を全然獲得し  
 たるや疑を容れず。エドワード二世の五年に發したる法律の文に曰く「王及び其  
 皇嗣に關する事件及び國王と人民とに關係ある事件は王、僧侶、貴族及び人民の國  
 會に於て制定したる旨に従ふべし」と  
 エドワード三世は其父王の如く暗弱ならず頗る英邁の君主なりしか故に能く  
 貴族の心を收攬し貴族は王に抗抵せずして却て之を補佐したり故に當時下院議  
 員も貴族の驥尾に付して王に抗することとを止め獨力以て民權を擴張せざる可  
 らざるに至れり。實に當時の下院議員は其任頗る重かりしと云はざる可からず  
 今歴史に依りて當時下院議員が盡くしたる證據を觀察するに彼等敢て進んで王

の權力を制限することなく寧ろ退て自家の權利を鞏固にすることを勉めたり。  
 エドワード三世の時國憲を蔑視し不法の政を施したること一にして足らず然れ  
 ども下院議員に此等不法の處置を看過することなく之を以て後世の先例と爲す  
 に忍びざるものと爲し大に國憲の基礎を鞏固にせり  
 エドワード三世在位の間屢々國令を召集したるか爲め其權力從て増加せり。  
 王は屢々外役に從事せるか爲めに多額の軍費を要し止むを得ずして國會を召集し  
 納税を促せり王在位五十年の間國會を開きたること四十八回而して千三百三十  
 一年に毎年國會を召集す可き旨を布告せり。王在位中下院議員は英國々民の爲  
 めに三大權利を定めたり之れ蓋し國會の屢々召集せられたる結果ならずんば有ら  
 ず。三大權利とは何ぞや曰く國會の許可なくして課税するを得ざること、立法を  
 爲すに當りて必ず上下院の同意を要すること、下院議員は行政の弊害を調査し之  
 を矯正するの權を有するとは是なり。而して此三大權利に依りて更に二種の重大  
 なる權利を生したるは疑ふ可からざる事實なり。曰く政府の財政を檢査し租税  
 の適用を監督する權利、曰く政府の大臣失策を爲せるに當り之を彈劾する權利則

ち一は第一第四の權利より生したる者にして他は又第三の權利より生せるものなり

王の獨斷を以て租税を賦課するの不法なるはコンファアルメシテ、カーラムの制定に因りて定まれる所なりと雖も然れどもエドワード一世及び二世は屢憲法を破り獨斷を以て租税を賦課しエドワード三世の時に至りて愈甚しきに至れり。故に下院議員は此事に關して屢哀訴歎願する所あり且前述したる條件付承諾の方法を發明し王若し請願を許容する時は財貨を吝まらず之を政府に納れ之を許容せざる時は供給を承諾せざりしか爲めに先きに法律を以て定めたる人民自から租税を賦課するの權利を實際に行ふを得たり。而して後世に至りて英國下院の最も貴重なる權利と稱せらるゝに至りたる彼の税金適用の一事は千三百五十五年軍費に供す可き約束を以て毛布税を課することを承説したるを以て始と爲す。加之千三百四十年に於て國會は委員を設け租税徵收のことを検査せしめ其翌年下院より政府に請求して會計検査院を設けたり。之を後世に至りて英國國會の占有に歸せる租税適用會計検査の二大權利の萌芽と爲す

下院議員が立法に干渉するの權利はエドワード二世の時即ち千三百二十二年に於て爲せる國會の議決に因りて定まれり是より先國會の立法に關する權利は政府の認むる所となれる場合ありと雖も其確定して動かす可からざるに至りたるは實に此時を以て初めとす。此時より以後エドワード三世即位の時に至るまで政府の發布したる法律は必ず僧侶貴族及び平民の承諾を以て云々との明文を載せたり。エドワード三世即位以來布告の体裁一變し下院議員は請願者の地位に立つこととなり下院議員の請願に因り僧侶貴族の承諾を経て云々と記載することとなり。蓋し之れか爲めに下院立法の權利縮小せられたるに非ず當時下院議員は専ら條件付承諾即ちコンデシヨナル、グラントの法を用ゐたるか爲めなり

エドワード三世の時下院議員は兩度政府の行政に干渉したることあり即ち千三百四十一年の國會に於て下院議員は貴族と聯合し政府の大臣の國會に對する責任を定めんと欲したり。當時エドワード王大僧正ジョン、ストラッスフォードと葛藤を起しストラッスフォードはエツキスチエツカアの法廷に於て審判せられ

んとするに當り下院議員は貴族は其同輩に依りて審判せらる可き者なりとの主義に依り貴族と共に王に抵抗したり。然るに當時國庫恰かも空乏なりしを以て下院は之を充すの責任を盡すに先ち政府に對して三大要求を爲せり。曰く王原告となる時に當りては英國の貴族其政府の官吏たると否とに拘はらず國會の召集せられたる時及其同輩の面前に於てするに非ずんば審判せらる可からず曰く嘗て人民より政府に出したる租税の支拂を檢査する爲めに委員を設く可し曰く政務官及び裁判官は悉く國會に於て其職に任す可く且大憲章及び其他の憲章を遵奉す可き誓約を爲さしむ可しと。當時の國會此三箇條の請求を容るゝに非ずんば其租税を上納せざる可しと決心したるか故に王は終に其の請を納れて之に多少の修正を加へ政務官及裁判官は通常會議の意見に依り王自から指命すべく政務官及び裁判官をして國會に對し責任を負はしむ可しと爲せり。是れ實に英國下院か大臣責任の主義を實行せしめんとしたる第一例として憲法史上に特書す可き事實なりとす。

千三百七十六年下院議員は始めて其彈劾の權利を實行せり。エドワード王老衰

して黒太子亦疾篤き時に當りランカストル公王に代りて萬機を攝したりと雖も民心之に懐かず且皇孫リチャードの王位を繼承す可き權利を無効ならしめんと竊かに計畫したる嫌疑あり。是に於て黒太子及びマルチ公下院の力を藉りランカストル公の計畫を破らんと欲し終に下院議員をしてランカストル公の黨派なるラチナー及びチビルの二貴族及びライオンス、ユルス、ヒーチ、ペリー等の諸貴族を彈劾せしむ。下院議員の此彈劾を爲すや其理由數多ありと雖もランカストル黨高利を以て王に金員を貸付けたること、王室の舊債を廉價に償ひ其後大藏省より證書額面の金員を拂はしめたること及びカン、府に貯蓄したる兵權を恣に他に移したること等にして上院議員は之を審判し彈劾せられたる諸氏を皆有罪なりと認め或は其職を罷め或は之を禁錮せり。惟ふに當時下院議員か此彈劾を爲すを得たるは黒太子の竊かに之に應援したるに因るを以て下院か其單獨の力を以て大臣を彈劾したりと云ふは未たし。黒太子殂するに及んで國會の權力頓に衰へランカストル黨派再び權力を逞ふし先に彈劾に従事したるもの今は概ね禁錮せられ先に彈劾せられたるもの悉く其刑を免かれたり。蓋しランカストル公



黒太子殂するに臨んで國會を解散し自黨を贊助す可き議員を召集したるに依るなり。然れども大臣彈劾の權利は此時に至りて始めて實行せられたるを以て憲法史家當時の國會の効績を埋没せしめず之を稱して善良國會即ちグールド、パァーリアメントと云ふ

下院議員の干渉は帝に内政の事に止まらずエドワード三世の時既に宣戰媾和の事に關して政府の諮問に應じ意見を開陳せしことあり。ハラム之を評して下院議員をして軍費を出すに不平なからしめんか爲めの政略に出たりと云ふと雖も然れども宣戰媾和の事に干渉する權利は古代の國會か嘗て有したる所の權力なるを以て下院議員は此權利を恢復せんと欲し大に盡力する所ありて其責任の重大なるに拘はらず之に關係したるものなり。今之に關する二三の例を擧げんに二千三百四十一年エドワード佛王を征して勝利を得たり是に於て國會は王をして尙佛國に侵入せしめ其軍費として巨額の賦課金を承諾したり。千三百四十二年王佛國と媾和を爲すの得失を國會に諮問せるに當り國會は王に利益あるに非ずんば休戰を爲すを要せず國會盡力して之を助く可しと答へり。千三百六十

九年再び佛國と戰端を開くへきや否やを諮問せるに當り國會は開戰を主張して動かさざりしなり。其他國會か宣戰媾和に關係したる例一にして足らず。依是觀之宣戰媾和の事に關係する權利はエドワード三世の時既に國會に歸したるものにして國會は自由に之に就て討議したるや明かなり。論者或は近代の國會か宣戰媾和の事に容喙するを見て王の權利を奪へるか如く思ふものありと雖も抑亦誤れりと云はざる可からず

リチャード二世の時代は英國古代の憲法史中最も記憶せざる可からざる時代なり。此時に當り英國人民の自由と王者の專政との間に起りたる葛藤愈甚しく終に人民の黨派全く勝を制して王者の廢立を計れり。リチャード英國を統御したる最後の二年間は純然たる君主專政の主義を以て政を爲せるか故にリチャードにして其目的を達するを得たるならば英國は永く專制政府の支配を受け議院政治の發達は到底見る能はざりしならん然るに當時の國會議員力を極て之に抵抗し終にリチャードを廢し皇族中最も王者の任に適當したるランカストル公を立て、王と爲し民權爲めに大に振へり。三百年の後スチュワート王統最後の君主

己れの意見を以て法律と爲さんとしたるに當り之を防禦するに必要なる先例を  
 貽したるは實に此時に在り。而してリチャード二世の時代はツヰレンと稱する  
 下等人民の蜂起したる時にしてジョンウイックリフ始めて頭角を顯はし宗教改  
 革に先鞭を著けたるも亦此時に在り

リチャード二世の時に於て下院議員はエドワード三世の時に定まりたる憲法の  
 三大主義を鞏固ならしめしのみならず此三大主義より生ずる二大權利即ち政府  
 の會計を検査し及び租税の適用を定むる權利及び大臣を彈劾する權利をして確  
 乎不拔たらしむるを得たり。リチャード在位二十三年の間に憲法の發達に關係  
 する事件を論するに當りては之を三時代に分つを以て便利とす。即ち第一は千  
 三百七十七年より千三百八十九年即ち王自から政權を掌握したる時に至り第二  
 は千三百八十九年より千三百九十七年グロスター公ワル井ック伯及びアンダ  
 ー伯等を逮捕したる時に至り第三は千三百九十七年より千三百九十九年即ち王  
 の廢黜せられたるの時に終る

第一時代 リチャード未成年の時に於ては下院議員は常に其權利を保護するに

止まらず自から進んで政務に干渉し行政の事務一時悉く上下兩院の手に屬せり。  
 リチャード即位後三ヶ月の後に於て召集せられたる國會は彼の善良國會に出席  
 したる議員多數を占めたるを以て其勢力極めて大に下院は政務に干渉すへき權  
 利ありと主張し且政府の高官を國會に於て任す可しと請求せり。且當時の國會  
 はツヰリアムオールオース及ジョンリポットと稱する二人の商賈を擧げ國會の財  
 務委員となし政府の財政を調査せしめ且會計検査の法を嚴密にして以て大に其  
 權利を擴張せり。リチャード王即位の十年國會は當時大法官の職を奉したるサ  
 ッフオルク侯を彈劾し其他の内閣員をも退職せしめんと計れり。千三百八十六  
 年十月一日國會の開期に當り下院は王の面前に於て大臣彈劾の議決を爲し且大  
 法官を退職せしめんことを王に請求したりと雖も王之を肯んせず縱令吾厨僕と  
 雖も國會の請願に依りて其職を罷めしむることなかる可しと答へたるが故に國  
 會亦大に憤激し大法官の職を免するに非ずんば國會其事務を執らざる可しと主  
 張し王若し國會の言を納れずんばエドワード二世の先例に依り廢立を行ふ可し  
 と諷したるを以て王終に國會の言を納れ大法官の職を罷め其仇敵たるアラノン

ルを以て之に代らしめたり。是に於て國會は直ちに彈劾狀を製しサツクオルク侯を彈劾したるに其結果侯は封土を沒收せられ無期禁獄に處せられたり。而して國會は直ちに十四名の改革委員を設け一年間無限の權力を以て改革に従事せしめぬ。然るに當時王は漸く丁年に達し國會の箝制を甘んぜず議會閉會後サツフナルク侯の罪を赦し再ひ之を任用し且裁判官を宮中に集めて數箇條の疑問に答へしめたり。今其二三を擧ぐれば國會の議決すへき事項を定むるは王の特權にして貴族及び下院議員の權利ならざるや否や、王は隨意に國會を解散するを得可きや否や、王の大臣は王の許可なくして彈劾せらる可きや否や、サツフオルク侯に對する裁判は全く誤謬なるか故に効力なきものなるや否や等の問題はなり。當時王は裁判官をして王に利益なる答辯を爲さしめ其力に依りて國會を制御せんと企てたりと雖も時期未だ熟せずして目的を達すると能はず王の寵臣等は或は放逐せられ或は死罪に處せられたり。リチャルドの在位中第一時代の一大事件は彼の有名なるツヰレンの蜂起是なり。ツヰレンなる者は古來貴族及び其他の入種の爲めに苦役せられ毫も政權を有すること能はず其賃銀の如きも極めて

低くして生計餘裕なく爲めに不平の情其胸裡に充滿し。且千三百四十八年の惡疫の爲め勞働者の數其半を減したるに拘はらず地主等其賃銀を増加するを欲せざりしか爲めに終にワットタイラル等を奉して一揆を起せり其顛末は英國史中に著しき事實なるを以て茲に贅せず。リチャードは一時ツヰレンの諸願を許容したりと雖も一揆鎮靜の後更に令を發して其約束を無効ならしめ國會も亦た王の處置に賛成したり。惟ふにツヰレンの一揆は當時其目的を達する能はざりしと雖も其權力次第に増加したるは明かなる事實にして終に薔薇軍の内亂に際し地主の權力大に衰へたるに當りて全く獨立するを得ることゝなれり

第二時代 此時代に含まるへき八年間は王と國會との間に軋轢を生ずること無く國中平和の狀を呈せり。當時國會頗る柔順にしてリチャード又特に敬禮を國會に加へたり然れども此狀況は永續する能はずして貴族の黨派内訌を生したるを機としリチャード漸く謹慎を旨とせず國會の權力を蔑視して專横の處置を爲すに至れり。千三百九十九年ハキシなる國會議員政府の費用多きに過ぐるを主張し數箇條の改革案を呈出したるに當りリチャードは之を目して王室の特權

を犯したる者と爲し終に國事犯の刑に處せり。蓋しエドワード三世の時より以來政費を監督する權利及び言語自由の權利は國會の有する所なるにリチャード之を蹂躪して顧みざりしなり

第三時代 此時代に於てリチャードの專横益々甚しくクロースター公ワルイツク侯アラソナル侯等を囚へ或は之を弑し又は之を放逐し又カンターベリーの大僧正を廢して之を放逐し王の十年及び十一年の間に制定したる法律を悉く無効なりと布告し其他暴政至らざる所なかりしか爲めに民心終にリチャードに背き國會は其最大權力なる帝王廢立のを行ひリチャードを廢してランカストル公ヘンリーを王位に即かしめぬ。國會か此重大の處置を爲すや悉く先例に則り毫も順序を誤らす先づ廢黜を行ひ次に王位の空虚を布告し而して後ヘンリーを撰擧するの儀式を行へり。且國會は其廢立を爲せるの理由を其記録に記載し永く後世の參考に供せりと云ふ

### 第七章 王位の繼承を論ず

古代の英王は概ね撰擧に出て一王族中より之れを撰むを以て恒例としたること

既に前章に論したるところに依り審なり。ノルマン戦争の時に至り王統一變し封建の主義漸く行はれたりと雖も王位繼承の一事に至りては論理上毫も性質を改めたることなく王位に登るものは必ず國會の定策を要し而して後ち抹油及び加冠の式を行はざるへからざる制度なりき。且夫れ當時定策の事終りたる後に於て僧侶及人民寺院に會集し撰擧の式を行へることに依りて之を徵すれば王者の民撰なりしこと疑を容れざるなり。ノルマン戦争以來二百年の間に於て王と邦土との關係漸く密着し王位世襲の説亦隨て起れり。夫れ英人の王一變して英國の王となるに及んてや王者は即ち邦土の領主なるか故に王及び其近臣は邦土を以て其私有なるか如く主張し法律家亦私有財産の法理を誤用して世襲の説を主張するに至りたり。然りと雖も當時王崩するに臨んで一時王位を空虚にし撰擧及び即位の式を経て皇子始て登祚したるを以て之れを見れば法律家の主張したる説事實に違ふこと明けし。千三百七年エトワード二世は先王死落の翌日直に即位したか故に世襲の主義此時初て撰擧の主義に凌駕したると云ふを得へきか如しと雖も此王遂に二十年の後に至り國會の廢するところとなれり。由

之觀是當時撰擧の權尙ほ國民の掌中に存せること論を俟たず。然り而して英國の人民王者を撰擧するの權は封建制度の勢力盛なるに及んで稍や衰頽を來したるか如しと雖も遂に之か爲めに壓倒せらるゝに至らず。或は王者を撰ひ或は王統を撰ひたるの差別あるも撰擧の古制綿々絶ゆるに至らざりしこと事實に徴して明瞭なるべきなり。請ふ之を左に詳説せん

前章に於て述べたる如くウヰリヤム一世はヘスチングに勝利を得たる後狼狽したるウヰリヤムをして撰擧の議決を爲さしめサクソン諸王即位の例に倣ひ公平無私の心を以て國家を統治すべきやを誓約しウエストミンスターに即位せり。ウヰリヤム死するに臨みノルマンデーの所領を長子ロバルトに傳へたるも英國の王位は世襲の權利なしと稱し遺詔を以て之れを傳へす其繼承は一に神慮に従ふ可しと云へり。然れどもウヰリヤムは其愛子ウヰリヤム、ルーファスの是を繼承するを欲するが故に遺詔を以てウヰリヤムに其希望を傳へたること宛もエトワルド、コンヘツソルがハロルド侯をウヰリヤムに勸めたるか如くなりき。ウヰリヤム一世死するに臨んでウヰリヤム、ルーファスは父王の遺詔を携へて英國に

歸來しウヰリヤム、ルーファスの議長大僧正ランフランクに就て王位に即かんことを求めたり。ランフランクは其の請を容れて發言を爲すに先ち之をして公平順從の心を以て英民を支配すべく國教の特權を保護すべく、政務は凡て大僧正に顧問して處理すべしとの三ヶ條の誓約をなさしめ而して後ウヰリヤム、ルーファスの議決を經僧侶及び貴族相會して即位の式を舉行せり。是先王崩御の後三週間を經たる時なりしと云ふ

紀元千百年八月二日ウヰリヤム、ルーファス、ニューホレストに於て死し其翌日皇帝ヘンリー、ウヰリヤム、ルーファスに於て撰擧せられたり。當時ヘンリーは小數の貴族に撰擧せられたるに外らずと雖も其撰擧は實に神式を行へるに止まりたるにあらず。貴族中或はノルマンデー公ロバルトを撰擧せんと主張したるものありて遂に一場の議論を醸せり。思ふにロバルトはウヰリヤム一世の長子たるのみならず千九十一年ウヰリヤム、ルーファス之れとクントに會し互に嗣子なくして死するに臨んては所領を渡すべきを誓約したることあるが故に英國の王位を繼承すべき權利なしと云ふを得ざるなり。然れども當時ワルヰツク侯なる者ありて力

を盡してヘンリーを撰擧すべしと主張し遂に貴族の同意を得て同年八月五日ウ  
 井ンチエスター府に貴族を會しヘンリーをして位に即かしめ倫敦の僧正モリス  
 をして加冠の式を行はしめたり

ウ非リヤム一世の男統ヘンリー一世死するに臨んで絶ゆ。ヘンリー未だ世に在  
 るの時に當て貴族を招集し皇子ウ非リヤムに服従するの誓約を爲さしめたるこ  
 とありと雖どもウ非リヤム水に溺れて死せるか故に皇女マチルダを皇嗣と定め  
 貴族僧侶をして之れに服従するの誓約をなさしめたること前後三回なりき。蓋  
 し斯の如く王在位の時に於て其皇子に對し服従の誓約をなさしむるは素より越  
 權の處置にして王は只之を國民に勸むるの權を有するのみヘンリーにして強て  
 マチルダに對し服従の誓約をなさしむるが如きは王位を私するの行爲なりと云  
 はさる可からず。然り而して當時王位に在るものは勢ひ軍陣に臨まざるべから  
 さるか故にマチルダにして若し王たらは其實權勢マチルダの夫アンヂテ侯ヂテ  
 フローの掌中に歸せざる可らざるなり。而して彼のウチアフローはノルマン若く  
 はサクソンに屬せず爲めに兩人種の疾視するところとなるか故にヘンリー如何

に服従の誓約をなさしむるもマチルダ遂に王たる能はさると固より明かなり。  
 貴族僧侶をして誓約を爲さしめたる最後の場合に當りヘンリーはマチルダの子  
 ヘンリー(後ヘンリー二世となる)を以て皇子とすへきを宣言したるも祖父の崩御  
 するに臨んでヘンリー僅かに二才の幼兒にして王位を繼承する能はず。天下の  
 形勢此の如くなるを以て夫のステーションは能くロンドン及びウ井ンチエスター  
 の府民を籠絡し實兄ウ井ンチエスターの僧正ヘンリーの援けを得て撰まれて王  
 となるを得たり。史家或はステーションを目して篡奪の君主となす者ありと雖ど  
 も之れ未だ王者の性質を究めざる管見なりと云はさる可らず。ステーションの撰  
 擧はヘンリー一世の場合の如く少數貴族の撰擧にして少しく正則に違反したる  
 所ありと雖ども當時倫動府民概ね之れを贊助し且つ即位の式終りたる後貴族及  
 ひ僧侶の多數之に服従したるに由り之を見れば目して以て純乎たる民撰の君主  
 となすも敢て不當ならざるが如し

千百五十四年十月二十五日ステーション崩するに臨みノルマン公ヘンリー英國に  
 在て同十二月八日に至り歸り先王崩御の後二ヶ月を経て同月十九日王位に即け

り。蓋しヘンリーは世襲の権利に由りて王位に即けるに非ず貴族の承諾を経て  
 スチーブンと締結したるヴワリンホルトの條約に依り王位を繼承するを得た  
 るなり。然れども此の時に當てや王者の性質漸く封建の風を帯び貴族の服従を  
 得たるものは王たるの権利を得るのみならず撰擧の儀式の如き亦大に封建の真  
 氣を帶ふるに至れり。夫れヘンリー一世在世の時に於て貴族をして其子ウヰリ  
 ヤムを奉戴するの誓約をなさしめウヰリヤム死するに及して皇女マチルダに服  
 従するの約をなさしめたること已に前段に説けるか如し。千百五十二年ステ  
 ブンは其子ユースタースを皇子と定め貴族をして服従の誓約をなさしめんとし  
 たるも遂に其目的を達する能はずして止めり。ヘンリー二世位に即ける後貴族  
 をして其長子ウヰリヤムに服従するの誓約をなさしめウヰリヤム死するに及ん  
 て更に二子ヘンリーを奉戴せしめたるのみならず佛蘭西及羅馬帝國の古例に倣  
 ひ父王在世の時太子を即位せしむるの方便を用ゐ以て世襲の權を強固ならしめ  
 んど欲したることありと雖ども却て之が爲めに不幸なる結果を生ぜり。ヘンリ  
 ーは千百七十年太子ヘンリーの爲めに即位の式を行ひ同しく七十二年太子佛

王ルイ七世の女を娶に及んで再び即位の式を行へりと雖ども太子ヘンリーは却  
 て之を奇貨とし佛國の敎唆に乗じて兵を擧げて父王に逆へり  
 ヘンリー二世は千百八十九年七月六日に於て崩せり。ヘンリー崩するに臨み其  
 子リチャルドを以て皇子たらしむへしと遺言したるもリチャルド時に佛國王ヒ  
 リツプと條約を結ばんか爲めにノルマンデーに在るを以て太后エリノア全國の  
 自由民に布告し英國の君主としてリチャルドに對し服従の誓約をなさしめたり。  
 當時英國の僧侶貴族及び人民は毫もリチャルドを拒むの色なく依然之を奉戴し  
 たるか故に同年九月三日遂に即位の式を舉行したり。當時の事を記録せるダン  
 ステープルの日記に曰くリチャルド王は僧侶及び人民に撰擧せられたる後世襲  
 の權利を以て王位に登れりと。由之觀是當時位世襲の説人民撰擧の主義と混同  
 するに至りたるや明なり

千百九十九年四月四日リチャルド一世崩して嗣なし。六週間の後皇帝ジョン貴  
 族の奉戴する所となり遂に王位に登れり。夫れ王位世襲の主義當時漸く社會の  
 勢力を有するに至りたるも夫の長兄の子長兄の弟を越へて世襲の權利を有する

制度は私産遺傳の事に關するも未だ全く行はれず王位繼承の事に關して應用せられたること(即ちプリモゼニイチワイ)未だ曾てあらざりしなり。思ふに王位世襲の主義斯の如き進歩をなすに至りたるは十二世紀の後リチールド二世其祖父の王位を繼承したる時に在り。蓋し叔父は血統上最近の地位に在るのみならず其年齢經驗威望等よりして之を論ずるも王者たるに適當なるか故に中古の時代に在りて長子相傳の主義を王位繼承に適用するに至らざりしなり。當時の形勢此の如くなるを以てリチアヤルド殂するに臨み英國人民はジョンの長兄デラフリの子アーサーを奉戴せんと欲する者極めて少くジョン遂に撰擧せられウエストミンスター府に於て加冠の式を行へり史家マシニユーパリスの説に依ればジョン即位の時に臨み大僧正ヒユイバルトは新奇なる一場の演説をなし王者の民撰に出づるを明にし皇族と雖ども王たるの伎倆を備ふるに非ずんば撰擧せらる可からざりと言明したるか如し。後世の人或はマシニユーパリスの言を疑ひ王位世襲の説盛なる當時にありて大僧正と雖ども斯の如き演説を爲すの理なしと唱ふるものありと雖どもマシニユーパリスは元と當時の王權黨なるを以て敢て恣に此の

如き説を構造するの理なきなり。思ふに大僧正ヒユイバルトは王ロハルトの時に至る迄英國憲法の常に主義としたる所にして且つロハルト王となるに及び實際に應用せられたる王者民撰の説を説明したるに止まり徒らに新奇の言を吐て世人を驚かしたるに非ざるか如し。ジョン亦た自ら其嘗て發布したる憲章中に於て明言して曰く予は僧侶人民の撰擧と世襲の權とに由りて王位に即けるなりと

夫れ千百十六年ジョン王殂し怨望の原因跡を絶つことなかりせば憤怒したる英國の人民は遂にアンソオア家を放逐し新王統を迎立するに至りたるや明なり。ジョン王殂するに臨み法王の使僧クアローアシロースター府に於て太子ヘンリーに加冠せしめたりと雖ども其能く位を保つを得たるは執政ベンブローク侯民心を收攬し之を撫育したるに依れり。ブリタニーのアーサーの妹エリノアは千二百四十一年に至る迄存命したりと雖ども英國の人民之を目して繼承の權利あるものとなさざりしか如し

ヘンリー三世の朝に至る迄王の在世は即位の日より起算したり。故に先王死し



王位を繼承するの間は勉めて時日を経過せしめず而してヘンリー二世リチャード一世及びジョン王の如き先王殂落に臨み嗣子外に在りて即位の禮を行はざる場合に於て嗣子只ノルマン侯の稱號を用ゐるを得るに止まり決して英王と稱せらるゝを得ず。英王未だ即位の禮を行はずして已に王號を用ゐたるはエドワルド一世を以て初めとなす。エドワルドの父ヘンリー三世千二百七十二年十二月十六日に於て殂すエドワルド時に十字軍に従てパレスタインに在り。是を以て執政グロスター侯はヘンリーの死骸をウエストミニストルアトベに葬りたる後四日を経て僧正及び貴族を會し王號を以てエドワルドに服従の誓約をなせり。蓋し封建の勢力當時益々強盛なるに至れるか故に貴族の服従と世襲の權利と相合すれば必ずしも加冠の禮を行はざるも王號を稱するに於て妨げなかりしか如しと雖ども當時撰擧の主義未だ全く地を拂ひたるに非ずヘンリー三世死し貴族エドワルド一世を王と認めたる日に至る迄の四日間は法律上王位は空虚たるに外ならず。エドワルド未だ加冠の禮を行はざる時に於て已に業に王と稱せられたるも先王の死後直に王號を用ゐたるに非ず貴族服従の誓約をなせる後初めて

王たるを得たるなり。千二百七十三年セントヒラリーの祭日に於てエトワルドは貴族高僧及び各州各都府より出したる四人の代議士をウエストミンスターに會し更に服従の誓約をなさしめたり。エドワルド二世の即位に當て發したる布告は世襲の權に依りて即位したることと述べ全國貴族の許諾に依り云々の語を畧したり。是れより以後王者民撰の主義全く跡を絶ち世襲の權利確乎不拔となれりと雖ども而かも國會王を廢置じ或は王統を變更するの權利は未だ滅せず王者を撰擧する宗教上の禮式は是より後と雖ども全く滅絶したるに非ず。ヘンリー八世の朝に至る迄加冠の式を行ふに當て必ず是を舉行したるもヘンリー八世即位の時より以來是を廢し只人民の服従を以て足れりとなせり。然り而して國會の王者を廢立し王統を變更すべき權利は(其通常の場合に於て)パーリヤメントの名を以て集會したる時と非常の場合に於てコンヴェンションの名を以て集會したる時とを問はず(國家危殆の時に當ては必ず實行せざることなし。紀元七百五十五年ウヰタマシツバルト王を廢し千十三年イセルレツプアンテラを廢し千三十七年ハーデカニユードを廢した

る事實は已に前章に於て詳論せり。ノルマン戦勝以來エドワード二世の時に至る迄國會王を廢黜したることなしと雖もジョン王の暴虐無道を怒て貴族服従の誓約を破り佛太子ルイを撰擧したることヘンリー三世政を失ふに及んで貴族是を廢せんと企てたる事の如きは蓋し疑ふべからざる事實なり。然り而して千三百二十七年エドワード二世はウヰンチェスターの僧正ストラフトホートの勳議に由り公然國會の爲に廢黜せられたり僧正ストラフトホートエドワードを廢すべき六ヶ條の理由を辯陳し國會遂に採用せり。其畧に曰く

王は國會を統治すべき伎倆なし。王は佞人讒者を信用せり。王は政治を情れり。王は蘇國の王位を失へり。王は即位の誓約を破れり。王は邦國と人民とを虐けたり。而して王は其行爲を改むるの望なしと

國會は王を廢すへき議決をなせる後王の長子エドワードは直に王位に即き政務を掌握すへしと云ふ議決をなせり。當時の皇后の黨派は國會の議決を以て満足せず王をして國會の議決を承諾せしめ且つ自ら其職を退くべしと誓約をなさしめんと欲し此年一月二十日僧正貴族及び二人の判事をケニルウオース城に送り

王に國會の議決を告げ且つ之を承諾せしめたり。王之を承諾したる後に於て使節の一人サーウヰリヤムトラスセルは王に對して國會議員服従の誓約を拋棄し將來庶人を以て王を目すべき旨を告げ宮内卿サートーマスブラウントは笏官を折て再ひ之を用ゐるの期なきを示し以て儀式を終へたり

千三百二十七年一月二十四日エドワード三世即位の時に發したる布告は貴族僧侶人民の承諾と父王の讓位とに依りエドワード王位を嗣承したる所以を明示したるものなり。一月二十九日エドワードはウヰストミンスター府に於て即位せり千三百九十九年リチャルド二世の廢せらるゝヤランカストル公ヘンリーはヘンリー三世の子孫として王位を繼承すべき權利あるを主張し且つ當時の國會は其記録中に君主廢立の權あることを明記せり。リチャルドを廢したる國會は同年八月十九日リチャルドの名を以て召集せられたるものなるか故にリチャルド位を退くに當て解散せざるべからざるものなるも國民の代表者たる資格を以て依然其席を保ちリチャルドの退職を受理してヘンリーを撰擧したり夫れヘンリー四世の撰擧は固より特殊の事情に起因したるものなるも一方より之を見れば

未成年の近臣を撰擧せず王族中最も王者たるに適當なるものを撰て王となしたる古代の習慣を恢復する者と云ふを得べきなり。千三百七十七年リチャルド二世の即位は長子相傳の主義に依る事は已に前段に説けるか如し。リチャルド二世廢せらるゝに及んで血統最近の王族はエドワルド二世の三男クラレンス公の曾孫なるエトマンド、モルテマーなりと雖ども當時年尙ほ幼なるか故にエドワルド三世の孫にしてマヨン、オフ、コントの長子なるランカストル公撰擧せらるゝを得たり。ヘンリー四世在世の間王位繼承の順序を定むること前後四回なりき。千三百九十九年國會は皇子ヘンリーを以て皇子と定むべきを議決し千四百四年ウエストミンスターに集會したる國會は更に繼承の順序を定め王位は皇太子及び其子孫に傳ふべきものなるも皇太子子孫なきに於ては年長の順序に従ひ他の皇子及び其子孫に傳ふべしと定めたり。ヘンリー四世はヘンリー、トーマス、マヨン、ハンフリーの四子の外二女を生めりと雖ども此の二女は繼承の權を有せず其子孫に限り繼承の權あるものとせり。後二年を経て國會は又王位繼承の事を議し王の男統に限り繼承の權あるものと定めたり。蓋しマーチ公マーチマ

の權利は女統より出てたるものなるか故にヘンリー國會をして此の如き法律を出さしめマーチマ家の權利をして無効ならしめんと欲したるなり。然れども此新法亦不便少からず故に同年十二月に至て是を廢しヘンリーの子孫は男女を問はず繼承の權利を有するものとなせり。ランカストル王統は殆ど六十年の間國會定策の權利に因りて九五の位を充たせり。夫のヨーク王統はランカストル王統に反對し専ら王位世襲の説を主張したりと雖も其遂に王位を得たるはヘンリー六世及び皇后マーガレット民望を失したるとエドワルド三世の男統なるか爲めに人望之に歸せるに依れり。思ふに夫れ薔薇の戦争なるものは皆に王統の争亂なるのみならず宗教上、社交上及び政治上等數種の原因より發生したるものたるに外ならざるなり。當時ヨーク王統はランカストル王統に黨與したる貴族及び僧侶に抗し民黨に左祖して大に民心を收攬せり。而して王位の繼承を定むべき國會の權利はヨーク公リチャルド亦之を認めたるや明かなり。リチャルド千四百六十年自から國會に至りてヨーク家の權利を主張しヘンリー六世殞落の後本職を襲ふべき國會の許可を得たり。千四

百六十年ウヰルクフイルドの戦争に於てリチャード戦死したる以來白薔薇黨は  
 ヘンリー六世を以て國會の規程に背きたるものと見做せるか故に翌年ヘンリー  
 ヨーク黨の手に捕へらるゝに及んでヨーク黨の高僧及び貴族は相會して廢立の  
 議決を爲しヨーク公の子エドワードを撰擧して即位せしめたり之をエドワード  
 四世と云ふ

千四百七十年十月より翌年四月に至る迄ランカストル黨一時勢力を挽回したる  
 時に當てや國會王位をヘンリー六世の男統に傳へ男統なき時は克蘭レンス公  
 ヨークの子孫に傳ふへしとの議決を爲したり

リチャード三世の即位に關しては史家往々説を異にすと雖も其即位はエドワー  
 ド四世の如く人民多數の推擧に因ること疑ふへからず。時にエドワード四世の  
 子尙ほ幼なるのみならず外戚ウヰトヰル一家權を恣にせるか故に人民怨望し  
 て遂にリチャードを推戴したるなり。蓋し幼弱なる太子を措て其叔父を撰擧し  
 たる例之を以て最後と爲す

ヘンリー、チユードルは血統の以て王位を襲ふに足るなし。只ランカストル黨の

王統絶へて遺臣を撫御するに其人を得ざるを以て推されて黨長となり。ホズオ  
 スの役に勝利を占め遂に人民の推す所となりて王位に上るを得たり。由是見之  
 國會はヘンリー、チユードルを以て新王統の始祖と定めたるに外ならざるか故に  
 定策の權と當時尙ほ國會に存せると明なりと云ふへきなり其後ヘンリー、ヨーク  
 統の女を娶るに及び國會定策の權と一家相傳の權と混然相和し二黨の主義合し  
 て以てチユードル王統の強を致たせり

ヘンリー八世の朝國會の決議を以て屢々王位繼承の順序を變更すること左の如  
 し

第一ヘンリー八世アン、ボレーンを娶るや國會は王位を皇后アン所生の皇子に傳  
 へ皇子なき時は同腹の皇女に傳へ即ちエリサベス皇女を以て皇嗣と爲すへしと  
 決せり

第二ヘンリー八世センセー、ホアを娶るや國會は先皇后カサリン及びアン、ボレイ  
 ンの結婚は無効にして其所生王位を嗣く可からず王位は正に皇后セーム所生の  
 皇子皇女に傳ふへし若し皇子皇女なき時はヘンリー遺詔を以て皇子を定むるを

王位の繼承を論ず

得へしと爲し古來未曾有の權利をヘンリーに附與したり

第三其後國會は更に令を發しヘンリー八世及び太子エドワードの子孫は男女の別なく正統と爲し若し太子に子孫なき時はメリー及びエリザベス王位を嗣くを得へし而して兩皇女の一を撰むはヘンリーの遺詔に由らざるへからすとせり其後ヘンリー八世國會より附與せられたる遺詔の特權を用ゐエドワード、メリー及びエリザベスに嗣なき時は位をサツホルクの女皇なる皇妹メリー及び其子孫に傳ふへしと定め蘇國の皇后マーガレットの子孫に及ばす。蓋しマーガレットはヘンリー八世の姉なり

エドワード、メリー、エリザベスは國會の定めたる順序に従ひ各王位を繼承したり。女王メリーはヘンリー八世の皇后カサリンとの結婚決して不法ならざることと布告しヘンリーの朝に發したる婚儀無効の法律を廢せり

女王メリー崩するに臨みエリザベス上院よりヘンリー八世の法律に依て王位繼承の權を有せるを布告したる後位に即けり。去ればエリザベスも亦國會定策の權利に依て位を得たること明かなりと云ふへし。後國會は令を出して未だ國會

に於て變更せざるに英國の普通法王位を定むるの權なしとし若くは女王國會の許諾を得て王位の繼承を定むるの權なしと爲すものは罪國事犯に當ると云へり。此令に由て之を見れば國會定策の權毫も昔日と異なるなきを知る

エリザベス崩するに臨みて樞密議官はヘンリー八世の皇姉マーガレットの子孫なる蘇國王ゼーモスを皇嗣と定めたる旨を布告せり。蓋しヘンリー八世の遺詔と當時の國會より發したる法令に従へば皇嗣たる權利はサツホルク家に存すること明かなるが故に法律上より論ずればスチエワート王統を目して王位を繼承したるものなりと云はざるを得ず。然れども樞密議會の布告は人民の遵奉する所となり即位の禮終りたる後に於て國會又ゼーモスを認めて正統の君主と爲せり

ゼーモス一世はウヰリヤム一世より二十三代の王なり。此二十三王の中に於て長子世襲の主義に依ればウヰリヤム一世の王統と稱すへからざるもの十二繼承の順序に従はずして立てるもの三國會の議決を以て位を失へるもの二然して國會の王統を變更したる例證又頗る多し。國會定策の例證此の如く昭々たるに拘

はらズスチユークト時代の僧侶法律家は其王統を以て一家世襲の權利に依り王位を繼承したるものなりと稱せり豈に誤謬の甚しきものなりと言はざるを得んや。而して國會は固く其定策の權利を守て動かす千六百七十九年及び千六百八十年の兩度ヨーク公ゼームスに王位を傳ふへからずと議決したりき。次て千六百八十八年名譽革命起るに及んで國會は公然ゼームス二世を廢しウヰリヤム及ヒメリーを撰て王と爲すに至れり。蓋し國會廢立の權利是に至て愈々顯はれたりと云ふべきなり。當時國會即ちコンヴェンションは左の如き有名なる議決を爲せり

王ゼームス二世は國憲を顛覆し王民間の元始契約を破壊せんと企て且ゼス井ト及び其他惡人の意見に従ひ國家の大法を亂り遂に王國を退去したるか故に將さに統御の權を自棄したるに外ならず而して王位爲めに空虛となれり

又同年十二月十三日を以て議決したる權利證明中に其決議を載せて曰く

オレンヂ公ウヰリヤム、オレンヂ女公メリーは英國、佛國、アイルランド及び

之に附屬する邦土の王及び女王と宣言せらるへく該三ヶ國及び之に附屬する邦土の王位及び威嚴は生涯該オレンヂ公及び女公の有たるへし。而して王權實行は二公在世の間に公の名を以てすへきもオレンヂ公の意に従ふへく二公百歳の後該王位と威嚴とは該女公か繼躰の後裔に傳ふへし。該女公後裔なき時はデンマルク女公アン及其繼躰の子孫に傳ふへし若し其後裔なきときは該オレンヂ公繼躰の後裔に傳ふへし

千六百九十四年女王メリー殞して子なくウヰリヤム獨り王權を掌握したるも千七百百年デンマルク女皇の子グロスタール公崩したるか故にウヰリヤム王及びデンマルク女皇にして一日瞑目せば權利證明に定めたる王位繼承の順序勢ひ無効ならざるを得ず。故に國會は更に王位繼承の順序を定めざるへからずと雖も國會の定策此時に於て毫も掣肘せらるゝ所なきなり。蓋しゼームス二世位を退き王位空虛となれる以上はヘンリー七世より傳はりたる一家世襲の權利全く跡を絶つに至るへければなり。然れども舊王統の近親を撰て王位を繼承せしめ以て急激の變更を爲さざるは此時代に在りて最も政策の便宜なるものなるか故に國會は

王位の繼承を論ず

舊教信者なるセームス二世の子孫サポイ女公等とバラレン撰擧侯に嫁せるエリサベスの子孫にして舊教を奉するものを除きハノバア撰擧侯の妃ソフハヤの後裔新教を奉するを以て定めて新王統の始祖と爲せり

以上王位繼承の性質を論しノルマン王統に始まりハノバア王統に終はれり。今此章を結ぶに臨み重ねて其要を摘まんとす

英國の王者は元と民撰にして常に之を一王家の中に求む。ノルマン戰勝の時王統一變したるも民撰の性質は爲めに前日と異なる無し。只此時封建の制英國に入り王者撰擧の式稍や其軀裁を異にせり即ちウヰヰナゲモットの投票に代るに貴族服従の誓約を以てし僧侶必ず主として即位の禮を行ひ人民亦之に陪して撰擧の式を行へること是なり。後エドワード一世に至て即位の禮を行はざるに王號を稱し王位繼承の上三變革を來たせり。是より後王權と邦土との關係漸く密着し王位世襲の論漸く盛なるに至りたるも民撰の主義爲めに全く湮滅するに至らず。蓋し爾來英國王室の有したる權利は王位世襲の權利に非ずして王者に撰擧せらるべき權利なり。故に千四百八十三年貴族僧侶及び人民リチャルド三世

を王と爲すに當り宣言して曰くりチャルドハ撰擧せらるべき世襲の權利あるか故に遂に之を撰擧したりと。思ふに此區別は實際上大なる差別なきか如しと雖も王者民撰の主義湮滅せざるを證するに於て最も緊要の者なりとす

エドワード一世は父王殞落の後四日にして王となれるもエドワード二世は父王殞落の即日位に即けり。是れ蓋し王位世襲の說をして一層強固ならしむるの傾向を生したるに外ならずと雖も國會は其後之を廢して王者廢立の權を確守したり。後リチャルド三世承曾の孫を以て王位を襲ひ長子相傳の說初めて茲に實行せられたるか如しと雖も國會は又幾何もなくリチャルドを廢しランカストル公ヘンリーを撰擧して益々定策の權を擴張せり

ヨーク王統の位を得るや其篡奪に出でたるに拘はらず公然一家世襲の說を主張し王位を私有財産と同視したるか如し。然れどもエドワード四世の如き尙ほ且國會の承諾に因りて其權利を固ふせり。ヨーク王統位に在ること二十五年國會は王位をヘンリー十七世及び其子孫に歸し以てヨーク王統を退け再び民撰の主義を恢復せり

然り而して國會は王の殞落する毎に其撰擧の權利を實行したるに非ず只夫の新王統を起し始祖を定むるに當て此權利を擴張して怠ることなかりしなり。即ちヘンリー四世を撰ひヘンリー七世を擧たるか如き例とすへし。ヘンリー七世ヨーク王統の女エリサベスを娶りヨーク王統の主張せる一家世襲の主義之に移りたるか如きも國會ヘンリー八世に與ふるに皇子を撰定する權利を以てしたるに由て之を見れば民撰主義此時尙ほ損益する所なかりしや知るべきなり。セームス一世の立て王となるやヨーク王統世襲の主義再ひ勢力を得帝王神權の説亦大に行はれたりと雖も千六百八十八年の大革命及ひ之に尋て議定せられたる王位繼承例は遂に全く之を破壊したり。蓋し此王位繼承例なるものは英國々會か其古來の特權を實行せる最後の實例たるに外ならざるなり

第四編 ランカストル、ヨーク及チユードル王統

第一章 略史

ブランタヂエチット王統はヘンリー二世に始まりリチャード二世に終れり。而して之に代りて起りたるランカストル王統はエドワード三世の第二子ランカストル公ジョンより出てたるか故にブランタヂエチット王統の血縁なりと雖歴史家殊に之を區別してランカストル王統と稱す。ランカストル王統はヘンリー四世五世及六世の三王の時代にして其間ヨーク家の一族常に之に反對し終に薔薇軍なるものを惹起するに至れり。蓋しヨーク家は同じくブランタヂエチット王家より出で、王位を繼承するの權利はランカストル家の右にありと稱するものなり。ヘンリー六世暗愚にして政を紊り終に局面一變してヨーク王統之に變れり即ち其第一の王はエドワード四世なり。エドワード死して其子エドワード五世幼冲なるに乗じ叔父リチャード位を奪ふ之をリチャード三世となす。リチャード暴虐にして終に民心を失ひランカストル派の貴族ヘンリー、チユードルの爲にボスオスの役に破られヘンリー、チユードル位に就きてヘンリー七世と稱せら



る之をチユードル王統の始祖と爲す。ヘンリー・ヨーク家の女を立て、皇后と爲せるか故にヨーク・ランカストル兩家の争茲に結末を告げ其子ヘンリー八世に至りて王權頗る盛なり。ヘンリー八世位を其子エドワード六世に傳ふ。エドワード六世歿して其姉メアリー位に即きメアリー死して其妹エリザベス王位を踐む。エリザベス子なく其歿するに臨んでスコットランド王ゼームス王位を相續したるを以てチユードル王統はエリザベスに終りスチユードル王統之に代はれり

第一章 ランカストル及ヒヨーク王統の國會

ランカストル王統の國會は新に其權利を擴張せんことを勉めしよりは寧ろ既得の權利を鞏固ならしめんか爲めに盡力したる者と云ふべし。下院議員は其第十四世紀の間に得たる賦金の決議、供給の適用、會計検査等の權利及び内國の行政を監督し立法に參與し宣戰媾和の事に關涉する權利等を維持して毫も失ふ所なし。而して此時代の國會歴史中最も注意すべき事件は國會が其内部の制度を定め議事に關する數多の規律を定めたることはなり。十五世紀以後の五十年間はエドワード三世リチャード二世等の時に比すれば國會の權力稍衰へたるか如く薔薇

軍一度起るに及んで貴族の權力隆盛を極め下院議員の勢之に抗抵する能はさるか如くなりと雖も薔薇軍止みて貴族の過半滅亡したるに及んで國會の權力舊に倍して盛なるに至れり

ランカストル王統の時に至り國會の特權始て定まれり國會の特權と稱する者は上下兩院聯合して有するもの又は其一に限りて有するもの及び國會議員の一身上に屬するもの等數種ありて其内特に吾人の注意を要す可きもの三種あり曰く言論の自由、曰く捕縛の自由、曰く撰擧の葛藤を判定するの權利是なり以下順次に之を述へん

第一 言論の自由

各種の會議に一日も欠く可からざる彼の言論自由の權利は英國々會の固有權利と稱す可く太古の時に在りて既に法律の認むる所なり。エドワード三世の時下院議員は王室の特權に關し屢議論を試みたりと雖も王之を咎めたることなし、リチャード二世は議員ハキシヤを捕縛して言論自由の權を蹂躪したりと雖も國會は直ちに王に迫り再び之を承認せしめたりヘンリー四世の初年政府兩度令を發

してハッキンリーに對する判決の取消を命じたり又當時下院議員は特に王に請ふて國會の議事に關涉せざらんことを請願し王之を許せり。ヘンリー六世の時議員トーマスマンク捕縛せられたることありて言論自由の問題再ひ起りたるも終に政府をして之を承認せしめたり。其後チユードル王統の時に至りヘンリー八世の時議員ストロード捕縛せられたることありと雖も國會は決して之を看過せず王に迫りて之を赦さしめ且將來の先例たらしむることを誓はしめたり而してストロードの場合に於ては特に法律を定めて將來國會の議事に關する事件に關しては議員を捕縛する能はず政府假令之を捕縛せんとして命令を發するも總て無効なるへしと定めたるか故に言論自由の權利愈々鞏固を致せり。其後三十年にして下院の議員トーマスマイル始めて言論の自由は古來國會の固有したる權利なりとの旨意を以て國會の會期毎に王に對して之を要求するの制を定めぬ。又千六百二十一年下院議員は下院自から其議員を罰するの外院内の議事に就て彈劾せらる可からず捕縛せらる可からず妨害せらる可からずとの決議を爲せり。夫れ此の如く言論の自由は國會の特權たること既に明白となれるの後と雖も猶

ほ諸王の爲めに蔑視せられたること無きに非ず蓋しチユードル及びスチユワルトの諸王最も甚しく之を蔑視したり而して其最後の例はエリオット、ポールス、パレンタインの三人を捕縛したること是なり。チャールス一世の此舉動は素より無道の處置たるを免れざるか故に上下兩院聯合して彼のストロードの先例に因り其判決を無効とせり當時の議決は千六百八十八年に至り權利法典の認むる所となり其第九條に言論の自由及び國會の議事に關する總ての事項に就ては國會外の法廷之を彈劾し及び審判する能はずと明言し此權利をして終に確乎不拔たらしめたり

第二 捕縛の自由

國會の議員捕縛せられざるの權利は國會の英國に起りたる始めより顯はれたるものにして六世紀の頃既に之に關する法律あり十一世紀の頃カニユート王の發したる法令の内ウヰアナグモットの議員は總て捕縛せらる可からずと云ふ個條あり。抑も捕縛の自由は國會の特權中最も貴重す可き者にして上下兩院の議員此特權を有するのみならず往時に在りては議員に附屬したる從僕及び議員の財

産等も國會集會前後四十日間特別の保護を受けたり而して國事犯重罪等は此限に在らず

エドワード一世の十八年セントダビットの僧正に對して家賃の請求を爲し之を拂はざるか爲め王に請願して僧正を捕縛せんことを請へるものあり然れども王は此請願を許さず國會議員は其開期中捕縛せらる可からざる權利ありと云へり。其後エドワード二世ヘンリー六世等の時代に於て此事に關する一二の實例あり又ヨーク王統の時に於てトーマスノーブなるものを捕縛し此貴重なる特權を破りたる等の實例ありと雖も議會が最も嚴重に此特權を主張したるは實に千五百四十三年に在り此年ジョンフェラリスと稱する議員ありて嘗て保證人と爲り其義務を盡す能はざるか爲め債權者の爲めに迫られて捕縛せられぬ。下院之を聞き直ちに人を牢獄に遣はし其解放を求めたるも典獄及ひロンドン府の警察官固く執て聽かず故に下院は上院に迫り此典獄と警察官とを下院の特權を蔑視したるものとして罰せんことを請へり。當時大法官此事を聞き急に命を傳へてフェラリスを解放せしめんとしたるも下院議員之を聽かず下院は他の力を借らす自

ら其議員を解放するの權利ありと主張したり。其後典獄は下院の勢力を恐れて遂にフェラリスを赦したりと雖も下院は尙ほ之を以て満足せず典獄警察官及び原告たる債主を下院に出頭せしめ其特權を蔑視したるものなりとの宣告を爲して之を獄に繋けり。ヘンリー八世之を聞き大法官諸裁判官及び下院の議長を宮中に召し下院の處置は其當を得たるものにして下院に對する輕蔑は朕に對する輕蔑に均し故に將來國會に關係ある人々は如何に卑賤者と雖も捕縛す可からすと云へる勅語を下せり

千六百〇三年サートーマスシャイレと稱する國會議員負債の返辨を怠りたるか爲め國會の開期に先ちフリートの獄に繋かる下院は典獄をして之を解放せしめんとしたるも典獄之を聽かず因て之を捕へて獄に繋けりと雖も彼其負債を代辨するの責に當るを恐れ下院の命を奉せず因て下院は己むを得ずして王に請ふて典獄を諭し終にシャイレを解放せしめたり。蓋し此の如き葛藤を生したる所以を考ふるに當時の法律未だ完全ならず典獄若し恣に其罪人を赦さば自から其負債を辨償するの責に任せざるを得ず然らずんば原告訴訟の權利を抛棄せざ

る可からすと云へる個條あるか爲めなり。是を以て政府は新に令を發し國會議員の如き特權を有するものは解放するも典獄其責に任ずるを要せず原告は特權の期限終るに臨んで更に訴訟を提起するを得へしと定め又國會議員は捕縛の自由の特權あること上下院は此特權を有するものは解放せしむるの權利あること國會議員を捕縛し及び之を捕縛せしめたる者を罰するの權利國會に存すること定めたり。而して當時の法律に依れば國會議員の財産其從僕及び從僕の財産等も特別の保護を受けたりしか千七百七十年新に令を發して特權の範圍を限り國會議員の財産及び其從僕等は保護の限りに在らずと爲せり蓋し國會議員が特權を濫用するの弊ありたるか爲めなり

國會議員捕縛自由の特權は専ら民事の訴訟に關し刑事の訴訟に關せず然れども法廷の蔑如と稱する一種の刑事に關しては此特權有効なりや否や頗る疑問に屬せり。千五百七十二年ロードクロンウエルは上院議員としてチャンセリー法廷の命を拒み捕縛せられたりと雖も上院は其特權内の事として之か解放を命せり。然れども其後千七百五十七年に至りて上院議員と雖も人身保護律に依り發した

る召喚狀に服従せざる可からざる義務あることとなり現時に於ても此決議の變更なし但特別の事情ありて召喚に應ずるを要せざる理由あらば之を拒むことを得ると云ふ

第三 撰擧の葛藤を審判する權利

ランカストル時代の國會は撰擧權の事に關して特に其權利を伸張したるものと云ふへし政府の命を受けて議員撰擧の事を司とれる彼のシェリフなる者は往時其權力無限なりしか爲め屢私利を營み爲めに種々の弊害生して殆んど之を救ふの途なかりき。政府より出す所の議員召集狀は都府又はボローの名を載せず只シェリフに命して其管轄地方より若干名の議員を出さしめたるに過ぎざりしか故にシェリフは從來議員を出したる土地より之を召さす他の土地より議員を出さしめたるか如き私曲を爲せり。而して當時の都府又はボローは議員を出すの久費を厭ひシェリフに依頼して其責任を免るゝか如き情實ありき此等の弊害を匡正せんか爲めエドワード一世の時議員撰擧は之を自由にすへし妨害す可からずとの令を出せるより以來リチャード二世の五年ヘンリー四世の七年全十一年

ヘンリー六世の二十三年等に法令を出して弊害を匡正せんと試みたり。而して其最後の法令の如き頗る嚴法を設けシエリフにして議員撰擧を誤りたる者に一百ポンドの科料を以てせり

リチャード二世の七年即ち千三百八十四年にセイフツベリイボロの人民王及び上院下院に請願書を出しドルセツト州のシエリフ議員撰擧を誤りたるか故に之を匡正せんことを請へり是れ下院か撰擧の葛藤に關涉せる第一例なり。ヘンリー四世の五年下院議員王及び貴族に請願シラツトランド州のシエリフ議員撰擧を誤りたるを以て國會に於て之を審査し證據顯然たらば之を罰すへしと請へり。是に於て上院議員はシエリフ及びシエリフか出したるウヰリアム、オンデリイなる職員及び國會に出つ可き権利ありと稱するトーマス、ソープを召し對審せしめたるにシエリフか撰擧を誤りたるの證據判然なるを以て終にオンデリイを退けソープを以て議員と爲しシエリフをフリートの獄に繋ぎ之に科するに科料を以てせり

エドワード四世ヘンリー七世及びヘンリー八世の時代は下院議員撰擧の事に關

涉したることなし女王メリーの元年アネキサンドル、ノエルの撰擧正當ならずと爲し下院に於て委員を設け之を調査したる後終にノエルを退けて他の議員を出さしめたり。千五百八十六年ノーフォーク州の撰擧正當ならずと云ふの理由を以て大法官はシエリフに令して別に議員を出さしめたるに下院議員は之を以て其特權を蔑視したるの處置と爲し更に委員を設け調査したるの後先の議員をして再び就席せしめたり。シエームス一世か第一の國會を召集したる時大に撰擧に關涉し從來國會の有したる特權を奪はんと試みたり。此時に當りパツキンハム州より撰出せられたる議員にサー、フランシスグイドウ、井ンと稱する者あり將さに議院に出て就席せんとするに當り政府の拒む所となりサー、ジョン、フォアテスキューに代りて撰擧せられぬ。下院議員は此葛藤を調査しグイドウ、井ンを以て正當の議員なりと判定したるか爲め王と國會と忽にして争を生せり當時マエームスは主張して曰く國會の特權なるものは元來王より出てたる者なり故に王に對して之を主張する能はず且國會は法律上より論するも撰擧の事に關涉す可き理由なし撰擧の葛藤を審判するはチャンセリイ法廷の權内なり云々と。マ

エドムスの此意見は全く國會の特權を蔑視したる者たるが故に國會は勢ひ其命を奉する能はず然れども當時國會は斷然王の意に抗するを以て策の得たる者に非ずと爲し種々交渉の末グロドウィン・ポーター・スキューの二人を退かしめ別に議員を出して以て葛藤の局を結へり。其後千六百七十四年エキスチエツカー法廷の認定及び千六百八十九年上院の認定等を経て國會の撰擧葛藤を審判する權利は終に確乎不拔となりウヰリアム三世の時法律の明文を以て國會が此權利を有する所以を天下に明かにせり

下院は嘗に撰擧の葛藤を審判するの權利ありと主張せるのみならず撰擧者の權利も亦斷定するの權利ありと主張し上下兩院之か爲めに不和を生したることあり然れども下院は終に此權を得るに至らずして止めり。其後下院の撰擧葛藤を審判するの權利は全く其有に歸したるか爲め却て弊害を生ずること多くジョージ二世及び三世の時の如き最も其極點に達したり蓋し當時の國會は此權利を濫用して政黨の勢力を増加すへき一手段と爲せるなり。一千七百七十年クレンピル伯議案を出して此弊害を匡正せんと試み千八百三十九年ロバート・ピールも亦

之を矯めんとして全く其効を奏せず終に千八百六十八年に至り國會は撰擧葛藤を審判する權利を裁判所に委任し之をして代て判定せしむるの制と爲せり國會の撰擧人及び被撰擧人を定めたるも亦ランカストル王統の時代なり各州の士人は其州の自由民全躰より撰擧せられたる者なりしか千三百七十六年シエリッパが撰擧の事に關して私曲徃々にして之あるを發見し終に撰擧人の資格を限らんことを王に請願したるも王之を容れず千四百三十年即ちヘンリー六世の第八年に至りて撰擧制限のこと始めて起れり。當時の制限法に依れば各州の人民にして撰擧人たらんと欲する者は毎年四シルリングの歳入を有せざる可からず當時此の如き財産の制限を設けたるは英國の人口漸く増加し全國の人民をして凡て撰擧に關係せしむること能はず且撰擧者中葛藤屢起りて勝敗を腕力に訴ふるか如き弊害を生したるか爲めなり當時又住居の制限を設け撰擧人及び被撰擧人は必らず州中に住居せざる可からずとの制限を設けり

千四百四十五年政府令を發して代議士たる可き士人の資格を定め門閥正しき者に非ずんば代議士たることを得すとせり當時又代議士の財産制限を置き二十ポ

ンドの収入ある土地を有する者に限り。是より後代議士も概ね地主より出でたるか爲め千八百三十一年に至りて其權力を殺かんか爲め財産を計算するに土地の収入のみを以てせず動産と雖も亦算入することとなせり而して千八百五十八年財産制限の法令廢止せらる

以上は各州の選舉權被選舉權に關する沿革なり而して各市府の如きは之と異なる所の沿革なかる可からす市府の選舉權は市民の全躰之を有したりと雖も十五世紀に至りて其の有力者の専有する所となりチユードル王統の時専有者の權力甚くスチユアルト王統の時市民の權力頗る微弱なりしが名譽革命以後に至りて漸く其權を回復し終に一千八百三十二年選舉法改正律出て一千八百三十五年市府組織令出て一千八百六十七年に至りて終に古代の制を復し僅々の制限ある外市民全躰代議士を選舉するの權を得たり

以上は専らランカストル及びヒョオク王統の時代を叙したりと雖も事物の變遷を説くに當りて勢ひ其前後に論及したるは蓋し己むを得ざるなり。然り而してヨルク王統の君主エドワード四世及びリチャード三世の時國會に關する重要な

事件なし貴族は薔薇軍の間に或は陣頭に斃れ或は刑に處せられて其數爲めに減し王室の權力に抵抗する能はず下院議員も亦其單獨の力を以て王室に抗するを得ず故にエドワード四世在位の間は國會唯々として王命を奉し民權爲めに大に縮小せり。エドワードは實に五年の間國會を召集せざりしことあり是れ千三百二十七年以來曾て有らざる事例にして而してエドワードの之を爲すを得たるはランカストル黨派の領地を奪ひ頗る金穀に富めるに因れりエドワードは封建の諸税及び其他の税を賦課すること極めて苛酷にして且先代の君主か用ゐたる強債の制を回復し其名を改めて獻金と稱し屢人民の金穀を掠奪せり。エドワードは此の如き暴政を極めたるも國會は之に抗する能はず然れども千四百八十三年クローヌイ公王位に登るに及んで國會は前代の失政を枚擧し若し此の如き苛政を行はば英國人民は其財産と性命とを抛ちて將さに大に爲す所あるへしと云へり知る可し國會か政府の暴政を怨望したるの久しきに涉りたるを

### 第三章 チユードル王統

チユードル王統の時代は財力の發達と智識及び宗教に關する問題の活潑なると

政治の不活潑なるに關して著しき時代なり此時に當りコロンバス始めて米國を發見しパスコデガマ喜望峰を廻航して東印度に達するの海路を發見したるのみならず磁石を以て船牀の進路を定むるの術又始めて開け爲めに人民をして射利の念を起さしめ政治の事の如きは措て顧みず人々只其業務に妨害あらざらんことを希へり而して當時人民をして政治に冷淡ならしめたる原因は當に貿易發達の事のみ止まらず左に其著しきものを述へん

所謂文學回復の事業の如き此時に於て起り且活版の發明ありて智識始めて下民に傳はり加るにルーサー・カルヒンの徒宗教改革を企てたるか如き蓋し當時の人民をして智識的若くは宗教的の事に熱中せしめ政治に冷淡ならしめたる重なる原因なり。且歐洲大陸に於ては常備軍の制此時に始まり戦争の術又一變して一種の學科となり一種の業務となれるが爲めに君主の權力爲めに大に増加し人民の一揆徒黨を恐れざるに至りたり。故に是時に於て歐洲各國の國會は往々君主の爲めに蹂躪せられ或は全く其迹を絶ち又は單に其名のみ存せり例へば彼のカスチル及ヒアラゴンの自由制度の如きチャールズ五世及ヒリッパ二世の爲

めに破壊せられ佛蘭西に於けるスターツセラルも千六百十四年に全く廢止せられ大革命の時に至る迄再び集會したることなし。而して英國の如きは此際國會將さに廢滅に歸せんとして僅に其餘喘を保つを得たり是れ蓋し其國四面海にして外國の來襲に便ならず隨で常備軍を設置するの必要なきに因らすんはあらざるなり。且夫れチュードル王統第二の君主ヘンリー八世の性質は人民の自由を維持するに便利なる性質なりしなりヘンリー八世は暴君なりと雖も法律の文面に違背するを好まず彼と時を同ふして歐洲大陸に君臨せるチャールズ五世及ヒフランス一世の如きは自由制度を蹂躪して餘す所なかりしと雖もヘンリーは之に反し假令法律の精神は之を破るも其明文は之を破らざらんことを欲せり。故に英國はチュードル王統の時に當つて王室の抑壓に苦みたるも古代より傳はりたる法律の明文は毫も毀損せられずして之を後世に傳ふるを得たり。ヘンリー嘗てローマ法王に書を與へて曰く英國々會の議論は自由にして制限なし王室は其議論を制限するの力なく其議員の投票を左右するの權利なし國會議員は國家の利害を目的とし自ら國事を斷する權を有すと



ラノカストル王統の時に當て隆盛を極めたる國會の権力はヘンリー六世の時漸々衰へヘンリー八世の時に至り衰頹の極度に達したり。フリーマン嘗て其著述中に叙して曰はく余輩は王室の專横極度に達したる時代を叙せり此時に當り國會は暴虐君主の命を奉して其議決をなし判官は其命を奉して訴訟の判決をなし陪審は其命を奉して其擬判をなし僧正及び僧都の會議は其命を奉して宗教の正邪を判せり余輩の所謂無法の時代に達したるなり無法とは法律の効力なき謂にあらず法律の性質一變して其反對のものとなるを謂ふなり余輩は權利眞理及び自由を保護すへき制度一變して偽計壓制暴虐の器械となれる時代に達したるなり此時に當り古代より國民の自由を保護したる貴族の黨派薔薇軍の爲めに蹙破せられ普通人民は單獨の力を以て王室に抵抗する能はざるか如き其原因の一なりと云ふへし。千四百八十五年の國會にヘンリー七世の命を奉して集會したる貴族は僅に二十九人にして而して其過半は新貴族なり且夫れヘンリー七世及び八世の時新たに貴族の列に加へられたる者は大概王室の愛臣にして毫も之に抵抗することなし。老徳ベリコン。ヘンリー七世の事を論して曰く王は僧侶若くは法

律家の如き王室に忠實にして人民と利害を共にせざる者を貴族に列し以て民權の衰頹を謀れりと。是れ蓋しチユウドル王統諸君主の政略にしてヘンリー八世及びエリザベスの如きも亦此政略を用ひハールシイ。テピル。ハールワルド等の舊貴族は遂に權力を失ひウルシイ。クロンウエル。セシル。ペイコン。ウオルシングハム等政權を掌握するに至れり。千五百六十九年蘇國の女王メレイを奉して英王となさんと欲しノーザンバランド公ウエストモアランド公一揆を起し事成らずして刑に處せられたるか爲め舊貴族の權力愈々衰頹を來したり而して當時の下院議員の如きも大概王室の腹心なるか故に國會の權力逐日微弱なるに至れるも亦宜なり。雖然是等は背外面の狀勢にして人民の實力の如き其實毫も減したるにあらず此政治の不活潑なる時に際し人民大概商賣に熱中し爲めに金力中等社會の手に落ちたり。依是觀之英國中等社會の人貴族に代りて政權を掌握するの端兆は已に此時に於て開けたりと云も可なり。エリザベス在位の間は人民敢て王室に抗せず是れ蓋し英國當時四面に敵を受け羅馬及び西班牙佛蘭西等の君主はエリザベスを仇視し英國を奪はんとするの念あるに依る。スチユワート王統王位

を繼ぐに及て蘇國遂に英國に合ひ合併王國の躰面是に至て完備せるのみならず又外國に向て備ふる虞なきが故に人民遂に大に其權利を張り先づ宗教の問題を以て王室に抗し民權を恢復するを得たり

中古の時代に當て王室と人民と雌雄を争へるの結果はハラムがヘンリー七世即位の時に當り王權の制限何々なりしやを枚擧したる條に付て見るを得へし

第一 王は國會の許可なくして新たに租税を課するを得ず

第二 法律制定は其全般に及ぼすべきものと一部のものなるを問はず凡て國會の認可を要す

第三 罪人は其罪狀を指示せる逮捕狀あるにあらすんば牢獄に繋かる可からず

第四 罪の有無に關する事實は其罪を犯したる州中の公明なる裁判所に於て十二人の陪審之を審判し此の擬判一に出つるときは之に對して上告するを得ず民事訴訟の事實に關する審判も又た之に同じ

第五 王室の官吏若くは從者等人民の自由權利を奪ふときは人民之に對して損害要償の訴を爲すを得或は又刑法を以て之を處分するを得へし但し王の直接な

る命令又は其他の命を奉して之をなせるものと雖ども其罪を免るゝこと能はず右五ヶ條はハラムが憲法史中に枚擧したる所なれども之に一ヶ條を加て以て始めて全きを得へしと信するなり。即ち王の大臣政を失ふときは下院議員之を彈劾するを得へきこと是れなり。蓋し彈劾の權利はチユウドル王統のとき之を實行したる例あらず然も之れ此權利一時中止となるに過ぎずして之を實行せるか爲め權利湮滅したると云ふか如きにはあらざるなり故にセームス一世即位の後下院は再び此權利を實行し執政バツキングハムを彈劾したり。思ふに以上の諸制限はチユウドル王統諸君主の爲め一時疎闊せられたり當時國民全般の權利は一人の權利に比して稍々鞏固なるを得たるが如きも概して之を云へば租税賦課法律制定の二權利の外チユウドル王統のとき効力ある制限絶てなかりしか如しロイドベイコン曾てヘンリー七世を稱してエドワード一世以來英國君主中比類なき制法家なりと云へりと雖どもベイコンの贊辭は事實の之を證するものなきが如し。ヘンリー七世の法律は其數僅々にして公益に關するもの少なく二三の全躰に關係あるものゝ如きも皆な一時の急を救はんとするか爲めのものにして

永遠の民利を圖りたるものにあらざるなり。而してヘンリー七世は性質貪婪多慾なるか爲めに多く歴史家の擯斥する所となれり。然れどもヘンリーの多慾なる管に黃白に戀々たるの爲めの故にあらず彼れランカストル黨派の助を得て辛ふして王位を踐めるか故に黨人の歡心を買ひ且其過去の勤勞を稱せんか爲め金穀を要すること夥しく遂に多慾の非難を來せり且つ夫れ當事人民は薔薇軍の餘弊を受けて困難するもの頗る多く從て之に課税すること極めて難し若し強て之に課税せば相率ひて一揆を企つるものありたり。當時の勢此の如くするか故にヘンリーは寧ろ富人の財産を奪ひ以て貧人に負擔を軽くし其怨望を來すの苦を免れんと欲しチャリヤード三世の時廢止したる献金制度を復し國會をして不納者を罰するの法を布かしめ頻りに富人の財産を略奪せり。當時の大法官にモートンと稱する者あり頗る献金を納めしむるの術に長し献金募集委員に教へて曰く若し生計質素なる家に至らば生計質素なるか故に必ず貯金あるへしと言て献納を促し奢侈を極むる家に至らば奢侈を極むる故に必ず餘裕あるへしと言て以て献金を促すべしと。時人此手段を呼んでモートンズ、フオーク、フオークは肉又の

となりと云へりヘンリーは献金を募集したる外に古代の封建諸税を復し且つ法廷に於て課する所の科料を重くして以て其収入を増せり。蓋しヘンリーをして之を爲さしめたるものはエンブソン及びダドレーと稱する二人の法官なりと。ヘンリー七世在位十四年の間國會を召集したること僅に七度に過ぎず蓋しヘンリーは國會の手を経すして収入を得るの手段を有するか故に國會の制限を蒙らすして政を爲すを得たり。ヘンリー八世在位の間國會及び間廷は毫も王の意に抗することなく如何なる專制の處置と雖ども王の意を奉して抵抗を位試みたることなきに係らず租税の事に關しては偶々抵抗したることあり。ヘンリー八世即位の初に於て國會は王に許すにトニチイヨ及びピウンディヨの収入を以てし王在位の間は國會の許可なくして之を收入するを得べしと定めたるも將來の王は此權利を襲ふ能はずとの箇條を附加せり。其後ヘンリー佛國と隙あるに乗し國會は屢々王に租税賦課の權を與へたるも千五百二十三年宰相カーヂナル、ウルシー自ら上院に來り土地及び財産の二割の課税をなし八十万磅の金額を國庫に收むべしと請求し大に議員

の反對を來たせり。ウルシー自ら下院に來るの報を得るを下院議員は概ね之を拒むへしと主張したるも議長サー、トーマス、ムアリーの意見により遂にウルシーの議場に來るを許せり。於是乎ウルシーハ獨逸皇帝チャールス五世と共に佛國に反對して戰を開くの利益を述へ其入費として八十万磅の金額を國庫に納む可き旨を乞へり。下院議員はウルシーの辯論無狀にして國會を輕蔑するの色あるを憤り一人の之に應ずるものなきを以て議長は遂にウルシーを諫め下院議員はウルシーの如き威權重大の人議場に臨みたるか爲め皆畏縮して言語を發する能はずと稱し暗にウルシーの國會に來るは策の得たる者にあらず且つ國會の權利を蹂躪したるものなりとの意を示せり。ウルシー目的を達する能はずして議場を退きたる後議員は政府の要求に關して大に討議し遂に政府の要求したる額に比すれば遙に小額なる租税を課し之を國庫に入るゝに決せり。此の如く下院議員抵抗の色を現したるは王及びウルシーの不快とする所なるを以て後ち七年間絶て國會を招集せざりき。是より後ヘンリー八世は屢々強債及び獻金の法を用ひ收入を得んと欲したるも人民之に抗して其目的を達する能はず遂に千五百四十

四年政府又強債の募集をなせるときに當り倫敦の長老リチャルト、リード及びサー、ウイリヤム、ロイチ之に抵抗したり政府はリードを捕へ之を蘇國の境界に送り通常の兵士と共に蘇軍と戦はしめ特に將帥に命を下し最危險の場所に當らしめたり。リードは後ち蘇軍と戦ふに際して其捕ふる所となり獻金の額の數倍したる債金を蘇人に送りて僅に免るゝを得たりロイチも又強債の募集に應せざるか爲め三ヶ月の禁錮に處せられたり。且つ夫王は屢々強債を募集し之を國庫に充したる後國會をして王は負債を返辨すへき義務なしと云ふ法律を出さしめ全く返辨の義務を免れたり蓋し此の處置は虐政の尤も甚しきものにして當時の史家其不當を責め容るす所なし強債返辨の義務を取消したるは千五百二十九年及び千五百四十四年の兩度なりしと云ふヘンリー八世の時嘗てエドワード三世の時に定めたる國事犯律の範圍を擴め大に人民を苦めたり當時制定したる新法に依れば王と皇后アンボインとの婚儀を不當なりとなす者及び皇女エリサベスの正胤なるを疑ふもの王の許可なくして王の子孫又は姉妹叔姪等を娶り又は之と密通する者王の配偶となれるものに

して先に男子に接したる證據あるもの又は豫しめ男子に接したるを證明せざる者王を稱して英國々教の管長と云はず特更に言語を以て王の尊稱を省くものを王を邪教家と呼び若くは王又は其配偶或は其子孫を害せんと欲するものは悉く大反逆を以て論すべしと云ふ是れなり。蓋し此法律は人の思想に侵入したるものにして假令へ明了なる證據あらざるも其思想を有するものは之を罰すべしと云ふの意なり。故にリンガー嘗て此法律を論して曰く宇内專制政治の國多しと雖ども此の如く慘忍なる法律は又之を見るを得ざるべしと

國事犯の法律此の如く嚴酷なるか爲めにウアルウィック公、パツキング、ハム公、サッフオルム、公等を初めとしてサリスベリー女公、カーシャル、ポール、皇后、アンボン、イン、僧正、フイツシャル、サー、トウマス、モア、トウマス、クロンウエル、サノー侯、ノウ、フオーク、侯等相續て死刑に處せらる。且つビル、オフ、アツテンダ、アー(血統汚穢人令)の法を用ゐて刑に處するの法行はれたるか爲め罪人は通常裁判所に於て有せる僅々の權利も之を失ふに至れり。ヘンリー八世の暴政は嘗に此に止まらず國會をして王の出したる布告をば國會の決議したる法律と同一の効力あるものなりと云ふ決議をなさしむるに至れり。蓋し王の布告はプロクレンメーションと稱し嘗に王の意思を示すに止まり國會の決議と同一なる効力を有するものに非ず之は背くものありと雖も樞密會議之を罰するを得ず。然るに王は國會を論して將來樞密會議の多數の意見により王の出したる布告は國會の決議と同一の効力あるものなれば之に背くものは或は獄に處し又は科料を拂はしむべしと布告したり而して國會は王の命を奉して此令を出すに當り假令へ王の布告に背くも死罪を以て罰すべからずと云へる箇條を附せり。此の如く王の布告は國會の決議と同一なる効力を有するに至り國會の權利爲めに蹂躪せられたるや疑なしと雖ども而も王は國會の權力を資りて其布告を有効ならしめたるを見れば英國の民權の未だ全く地に墜ちざるを證するを得へし

貴族の權力衰耗したると下院議員の卑屈なるとの爲めにヘンリーの專制日に益々甚しきを加えたるは前條に於て論したるか如し。而してヘンリーは後遂に羅馬法皇に抗し終に全くこれを分離して從來法皇に屬したる權力を自から掌握するか爲め王室又一層の強盛を致せり英國々教と羅馬教と分離せるときに當てへ

一四八

ンリーは全國の僧侶寄宿所を廢し盡く其收入を納め之を貴族に與へ且つ僧侶の上院議員たる者二十八名を退職せしめたるか故に僧侶は遂に上院の少數となり從來王室に抵抗せる國會の一元素之れか爲めに大に衰へたり。且つ又當時英國は宗教革命の議論盛にして國中の諸黨派は常に宗教上の問題に依りて相軋り互に王の愛顧を受けて其奉ずる所の宗旨を盛大ならしめんと欲し王室の權力をして益々盛なるに至らしめたり。然り而してヘンリー八世は如此暴政を行ひたるに拘はらず常に能く國民の望を失はざりき王は自ら國民を壓制したるにも拘はらず其在世の間國家安寧にして内亂起らず偶々外國を征伐したる時の如きも連戦勝を得て大に國政を輝し且つ皇帝チャールズ五世及びフランス一世の間に立て頗る周旋する所ありて爲めに歐洲の權力平均を維持し國威を海外に輝せり。ヘンリーは暴君なりと雖ども亦淡泊の氣質に乏しからず文學武術に秀て且姿貌威嚴ある爲めに愚民之れを望んで思はず敬禮の念を發せし者ありと云ふ。ヘンリー八世エドワード六世及びメリーの時代に起りたる宗教上の變事は英國宗教革命と題する章に於て特に論ずべきか故に茲に須らく之を措き民政上よりエ

ドワード六世及びメリーの時代を見ればヘンリー八世の時代に比して異なる所あるなく均しく專制の時代と稱するを得べきか如し只夫此時代に於ては下院漸く其權力を回復し屢々王命に抗して不羈獨立の兆候を見せり。エドワード六世は幼にして王位を踏み万機を親らせず故に其在位の初め執政ソマセット侯政を專にし後ノーザンバラント公之に代りて政事を行へりエドワード即位の初め政府はヘンリー八世の制定したる彼殘忍なる國事犯律を廢しエドワード三世の舊法を復したり。然れども當時猶ほ未だ羅馬法皇を以て英國戸數の管長と認め英國王を以て管長と見認さるものは刑に處すべしと云ふ箇條を刪除するに至らす千五百五十二年ソマセット侯位を退くに當り政府は再ひヘンリー八世の法律を恢復せんとしたるも下院は政府の命を奉せず別に新議案を議決して大に民衆の便利を謀れり此時に當て下院は嘗てハラムか其憲法史中に於てチュッドル王統の時代中此の如く民權に便利ある法律他に有る可からずと稱せる一箇條を議決したり。先是國事犯の嫌疑ありて逮捕せられたる者は告訴者と對審して其無罪なる所以を證明するを許されず爲めに冤罪を蒙り刑罰を受けたるもの枚擧に

一五〇

違わらず是を以て下院議員は此不便を除かん爲め將來國事犯の嫌疑ありて人民を逮捕せんと欲せば必ず二人の證據人を要し罪人自ら其罪を白狀せざるときは法庭に於て證據人と對審せしむべしと定めたり。蓋し其箇條はエリサベス及ゼームス一世等の諸君主屢々蔑視したるか爲め一時其効力を失ひたるか如くなれども後遂に勢を復し英國人民の權利を保護する法律中に其地位を保つに至れり。エドワード六世の時に至り王の布告をして法律と同一なる權力を有せしむ可しと云ふ法律を廢止したりと雖ども實際布告の勢力毫も減せずエドワード六世及びメリーの時に當て屢々之をして法律の効力を有せしめたり。メリーの時外國より邪教及び叛逆の氣色ある書類を輸入するを禁し英國人にして此の如き書籍を有する者は叛逆人を以て論し軍律を以て罰すべしと定めたる布告の如きは蓋し其甚しきものなり

女王メリーの宗教上に關する暴政は須らく措て論せず民政上の處置亦暴戾を極めたり此時代にありては女王は強債を募集し獻金を納れしめたること屢々にして國會の許可を得ずして輸入金に課税し罪人を捕へて拷問したるか如きも亦往々にして之あり。千五百五十七年僧正ボンナー及び其他の僧侶を委員とし邪教

を傳布し若くは書を著して政府の處置を非難せる者を探索せしめ或は之に科料を賦課し或は之を禁錮に處し甚しきに至ては之を宗教裁判所に移して苛酷の刑に處せるとあり。此宗教裁判所はイスパニヤのインクイジションに類するものにしてエリサベスの時に起りたる高等法院も亦之れより由來したるものなり。メリーは英國最初の女王なるか故に其憲法上の權力に關し頗る紛議を生ぜり耶蘇教の僧侶はメリーの舊教の徒なるを惡むか爲め婦女子の政府に立つは神の禁する處にして英國の法律の許さざる所なり故にメリーは君主の權力を有する能はざるなりと説けり。之に反して舊教の僧侶は勉めてメリーの權力を増さんことを欲し英國古代の王權を制する法律は男王を制するの法律にして女王を制するの法律に非ず故にメリーは其法律を遵奉するの義務なく專制君主として英國を統制するを得へしと云へり。此の如く愚痴の議論紛々として起り停止する所を知らざるに際し國會は法律を出して王に屬する所の權力及び威嚴は女王に屬するを得ざるものなり。從來諸王の裁可したる法律は女王と雖ども之を遵奉する

の義務ありと布告せり當時の國會はヘンリー八世のときに比すれば稍々獨立の色を現はし屢々王命に抵抗したることあるも政府は猶ヘンリー八世の政略に依り百方國會の權力を制限することを務めたりと云ふ

第四章 宗教改革及ヒエリサベスの朝

宗教革命の英國に起りて英國々教羅馬舊教と分離したる所以を考ふるに宗教上の原因は其小部を占め政治上の原因尤も與りて力ありたるか如し。夫れ宗教改革の英國に起りたるはマーチン・ルーテルの日耳曼に耶蘇新教を唱へヅウイングル瑞西に之を和したるの影響なりと雖ども英國の國教は他國の國教の如く元と羅馬の專制を受くること甚しからざりしは蓋し英國をして他國に先ち羅馬法皇と抑壓を脱せしめたる一原因なりと云はざる可からず。英國國教と羅馬國教との關係は親子の關係の如く主人と隸屬との關係の如くならざりしなり。思ふにノルマン戰勝以後に至りて羅馬法皇の權力を漸く増加し王ヨヨンの如きは國を擧げて法王に奉り其幕下として英國を支配したることあるもエドワード一世位に即くに及んで其獨立を回復しエドワード三世に至りて羅馬の權力益々微弱を致せ

りエドワード三世の時ヨヨンウィックリフと稱する僧侶ありて始めて羅馬教に抵抗し別に異説を唱へてラードと稱する宗教上の一黨派を組織し又ベイアルを英語に譯して人民をして基督教の眞義を知るを得せしめたり。ウィックリフの徒一時勢力を逞ふしたりと雖ども其説く所の説或は革命の語氣を帯ひ爲めに民心を激動して政府を怨望せしめたる事なしとせずリチャード二世の時に至り各州の貧民一揆を企て政府に迫りたるか如きは元と貴族農民を虐けたるに依ると雖どもウィックリフの徒之を煽動したる實なしとせず故に一揆の鎮定するに當りロラードは政府の思む所となり後ちヘンリー六世に至りて全く之を禁せり。然れども當時ウィックリフの教旨英國に跡を絶てるにあらすルーテル日耳曼に起りて耶蘇教同胞の集會と稱する會合を起して竊に宗教の革命を企て新説を天下に擴布するに及んで其著述を英文に譯し大に英國人民の腦裡を刺戟したるものありと云ふ。ヘンリー八世は耶蘇教の信徒にしてルーテルの新教を忌み書を著して其説を駁し信仰保護者の名を羅馬法皇より得たると英國史の載する所に依り明なり。其後皇后カサリンを廢してアンボレインを立てんと欲し遂に法皇



と隙を生じて英國國教を立るに至りたるも亦英國史に詳なり。之を要するにヘンリー八世は宗教上の理由あるか爲めに羅馬教を排斥したるにあらす故に法王に叛ひて英國々教を設立したる後と雖ども其宗教上の趣旨毫も耶蘇舊教と異なるなし人民をして羅馬法王を奉せしめず英王を奉せしめんと欲したるの外別に羅馬教と異なる所なかりしなり。故にヘンリー八世在位の間は新舊兩教の人更々王の爲めに排斥せられ寧日あることなし蓋し舊教の人は宗旨に於て王と異なる所なきも羅馬法王を奉戴するか爲め王と意見を異にし新教の徒は羅馬法王を奉せる點に於て王と意見を同くしたるも宗旨に於て王と説を異にしたればなりヘンリー在位の間ニューブレンメシーと稱する條令を發し之に違犯せる臣民を罰したること僧侶寄宿所を廢して其歳入を國庫に收め舊教の徒をして貧困に陥らしめたる等の事實は英國史中に著しき故に今是に贅せず。必竟するにヘンリーは宗教革命を實行して英國々教をして獨立せしめたりと雖どもエドワード六世の即位に至る迄宗教の新主義英國政府の是認する所とならざりしなり。エドワード六世位に即くに及んで耶蘇新教の黨派大に勢力を得新教の主義に基つ

て國教を組織したるも不幸にして中道に崩し皇姉メリー之に代りて位に即くに及んで舊教再ひ其勢力を復し英國々教遂に又羅馬法王の配下に歸せりメリー在位の間耶蘇新教の徒續々嚴刑に處せられ遂に殘酷即ちゾラツァイの名を之に蒙らしむるに至りたるは事實の明白なるものなり。而して耶蘇新教の徒政府の抑壓を蒙りたるか爲め却て其數を増しメリー在位の間においても從來舊教を奉したるもの改宗して新教信者となりエリサベスの時に至りて大に新教恢復に盡力したり

女王エリサベスの時代は歐洲に宗教上及び政事上の激動尤も甚しかりし時なり。エリサベスはセシル・ニコラス・ペイ・コン・ウォルシントン・グ・ハム等鋭敏なる政事家の補佐を得て内亂外寇交々起りたるに拘はらず遂に英國をして歐洲大國中隨一の地位を有せしむるに至れり。エリサベスの時代は又貿易通商の大進歩の著しかりしのみならず文學の如きもセイクスピア・スペンサー・シドニー・フックカー等の名士輩出し其發達を極めたり。然り而して彼の憲法上の進歩に關しては較著なる事蹟殆んど無きか如しと云ふべし。エリサベスは父王ヘンリーの專横なる性

質を傳へ王室の特權を貴重すること極めて大なるか故に宗教上及び政事上の政略一として專制ならざるはなく下院議員の如きは只に其意を奉したるに止まるのみ今エリサベス時代の憲法發達を論するに及んで先づ宗教上の事項を説き而して後民政の事項に及ぼさんと欲す

千五百五十九年一月二十五日國會始めて開け英國々教の組織と其經文とを復し且シウプレンメシイ及びユニフォームミテの令を出せり。シウプレンメシイの令なるものは女王メリーの時に出したる宗教上の法律を全廢しヘンリーの時代に行はれたる法律を復したるものにして五ヶ條に別れ其第一條は外國の君主僧侶法王等英國の宗教に關して權力を有する能はざる者を定め其第二條は英國の君主宗教の最上權を有し其命に違ふものを罰するの權利ある旨を定め其第三條は裁判官府知事及び其他の官吏僧侶等宗教上に關して王命を奉すへしとの契約を爲すへき旨を定め其第四條は外國の君主僧侶等の命を奉せんと主張するものは其財産を沒收し之を再三するものは叛逆を以て罰すへき旨を定め其第五條は宗教のことに關して裁判をなすか爲めに委員を設くるの權利を英國君主に附與する旨

を定めたり。而してエリサベスカ高等法院を立て英國々教に違背するものを罰したるは第五條の精神に基けるに外ならず。此高等法院は彼の星院と同じく歴代君主人民を壓制するの機關となり後チャールス一世のとき遂に長久議院の廢する處となれるものなり  
ユニフォームミテの條令は凡て三ヶ條にして其第一條にエドワード六世の定めたる普通祈願書を修正し之を用ひしむへき旨を定め其第二條に僧侶の該祈願の書を用るを肯んせざる者は始犯のとき六ヶ月の禁錮に處し再犯のとき一年の禁錮に處し三犯のとき終身の禁錮に處すへき旨を定め其第三條に於ては相應の理由あらずして日曜日及び祭日に寺院に出頭せざるものは之を督責し貧民救濟費に供するか爲め一シルリングの料料を拂はしむる旨を定めたるものなり  
英國々教は耶蘇舊教及び新教の兩黨派中朴實にして過激ならざるものを集め一黨と爲さんと欲するの主義を以て組織したるものなり。英國々教と耶蘇舊教新教兩教との關係に就てはマコオールの説尤も取るへき處あるか如しマコール  
ノ一曰く英國々教は羅馬舊教とゼテハ(新教)との中間に立つ者なり其理論に關す

る所の宗旨はカルヒン、ノックスと雖も異議を唱ふる能はざるべく其祈神の法の如きはカーサナル、フィチャー、カーサナル、ボウルの如き人と雖も之を賛成せざるを得ざるべきなり。而して英國々教の特異の點は其王室に對する關係是なり英王は英國々教の管長なり英王の宗教に關して有する權力は判然たる限界なきか如しと雖もヘンリー及び其内閣の主張する所に從へば天鍵の全權王の掌中に在るか如し。王は英國の法王にして上帝の代官たること羅馬法王と異なるなし故に宗教の正邪を判斷するは一に王の特權に歸し王の説に抵抗するものは邪教の徒たるを免れずエリサベス位に即くに及んで神聖の性質稍々減したるか如きも其權力猶ほ廣大にして英國々教の僧侶は皆其指名に係り僧侶の集會を召集し之を中止し之を解散するも亦其特權にして王の許可を経るに非されは如何なる會合も爲す能はず説の正邪を判斷するも亦王の裁決に依れり。王の宗教に關する權力此の如く強大なりしと雖も國教の僧侶は毫も之を愛と爲さず忠義を王室に盡すを以て其名譽と爲しカルヒン派及び舊教徒と區別する英國々教の要點となせるか如し。カルヒン派及び舊教徒の徒は宗旨に至て氷炭相容れざるも政治の權力

宗教の權力を蠶食するを忌むの點に至ては即ち一なり。カルヒン派及び舊教徒の徒は不信なる君主に背きて劔を抜くの權あることを主張したり故に佛國に在てカルヒン派はチャールス九世に抗し舊教徒はヘンリー四世に抗し舊教徒カルヒン派と共にヘンリー三世に抗せり蘇國に在てはカルヒン派女王メリーを虜にしトレント河の北に於て舊教徒は英國王室に叛旗を翻せり。然り而して彼の英國の教を奉するもの此點に於てカルヒン及び舊教徒を演斥し王侯に服従するを以て其要旨となせるか如しと

エリサベスの政略は宗教の力を假りて王室の權力を保持せんとするに在るか故にシュウプレメシー及びユニフォームの條令に背くものは舊教と新教とを問はず凡て之を罰せり。而して當時舊教の徒は羅馬法王及びイスパニヤ王フリーツプの内意を受け英國政府を轉覆せんと計れるか故に之を罰する蓋し止むを得ざるか如しと雖も耶蘇新教の黨派は政府に對して異志あるに非ず故に之を罰するの政畧を得たりと云ふは不可なり。今順を追ふてエリサベスの耶蘇舊教徒に施せる處置を論し然る後耶蘇新教徒に施せる政畧に及ぼさんとす

千五百六十二年政府は新たに令を發して耶蘇舊教徒に對する政畧を明示し將來之に對して嚴刻なる處置を布告したり。上院議員ロイド、モンテイクは力を極めて政府の政略に抵抗し上院に於て演説して曰く今回政府の發行したる法律は必用のものに非ず此國の舊教徒は政治に妨害を爲すものに非ず英國の舊教徒は女王に抗するの意なく民間に暴動を起すの實なし故に英國は舊教徒の爲めに損害を被ると云ふを得ず余は斷して曰はんとす今の時に當りて法律を設け舊教徒を苦しむるは必要なきの處置なりと管に必用なきの處置のみならず尤も不正なる處置なりと思ふに此法律は人民信仰の自由に違反するものなり人民の信仰は之を誘導するを得るも之を強迫するを得へからずと。蓋しモンテイクの演説は信仰の自由を基礎としたるものにして當時稀れに見る所の議論と稱すへし而してモンテイク此の如く論したるに拘はらず舊教徒は屢々内亂隱謀を企て政府を顛覆し女王を暗殺せんと企てたり。千五百七十年の始め法王ハイヤス五世エリザベスを破門し英國人民をして之に服従するの義務なからしめて以來舊教徒の亂暴愈々甚きを致したりと雖も其以前己に反逆を企てたるも少なからず舊教徒は

凡て蘇國の女王メリーを以て英國王と爲さんと企てたるものにしてポール兄弟の反逆ノルボルク侯の反逆ノーサンパランド侯及びウエストモワラント侯の反亂の如き皆此目的を達せんか爲めに出でたり。是より後舊教徒隱謀反逆を企てたること殆んど枚擧に暇あらず而してエリザベス女王蘇國の女王メリーを刑に處せるより以來舊教徒の反亂尙は一層の甚しきを致し遂に千五百八十八年彼の舊教徒の盟主と仰かれたる西班牙王フィリップ二世は無敵艦隊を以て英國を討つに至れり。若し此時にして英國西班牙王の爲めに破らるゝに至らば英國は遂に舊教徒の國となるべきに幸にして無敵艦隊大に敗れ舊教徒の勢力の爲めに減して政府を煩はすことなきに至れり  
エリザベスの新教法に對せる處置は尤も不當にして毫も辯解すへき理由あらず新教徒即ちピューリタン派の人民は政府の抑壓を受け牢獄に繋かるに拘はらず獄中に在りてエリザベスの幸福を祈り女王能く刺客の危難を免かれ反逆を討滅せんことを神に願へり。ピューリタン派の中頑固を以て有名なる一人は曾て政府に捕へられ其一手を失へるにも拘はらず他の手を以て其帽子を振り大呼して女王万

一六二

歳を唱へたりと。今ビユリヤン派の起る所以を考ふるに彼の英國々教なる者は舊新兩教の間に立て其主義頗る着實なるか故に熱心の新教徒は之を好まず女王メリー大に新教徒を戮殺したるときに當り此熱心なる新教徒往々免れて瑞西及び日耳曼に遊ひカルヒン宗派の人と交り終に其宗教を奉ずるに至りたり。エリサベス即位するに及んで新教徒派悉々英國に歸り大に其宗旨を擴張せんと欲したるも政府は毫も其言を入れず半新半舊の説を取りて動かさるか故に新教徒遂に不満を抱きて政治上及び宗教上に自由の説を唱ふるに至れるなり。而してエリサベスは新教徒自由説を主張して政府の意を奉戴せざるを惡み遂に高等法院を設立し過激なる新教徒を罰するの政策を取れり。思ふにエリサベスの新教徒を罰したるの措置は英國將來の政治に一大變革を生せしめたり新教徒は元と英國々教を忌むの徒にして英國皇室を忌むの徒に非ず然るに皇室屢々之を冷遇するに依り併せて之を忌むに至れり。エリサベスの末年よりスチュワート王統の時代に至る迄苟も憲法上の自由を唱へ皇室の専制と抵抗するものは皆なビユリヤン黨中より出づるに至りたり

エリサベスの宗教上の政略は元より専横の誹謗を免れずと雖も法律の範圍を出て人民を虐けたること稀なるを以て或は恕すべきことなきに非ざるも民政上の處置に至ては全く法律を無視したること少なからず故に毫も恕すべきことなしと言はざる可からず。當時の國會は始め勢力極めて微にして政府の専制に抵抗する能はざりしと雖も後遂に其權力を復し女王及び大臣をして強ひて其意に従はしむるを得たり

エリサベスの専制は一にして足らずと雖も國事犯の審判其宜を得ざるか如き尤も著しきものと云ふべきなりハラムの説に従へば當時の審判は全く天然人爲の法律を無視したるものにして法廷は山賊の割據したる洞窟の如き臆裁なりと。且夫れ當時高等法院及び星院の二法廷ありて宗教上政治上の罪人を審判し又た屢々軍事裁判所に於て審判を爲せることあり蓋し此の如く數種の裁判所を設け審判を爲す所以のものは普通法に依らずして罪人を罰し以て人民を威嚇せんと欲するの意に出たり軍事裁判所の如きは平和のときに於て開くべきものに非ずと雖も尙ほこゝに罪人を審判したり

當時の専制は裁判の一事に止まらず罪人を逮捕するときの如きも亦頗る専制を行へるものにして若し政府に抵抗するの色を表すものあるときは法廷の手を経ず樞密會議直に命を下して之を逮捕したることあり。保釋の如き當時容易に之を許さず裁判所の命に依りて放免せられたるものと雖も樞密會議再ひ之を捕縛したることあり當時國會の手を経ずして出す所の王の布告の如き法律と同一なる効力を有し普通法の認めざる罪過と雖も王の布告に依りて罰すべきものと爲し之を犯したるものに苛刻なる科料を附加し或は之を禁獄に處せることあり此時に當り活版の業を營むもの或は書籍を販賣するもの、如き非常の制限を蒙り星院の命に依りて拘引せられたるもの夥多なりしと云ふ。エリサベスは又リチャード三世のときに定めたる強債禁止の法律に背き富豪の人民より強債を募集したることあり然れどもエリサベスは先代の諸王の如く強債を募集し之を返還せざるか如きことを爲さず期限に至れば直に之を返辨したるか故に人民の不平甚しきに至らずして止めり。要するにエリサベス政府の政略は女王の意に出でたるもの多しと雖も當時の大臣之れを翼賛して此の如くなるに至らしめたるも

の亦少なしとせずエリサベスの朝に在りて尤も有力なる大臣をロイド、パーリーと稱す公の英國を支配するに當てや英國は恰も一貴族の采地の如くにしてパーリー公は之か家合の如き有様なりしと。蓋し其注意の周密なるを稱するなりエリサベスの朝は四面に敵を受け之を外にしては羅馬法王、西王の如き隙に乘して英を襲はんと欲するものあり之を内にしては舊教の徒政府を顛覆し女王を暗殺せんと欲するに際しパーリー公女王を翼賛して尤も力ありと稱す。然れどもパーリー公の政略や頗る秘密を貴ひ探偵を四方に派出して匪徒を探知せしめたるが故に疑懼の念民間に生し政府を怨望するもの日に多を加へたり。エリサベス在世の間下院に於て權力を有したる黨派は大概ピュリタン黨にして其中憲法に通曉したる人少なからず屢々政府の専制に抗し勝を制したることあり當時國會と王室との間に在りて屢々葛藤を生したる重大の問題二種あり其一は王位繼承の問題にして其一は國教改良の問題是なり。女王即位の初に當り國會は屢々女王の配偶を求めんとを務めたりと雖も容られず女王百歳の後蘇國の女王メリー王位を繼承すべき傾向あるか故に早く皇繼を定めて皇位繼承の争亂なからしめ

んことを女王に請願したること屢々なれどもエリサベス固く執て聽かず故に國會は女王の認可を経ずして自ら皇繼を定めんと爲し遂に女王の怒に觸れて皇位繼承のことを議するの權利を中止せられたり。此に於て下院議員は政府國會の議事を中止する權なしと稱し政府に迫りて解禁を促せるか故にエリサベス又止むを得ずして解禁を布告したり

國教改良のことに關してピユリタン黨派の人尤も過激の議論を主張し爲めに刑辟に觸れたるもの少なからず就中ピーター、ウエントオースと稱する議員の如きは尤も之に熱中し屢々過激の演説を試み爲めに捕縛せられたること前後三回の多きに至れり。此他コーク、ストリックランド等の諸士も亦國教の改良に關して罪を得たり。之を要するにピユリタン黨派は英國々教の羅馬教に類似するを惡み之を改良して紗然たる新教と爲さんと欲したるに外ならずと雖も此事遂に行はれずして止めり

當時下院議員の多數頗る柔順にして強てエリサベスの專制に抗せざりし所以のものは之に抵抗するの精神に乏しきに非ず英國憲法の歴史に暗くして之に抵抗

するの學力を備へざるに非ず只夫れ當時英國危急存亡の秋にして内憂外寇更々起りエリサベスの勇氣と智才とに非ずんは能く國教を維持し國家の獨立を保つ能はざるを知らはなり。故に下院のピユリタン黨派中二三の人々は屢々王命に抗したることなきに非ずと雖も連合して政府に抵抗するに至らず。然り而してエリサベスの本年に至り無敵艦隊一敗地に塗り和蘭合衆國西班牙政府に抗し西王フィリップ二世死しヘンリー四世佛の王位に登り歐洲の全局面に於て新教の勢漸く盛大なるに至るに及んては下院議員亦往時の如く從順の處置に出てす其全力を集めて政府に抗するに至りたり。蓋し千六百一年の國會は始めて政府に抗するの色を表したる國會にして之より以後數時代の間漸く其權力を増し遂にチャールズ一世を刎ぬ共和政府を英國に立つるに至りたる端緒は已に此時に於て開けたりと云ふべきなり

當時の國會は專賣權のことに關し政府に抗して遂に全勝を得たりエリサベスは其の即位の初めよりして恣まゝに專賣權を其の寵臣に與へ此の時に當ては石炭、鹽、油酢、鐵、鉛、硝子、製皮、糸等の諸物品盡く專賣に係り非常の價銀を拂ふにあらすん

は人民之を買ふ能はず。是より先數年千五百七十一年に於てヘルと稱する議員專賣廢止の議を下院に呈出したるも樞密會議に召喚せられ其督責を被りたるが爲め遂に其志を達する能はずして止り。而して此時より後專賣の物品益々其數を増し人民の不平日に益々甚しくして下院之を看過する能はず此に於てロンドントハイド氏亦專賣廢止の議を呈出し政府黨の人種々の方策を設け之を妨げんとしたるに拘はらず遂に專賣廢止の請願を政府に出せりエリサベスは全國の人民國會に左袒して勢ひ之を拒む能はざるを見遂に請を許して專賣廢止の令を出せり。是れ蓋しエリサベス在世のとき國會勝を得たる第一の例にして從來國會の權力を發達せしめたる端緒なりと云ふ

チユウドル王統の時代特にエリサベスの時代に於て國會下院の權力次第に増加したるは國會の特權大に其數を増せることを以て證するを得へし撰擧の葛藤を判決する國會の權利に關してフエラアースモローノウエル及びノーホーク州等の場合は既に前段に於て之を説けり。蓋此時代に當り國會は前段に詳説したる三種の特權の外院内の規律に關し數種の特權を得議員の院内の秩序を亂すも

のを罰するの權利を得たり。國會議員の一人マヨンストリーと稱するもの千五百四十七年下院の命に依りてロンドン塔に禁錮せらる蓋しストリーは宗教革命に反對し攝政ソマーセット公に對して不敬の演説を爲せるか爲め禁錮せられたるなり。千五百八十一年アーサーポールと稱する議員下院を誹謗したる書を著したるか爲めに下院を放逐せられ國會解散のときに至るまでロンドン塔に繋かれ五百マルクの科料を科せられたりと云ふ是れ蓋し下院議員の放逐せられたる始めなり。千五百七十一年下院はウエストベリイ邑に科料を科せり是れ蓋しトーマス、ロンクと稱するものより四磅の賄賂を取り之を議員に撰擧したるに因る賄賂の爲めに國會の罰を被れるは之を以て始とす。千五百九十三年上院議員は下院の特權なる賦金發議の權を奪はんと欲し人を下院に遣はして賦金上納の儀に付き連合會議を開かんことを請へり下院此請を容れ會議を開きたりと雖も議論遂に合はずフランシス、ベーコンの發議に因り此會議を以て賦金發議の特權を害するものと認め遂に之を中止したり。エリサベスの政府は專横極りなく屢々憲法に違反せる行爲ありしと雖も憲法の主義は理論上毫も破れざること以上掲げ



たる例證に因りて明なりと雖も尙ほ別に不可動の證據のあるあり。千五百五十九年ロンドンの僧正アイルマー有名なる宗教改革家ジョンノックスの著したる婦人政府に反對する號令と稱する書に對して婦人の政府危しとするに足らざる理由を枚擧し一書を著せり其理由に曰く第一英國は婦人の支配するに非ずして法律の支配する所なり只夫れ法律執行者を使命する權利婦人に存するのみ第二女王は法律を制定せず國會之を制定す女王は法律を破らす法律は國會と女王と連合するに非ずんば破る能はず若し夫れ英國にして女王又は王の意志に従ひ支配さるゝ者ならしめんには若し夫れ女王は國會の許可を経ずして法律を制定し得る者ならしめば若し夫れ女王は宣戰媾和の事を定むるの權利を有するものならば若し夫れ女王にして立憲の君主に非ず專制の君主ならば之を危むも亦宜なりと。千五百七十七年に出版したる英國一斑と稱する書中に於て著者ハリブン氏國會の事を論じて曰く國會は國中に於て最上專制の權を有するものなり王又は貴族と雖も之に抗する能はず王は屢々國會の爲に其位を奪はれ且つ法律起草及び廢止の權之に屬し宗教改良の權又之に屬せり要するに往時羅馬人民其

セントリヤチス及びトリビュニチスコミテスに於て爲せる所の事業は英國人民其國會の手を経て之を爲すを得へし云々と。千五百六十六年下院議長ジョンスロー國會の開場式に於て女王に言を奉て曰く英國の普通法に於て君主多く貴重すへき特權を有すと雖も恣に人民の金穀其他の物品を奪ふを得ず是れ蓋し他國の君主と英國の君主と異なる所以なりと。有名なるフツカー氏エクレンボーヤスチカル、ポリチーと稱する書に於て又君主の有限なる所以を論し其他エリサベスの國務卿サト、トーマス、スミラーも又書を著して之を論せり。然り而して當時又之に抗するの新説漸く其萌芽を生し專制の權力は王者の特有なりと稱するもの又往々にして是あり當時の法律家及び宮中の官吏等或は之に同意を表するものなきに非ず蓋し此二種の説はスチウワート王統のときに至り大に軋轢し君主の一人其首を失ひ一人王國を放逐せられて後始めて葛藤の局を結へり

第五篇 スチュアルト王統

第一章 略史

エリザベス女皇生涯婚せず其殂するに及でスコットランド王ジョージ六世兼て英王の位を蹈みジョージ一世と稱せらる是れスチュアルト王統の第一王なり。スチュアルト家はヘンリー七世の女マーガレットの血統たるが故に遂に英王と仰かるゝに至れるなり。ジョージ一世在位の間王權と民權との争ひ漸く甚だしかりしが未だ破裂するに至らず位を其子チャールスに傳へり之をチャールス一世となす。チャールス一世議會と争ひ其結果内亂となりて遂に斷頭臺の露と消へたるは何人も知る所の事實なれば茲に贅せず。チャールス死して英國の政體一變し彼のクロンウエルの支配したる共和政の時代となりクロンウエル在世の間内亂全く治り國威海外に輝やきしが其子リチャルド不肖にして父の後を繼ぐ能はず且此時反動の勢起りてチャールス一世の子チャールス二世迎へられて王となりぬ是を王政復古となす。チャールス二世晩年政を失ひ且つ佛國の賄賂を受け其王ルイ十四世の國使する所となり民心大に激昂したりしが其弟

ジョージ二世即位するに及んで官民の衝突益甚だしく且つ王舊教を信じ新教の徒を虐げ加ふるに人民を抑壓して至らざる所なかりしを以て人民遂に堪ゆる能はず國會の議決を以て王を國外に放逐し荷蘭なるマレンダウイリヤムと及び其配遇なるジョージ二世の長女メリーを迎へ英國の王及び女王と仰げり是を千六百八十八年の名譽革命と云ふウイリヤム三世英邁の資を以て其の得意なる外交の技倆を振ひ佛王ルイ十四世を敵として歐洲各國の盟主となり大に英國の國權を擴張せり。ウイリヤムメリー子なく王位はメリーの妹アンに傳はりぬ。アンの時代はウイリヤム三世の意志を繼ぎ歐陸の戦争に従事し將軍マルボロ公大功を彰はしたる時代なり。アンも亦天子なかりしを以て王位は嘗て國會か議決せる王位繼承例に基づきハノバルの司撰侯ジョージ一世に傳はれり是より以後をハノバル王統と云ふ

第二章 スチュアルト王統(ジョージ一世)

ジョージ一世王位に即けるときは英國歴史中に於て危難多き時代の一なり。ヘンリー六世のときより以來君主專制の主義萌芽を生しヘンリー八世のときに至

りて其極點に達したること既に前章に於て詳なり。然り而してエリサベス在世の末年より自由主義再ひ其勞力を回復しビュリヤン黨派の團結漸く鞏固を致し以て女王に抵抗したりと雖も當時官民の輒輻甚しきに至らずして止めりゼームス一世王位に即くに及んでビュリヤン黨派の人皆以爲らく政府は必らず從來の弊政を矯め國會の甘心を得るを務むへしと。而して若し政府從來の弊政を矯めざるに於ては古來國會の享有せる特權を主張し特に宗教の改良を行ひ大に耶蘇新教の主義を擴張すへしと決心したるに外ならず只夫れ當時のビュリヤン黨は敢て急激の變革を冀望したるに非ず國教の中に就て耶蘇舊教の餘弊を排除し國會の國權をして失墜するに至らざらしめんことを冀望したるの外餘念あらざるなり

ゼームスは蘇國に在りて耶蘇新教の一派なるプロスビテリヤン僧侶の教育を受けたるか故に英國々教を改良するに就て敢て異見を挾むへきにあらざるか如し然りと雖も王のプロスビテリヤン僧侶に教育せられたる結果は却て耶蘇新教を忌憚するの念慮を起さしめ大に英國ビュリヤン黨の人々をして失望せしめたり。

蓋し蘇國の僧侶は國事に干渉するを以て己れの任と爲し説法臺を變して政談場と爲せるか故にゼームス常に之を忌みヂヤツクトム。チツク。ウイルの如き齊東野人に政事上の教育を受くるを欲せずと云へり。且つ夫れゼームスは有名なる學士ウヨイヤブカナマの教育を受け自から能く消化する能はざる學識を備へたるか故に平生其學識に誇り自からイスレールの王ソロモンに比して人の企て及ばざる天稟の才を具へたりと思へり故にゼームスと時を同ふせる佛國有名の政事家サレノ公之を目して耶蘇教國中尤も學問ある愚人なりと云へり。ゼームスのプロスビテリヤン教派に反對したるは宗教上の道理に基かず寧ろ政事上の道理に基けるものと云ふへしプロスビテリヤン宗の君主政治に對する關係は恰も悪魔の具神に對する關係の如しとはゼームスの常に唱道したる説にして官僧を以て王室の干城と爲し僧正なき國に君主あることなしと唱へたるも亦ゼームスの持説なり。故にゼームスはビュリヤン黨を冷遇し國教の僧侶を優待し又屢々羅馬舊教徒を處するに寛大の處置を以てしたるに依り益々ビュリヤン黨即ち國會の甘心を失ふに至れり

一七六

ゼームスの専制は嘗に宗教のみに止まらず當時自由を愛するの精神は智識の傳播するに從て大に發達し且つ希臘及び羅馬諸大家の書を研究すること大に行はれたるか爲めに共和主義の傾向漸く國會に現はれたるに拘はらずゼームスは不斷帝王神權及び君主無責任の新説を主張し大に民心を離反せしめたり。抑も此の帝王神權の新説と云ふはゼームス未だ蘇國に在りしとき自由君主政體の新規律と稱する書を著して以て大に主張したる所にして爾後英國々教の僧侶及び宮内の官吏等之に和し遂にチャールズ一世の時に至りホルマーの手を経て大成し過激なる保守黨派の奉ずる所となれるものなり。當時此説を爲す者皆な主張して曰く上帝は世襲君主政體を特に愛顧せらるゝものなり長子相傳法は神定の制度にして耶蘇宗の制度又はモセスの制度よりも舊し假令立法部の力を以てするも假令如何なる人力を以てするも假令反對の地位を立つもの一時之を奪ふことあるも王者の正統なる權利は遂に之を奪ふを得ず此の如く王者の權力は専制ならざるを得ざるものにして英國及び其地に於て君主の特權を制限する法律あるは是れ王者の讓與に出でたるものなれば王者自由にして之を回復するを得べし王者

の人民に爲せる所の約束は己れ當時の意志を明示せるものにして之を履行すべき義務を有する所の契約には非ざるなりと云ふは當時の憲法史に於て王の政事に就て有する所の意見概ね此の如くなるを以て彼の古來より遺傳したる權利と特權とを主張するを己れの任と爲す國會議員は自然之と意見を異にして軋轢を生ぜざるを得ず王は即位の初めよりして専横の處分を爲し己れ將來取る所の政略の徵候を示せり蘇國を出て、倫動に來るに及び王は直に一人の賊を捕へ之を審判せしめて直に之を處刑し又第一の國會を開くに及び下院の特權と獨立とを蔑視したる所行を爲せり。即ち國會議員を撰擧するに及びゼームスは撰擧せられたる人豫じめ定めたる種類に屬せざるものなりと見るときは之を不當不完全と爲し更に改撰せしめたり

千六百三年三月十九日を以て第一國會の議員初めて集會したり當時の議員皆悉く思へらく皇室と國會との争は蓋し避くべからずと國會開期の時に當り議長サミュエル・ド・ラ・シェリツス・ゼームスの演説に對し言を奉て曰く我英國に於て國會の許可即ち普通人民及び貴族の一致と君主の同意あるに非ずんば新法を立て舊

法を改良し不便なる法律を廢止する能はず王は上下院の議決を拒絶し又は承諾するの權利を有すと雖も立法の權を有せず各種の法律は必ず二院を經過して然して後に王の認可を得ざるべからずと

下院議員は直に撰擧の葛藤を裁判する權利と逮捕の自由とを主張し且つ強買の濫用と專賣の許可とに關し大に論議する所ありて以て政府從來の弊習を矯正せんとせり。且此時に當て下院は一編の建言書を政府に奉り王の英國の國躰に就て抱く所の誤謬を破らんと欲し左の數件を其中に掲げたり

第一 下院の特權及び自由は土地又は財産を所有する權利と均しく下院議員の祖先より遺傳したる權利なり

第二 若し此權利を毀損したるときは英國全般に對して損害を與へたるものなり

第三 國會の開期に當り議員の其特權を享有すべき請願を政府に爲すは古來の禮式にして是か爲めに議員の權利を弱むべきものに非ず

第四 下院は最高等の法廷にして古來より法廷と見認められたり

第五 國會は英皇の認可を得て他諸裁判に法律を指揮するものなれども他の

法廷より法律又は命令を受けたることなきか故に全國の諸裁判所は威嚴と權力とに於て之と匹敵すること能はず

第六 下院は撰擧の葛藤を裁判する權利を有するものにして他の諸裁判所之に關するを得ず。チャンセリイ裁判所は議員を召集することを主ると

雖も是れ元と國會の便を計らんか爲めに爲すものにしてチャンセリイ法廷は撰擧葛藤を裁判する權利を有する能はざるなり

此建白の中に記載したる事項は此他數件あり就中宗教に關する事項の如き最も注意を要すべし。當時下院は其建白中に論じて曰く若し人あり陛下に告げて宗教のことに關する英王の權利は國會の箝制を要すべきものに非ず宗教を變革し宗教に關して立法を爲すか如きは英王の專斷に任すべきものなりと云ふ者あらは是れ大なる誤謬にして陛下の信すべき説に非ざるなり然りと雖も下院議員は敢て宗教上の急激なる變革を爲すを好まずピユリヤン宗の宗旨を奉して英國國教を全廢すべき念慮あるに非ずと。下院議員の此建白中に述べたる説は毫も政

府に阿ねるの嫌なく而して又保守の精神と君主政體の氣風とを失はざるものにして是より後八十餘年間王室の專横を制限するに盡力したる精神は先に已に此時に於て現れたるものと云ふべし。人あり此建白を評して曰く當時下院議員は正義に適はざる請求を爲せるに非ず此請願の箇條は一として國民の幸福と國會の威嚴とに必要ならざるものなく其云ふ所此の如く正しきか故に敢て過激の言を爲さず能く忍耐して政府の弊習を一洗するの業を取るを得たりと

國會の第二及び第三の會期に際し王と下院議員との軋轢益々激なるに至れり第三の會期に於て同一の原案を一期に再度呈出するを禁するの議初めて決せられたり是れ蓋し下院より強買に關する議案を上院に送り其廢捨せらるゝに及んで再ひ之を送りたるに依り遂に必要なるに至りたるなり。千六百七年下院は王の請求に依り其議員サー、クリストファー、ピゴットを下院より放逐し遂に之を獄に繋けり。是れ蓋し蘇國人の名譽を毀損すへき演説を議場に於て爲せるに依るなり。思ふに此一事は下院の特權を毀損したる處置に非ずして寧ろ之を鞏固たらしめたる處置と云ふべし此時に當り國會中問題の尤も重大なるものは英蘇兩國合併

の得失是なり。セームスは鋭意此合併を計畫したりと雖も英蘇兩國の人民相互を疾視するか故に合併整はず只リチャード二世以來エリサベスの時に至る迄英政府より發したる蘇國を敵視するの法律を廢したるに止まれり

セームスは國會の其特權を主張して動かさるを憤り閉會の後に於て再ひ之を招集せす然れども國會招集せられずんば政府收入を得るの途なきを以て恣に海關税を重くして以て之を得んと欲し外國より輸入する諸物品に増税を爲せり。此時に當てレバント會社の商人にウォン、ベイツと稱する者あり國會の命に非ずして増税を賦課するは政府の越權なりと主張し遂にエキスチエツカル法廷に於て審判を仰きたり當時判事長フレミング之を判決し大に人心を驚かしめたり。フレミングの説に曰く王の權力は通常及び非常の二種と爲すを得べく其通常の權力は所謂普通法に従ふべきものにして國會の許可を要すべきものなりと雖も其非常の權力は普通法の制限する所に非ずして王の明智に従ひ使用するを得るものなり而して通常の權力は一人の利益に關係するものにして非常の權力は人民全般の利益に關係す彼の海關税の如き人民全般に關すべきものなるを以て王

の非常權力内に屬す總て海關稅は其往古より賦課せるものと近代に至て賦課せるものとを問はず外國貿易の結果たるに外ならず然り而して外國貿易其他外國に關する事項例へは宣戰媾和條約締盟の如き古來王の專制權に屬したるものなり王已に其原因に就て專權を有す何そ其結果に就て專權を有せざるの理あらんや輸出輸入は總て王の港灣に於て爲す所のものにして而して彼の海港は王恣に之を開閉し得るの關門たるや明けしと。裁判官の一人たるクラーク氏又説を爲して曰くエドワード三世か毛布又は其他の物品に輸入稅を課するを禁したる法律は後世子孫を制限するの權力を有せざるものなりと

千六百九年上院議員再び招集せられたるときに當り高等法院のことに關して政府に建言する所ありたり是れ蓋し當時王室に媚び國憲に違反する説を爲すものあるに依る。博士コニルはケンブリッヂ大學法律科の講師なり曾てインタープリンターと稱する法律の字書を著はし王即ちキングなる字に解釋を下して曰く王は專權を有するものなるか故に法律の上に在り法律を制定するに當り國會を召集して之を議することありと雖も之か爲めに制限せらるゝに及ばず慈愛の意に出

て即位の時に於て爲せる約束を履行するに止まるのみ而して王は即位のときに當り國家の法律を變更す可からすと云ふ誓言を爲すと雖も若し法律にして公衆に害ありと認むるときは之を變更し或は之を廢止するも妨げなし故に余は王を以て法律の上に位するものと爲すと。氏又國會の字義を解釋して曰く王の國會の上に在りとするの説眞ならざる可からず然らずんば王は專制の君主と稱するを得ず故に國會の承諾を得て法律を制定することは慈仁の政略に出でたるものにして之を變ずれば多少の危険なきを保する能はずと雖も法律を以て君主を制限し君主をして法律を遵奉せしむるは專制君主國の性質に違反することならざる可からず而して英國の王は專制君主にして然かも其專制權を殺き國會の承諾を経て法律を制定するか故に國會は其恩に報ゆるか爲め賦金を入るゝに外ならざるなりと。下院議員此説を聞き大に怒り且ゼームスの此著述を稱賛したるを傳聞したるか故に上院議員に乞ふて之を處置する方法を協議せんとせり。ゼームス之を聞くや直にコニルを召して其説の不當なるを責め又令を發して此書籍を購求するを禁し已に出版したる者を政府に沒收し以て下院を慰撫せり

三三四  
當時下院議員は王の布告のことに關して政府と争ひ遂に好結果を生せり宰相サリスベリー侯はキングスベント裁判所判事長なるサー、エドワード、ヨークを内閣に召し王の布告のことに關して二箇條の質問を爲せり。曰く王は倫動府内に新に家屋を建築することを禁ずるの布達を出すへき權利ありや曰く王は小麥より糊を製造することを禁ずるの權ありやと。蓋し第一條は倫動府の範圍廣大に過ぐるを止めんとするの意に出てたるものにして第二條は食品たる小麥を他に用るを禁し饑饉の豫備を爲さんと欲する意に出たり。ヨークは此質問を以て重要なことと爲し退て他の判官と協議せんことを乞へり此に於てフレミング、ダンフロルド、アルサム等の諸士、ヨークと協議し遂に樞密會議に於て其説を開陳せり。其畧に曰く王は自ら布達を出して新に刑罰を増加するを得ず若し王にして之を爲すを得は如何なる事項に關する法律と雖も之を變更するを得之に従はざるも之を罰するを得ればなり然れども王は已に制定せられたる法律を遵奉すへしと人民に諭告し之を遵奉せされは法律に依て定めたる刑罰を附加するを得へし王は又法律の星院に於て審判するを許さざる罪を星院に移して審判せしむる能は

す之を要するに王は英國法律の認めざる特權を有する能はざるなりと。此時に當り判官諸氏か法律を確守して動かざる舉動は大に英國の自由を利益したるものと稱すへし是より以後布達を發して法律を無効ならしむること須らく行はれず科料附加及び禁獄に關する布達の如きも屢々出さるゝに至れり  
千六百三年に集會したる國會は千六百九年に至りて解散し以後三年の間セームス國會の力を假らすして政を爲さんと欲せり。然れども王は經濟の力に乏しく財政の困難少なからず故に公債を募集し内璽を鈴せる證券を發して強債を募集し星院に於て附加したる科料の納金を追徴し佛國に迫て六十五万磅の舊債を拂はしめ和蘭人をして嘗てエリサベス時代に借れる負債を年賦にて返済せしめ一株十万磅の價を以て貴族の位を賣りパロチットと稱する士爵を制し一千磅の價を以て之を賣り又王室財産を賣却して収入の不足を補へり。此の如く収入増加の方便至れり盡せりと雖も財政の困難は日に益々甚しく千六百十四年の初めに當り政府負債の額六十八万磅に達し其毎歳の費用は収入に超過すること二十万磅なるに至れり



財政の困難此の如く甚しきを以て政府の官吏中國會召集を王に勸むる者あり就中サー、ヘンリー、チピル及び老徳、ペイコン尤も之を主張したり。チピルの説に曰く先に解散したる國會議員の屢々王命に抗したるは敢て他念ありて然るに非ず又王に對して惡意あるに非ざるなり故に若し王の處置にして公平ならしめは先きの國會議員をして政府を助くるの方向に向はしむること敢て難きに非ず只夫れ王は務めて下院議員の要求の正理に近きものを許し其心を慰めざる可からずと。ペイコンの説はチピルの説に比すれば權謀術策の誹を免れす曰く下院をして政府に従順ならしむるの方を講ずるは敢て難きに非ず近來下院の議員中に於て錚々の聞えあるチピル、エルバートン、クルー、ダドレー、チックス等既に政府の買ふ所となれり。然して今恐喝と賄利との手段を用ひ先づ議員中の法律家を眩惑し次て地方の紳士商人等を籠絡するに於ては何の恐れか之あらんや且夫れ王は議員の請求せざる以前に於て王の特權中之を失ふも毫末損失なき者を撰ひ之を下院に譲り以て緊要欠く可からざるの特權を保護するを宜しと爲すと此他王に議員の召集を勸めたる者數多ありと雖も其意大概權謀術數に出でざるものなき

を以て在野の民權黨派は之を傳聞し愈々政府を疾視するの念を増せり。當時議員を召集するに及んで政府百方盡力したるに拘はらず其三百有餘名は特に政府に抵抗するの約束を以て撰擧せられたるものなりし  
 新に召集せられたる國會は千六百十四年「ウエストミンスター」に集會したり。王は其開場式に臨て温言以て議員を慰撫せるに拘はらず議員は直に賦課金のことを議し國會の許可を経ずして租税を課するは王の權利に非すとの議決を爲し尙上院に協議して之に同意せしめんと欲せり。是に於て王は直に使を上院に遣はし先づ賦金上納の額を定むへしと命するに上院之を聞かず故に王は止むを得ずして直に國會を解散せり。蓋し此國會は會期の僅に二ヶ月にして解散の命を被れるなり當時王は只に國會解散を以て満足せずウエントオース、ホスキンス、チピル、チユート等の議員を獄に送り尙ほ其他數人の議員を罰したりと云ふ  
 第二の國會を解散したる後六年間王は國會を開かず強債、專賣、科料等を徵收し政費に充て又廣く全國に令して献金を募集せり蓋し献金のことたる大憲章以來リチャルド三世のときに至る迄屢々命を出して之を禁し之を募集するは憲法に反

したる行爲なること明瞭なるか故に人民往々之を拒むものあり。而して彼の有名なるナリパーセントジョンの如き特に力を極めて之に抗し王を目して即位の誓約を破りたるものと爲せるか故に遂に倫敦塔に禁錮せられ五千磅の科料を課せられたり。

此の時に當り王と判事長コーク氏との間に隙を生ぜり蓋しコーク判事長たりざる以前に在りては裁判官皆なゼームスの意を奉し毫も之れに抗するなく司法権の獨立一時地を拂ふに至りたり。コーク職に就くや王は法律を枉ぐる能はざるを主張し毫も其意を迎へざるか故に遂に輒輾を生ずるに至りたるなり。王とコークとの輒輾は千六百十六年に至りて其の最上點に達し僧正メールに關する判決を爲すに當り王猶豫を命したるもコーク之を聽かざるか爲め遂に職を免せられたり。夫れコークは司法權を維持せんか爲め一身を犠牲に供せるを以て後世の歴史家之を贊譽して措かず。就中ガーチナル氏の如きは之を論して曰くコークの免職はチユイドル王統の歴史よりスチユワルト王統の歴史に變遷すへき時代の終末を示したるものにして之を以て英國歴史中の一大記事と爲すを得へし。是より先ゼームスは其在世のとき及び其子チャールズの時代に於て濫用したる權力を得るに汲々たりしかコークの職を奪ふに當りて遂に其目的を達し以後英國の裁判官は理論上及び實際上君主の意を迎へて其職を奉するに至り王室の特權又裁判官の爲めに攻撃を被ると無し蓋し國會を開かざるべきに於て王權を掣肘する者皆に判事あるのみ。而してコーク職を辭するに及んで司法權又地に落つ英國民權の情勢岌々乎として其れ危哉。

ゼームスの外交政略も亦大に人民の不滿を増せり。ゼームスは和蘭を助けずして西班牙と和を講し西國の皇女を迎へて太子チャールズの妃と爲さんと欲し百方其歡心を得んことを務め遂に其請求に應じてサー、オルター、ラレーを殺せり。且夫れゼームスは三十年戦争の始めに當り其女婿フレデリックを助けずして獨乙皇帝と和し遂にフレデリックをして其所領を失はしめたり。此の如くゼームスの處置盡く其當を失し人民の不平日に益々甚しく財政の困難も亦頗る大なるか故に遂に第三國會を開かざる可からざる場合となれり。

ゼームスは千六百二十年第三の國會を開き賦金供給を要求せりと雖も國會は容

易に之に應せず先の判事長コーク氏の動議に依り大臣彈劾のことに着手せり。夫れ大臣彈劾の權は千四百年代に當り彼のサツファルク侯を彈劾してより以來一時不用に屬しチュードル王統の時に於て大臣の彈劾せられたるもの一人もあることなし。セームス即位するに及んで下院は漸く政府に抵抗するの色を表はし遂に將に失はんとせる彈劾の權を恢復して先づ專賣權を濫用したるモンブソン、ミツチエル等を彈劾し而して後に有名なる大法官ベイコンを彈劾するに至りたりベイコンは大法官の地位に在て賄賂を收めたる罪ありと判決せられ四万磅の科料を課せられ倫敦塔に禁錮せられ將來官吏又は國會議員となることを禁せられたり。思ふに下院彈劾の權利はベイコンを彈劾したるか爲め漸く恢復の緒に就き其後千六百二十四年大藏總裁ミツドルセツクス侯を彈劾して遂に全く之を恢復せり。ミツドルセツクス侯は大藏總裁の地位に在て賄賂を收めたるか故に彈劾せられたりと雖も當時彈劾せられたるものは辯護人を用ゐるを許さざる制規なるを以て侯大に之を不平とし爲めに其無罪を辯明する能はずと云へり。侯は遂に其罰を免るゝ能はざりしと雖も以後彈劾に辯護人を許すの制度爲めに

定まりたるを云ふ。此國會は四ヶ月の間種々改良案を議決し賦金供給の求めに應ぜざるを以てセームス遂に之を中止せり。千六百二十一年第三國會の第二期會を開く此の時に當りセームスはコーク、サンテース等を捕へて復讐を爲さんと謀れるか故に議員は益々政府に抵抗するの色を表はし遂にコークの動議を用ゐ太子チャールズの西國皇女を娶るを不可なりと議決し王に建言する所ありたり。セームスは國會の建白を嘉納せず國會は政府の秘密に干渉する權なしと答へたるか故に議員は再び王に建言し言論の自由は英國人民其先祖より傳來せる權利なりと主張し強て西國婚儀のことを議せんとせりセームス此に於て國會に書を送り國會の特權は英國人民其祖先より傳來したる權利に非ず余の祖先の恩恵に依て與へたるものなりと言へるか故に國會遂に之を黙々に附する能はず千六百二十一年十二月十八日を以て有名なるプロスラー、ジョン即ち辯駁書を議決し之を國會の議事録に登録せり其論旨の大要は左の如し

國會の自由特權は英國人民の古來より世襲したる疑ふべからざる權利なり

メチメント王統(セームス一世)

國王國家の防禦英國々教法律の制定其他凡百の弊害矯正に關する事項は國會に於て論すべき正當の問題なり此等の事項を議するに當て國會の各議員は言論の自由を有すること勿論なり議員は又た随意に問題の順序を定め之を議するの權を有す(條件許諾を爲すに欠くべからざるものなり)

國會の各議員は國會の中に在て彈劾禁錮等を免るゝの自由を有す但國會自ら之を罰するは此限に在らず

國會に於て論議したることに関し王室に不敬なることあれば下院全体より之を王に上申すべく王は他言を信するを得ず

セームスは下院の此議決を登録せるを聞き直に會議録を樞密會に出さしめ會議の前に於て自から之を裂き國會を解散しコルク・フヒリツプスの二人を倫敦塔に送りセルデン・ヒム等を他の獄に繋ぎ其他の議員に被らしむるに相當の罪を以てせり蓋し此時を以て上院議員中又政府に反對するの色を表はしたるものあり

ハラム之を評して曰く上院の王室に抵抗したる色を表はしたるは國民の精神將

に大に一變すべき徵候なりと。當時上院議員の中に於てオックスフォード侯サンプソン侯は政府に反對したるが爲めに倫敦塔に禁錮せられたり

千六百二十三年セームスは第四の國會を開きたり。當時皇太子と西國皇女との婚儀整はざるの勢なりしを以て國會は大に満足の色を表はしセームス又強ひて之を壓抑することなく官民調和の色表はるゝに至れり。當時の國會は專賣に關する法律を議決し專賣は總て國家の大法に違反するものにして之を許すの布告は無効のものなりと爲せり。千六百二十四年セームス此國會を解散し翌年遂に崩す。ハラム嘗て此時代官民軌轍の結果を略叙して曰く下院議員は二十年の間人民の自由を恢復するを勉めたりと雖も其結果は專賣を禁するの一條を議決したるに止まるのみ然れども當時の下院議員は彈劾の大權を回復し國會の國家の大事を決議する權ある所以を會議録に特書し王の布達を以て恣まゝに人民を箝束し輸入税を課するの不法なる所以を王に建白し且撰擧の葛藤を裁決するの特權を確めたり然りと雖も此等數種の特權中未だ全く鞏固なるに至らざるものあり而して之を鞏固ならしむるは將來の國會が將に負擔すべき所たるに外ならず